

時に於て特に我が教育界を震撼したるものはベルゲマンの教育學說があつた。かくて社會的教育學は旺盛を極め、ヘルバルト派個人主義の缺陷を補正せんとするに至つた。此の如くベルゲマンの社會的教育學說は一時稱讃を博し一生面を開いたものであるが教育の事實を理論的に説明し解釋してそれを指導する原理を組立てる點に於て頗る不充分であつた。さればこの時代に於ける教育學說は教育思潮に關しては一大勢力となつたに拘はらず初等教育の實際は依然としてヘルバルトの五段教授法に依つたものである。而してこの際に於て全く其の立場を異にし一種の教育主義を唱道したるは、樋口勘次郎の活動主義の教授法であつた。ヘルバルト派の全盛を極めて居るに際して統合主義新教授法といふ一小冊子を公にし教授法に關して新主義を主張したものである。又ヘルバルト派の教育主義の行はれた頃單級小學校の模範學級が各府縣の師範學校附屬小學校に設けられた。單級學校の教授法に付ては可なり各所で講習會も開き研究もされたがヘルバルト派の教育主義とを單級教授法とは其の間に何等の關係も存し居なかつた。單級教授は程度の異なる數學年の兒童を一學級として複雑な教授を施すのであるから五段教授法を適用することは固より困難である。其の點から見れば單級教授法は寧ろヘルバルト派の教育主義に適せざるものといはなければならぬ。然しながら等しく獨逸に行はれて居るものであること、殆ど同時に我國に輸入されたことの爲其の間に關係のあるもの、如く考へた教育者もあつたやうである。單級教授法の研究は可なりに進歩を見たのであるがもと學級編制の問題で如何にすれば最も便宜であるかといふ問題に過ぎなかつた。爲教授法の研究法としては格別の結果を表すに至らなかつた。

吉田 熊次  
著本邦教育史概説國民教育獎勵會編纂教育五  
十年史概山榮次論文初等教育の實際に據る

#### 四、國語國文の改善

國語國文國字の改良問題は、夙に其の必要を叫ばれたるが明治二十七八年戰役後再これが改正の急を説く者が出て來た。言語學會は明治三十一年上田萬年、金澤庄三郎、藤岡勝二等の組織したるもので三十三年より言語學雜誌を發行し、言文一致會は三十三年三月林堯臣等の發起によつて起り、帝國教育會内にも國字改良部が相前後して出來た。文部省でも亦夙に國語調査會の必要を認め居つたが遂に行はれなかつた。かくて三十三年八月公布されたる小學校令施行規則に於て字音假名遣及漢字表の發表されたので再世論を喚起し殊に字音假名遣の棒引は賛否の論がやかましかつた。其の後帝國教育會内國字改良部の有志は政府當局及政黨有力者に運動する所あり次の議會に同會設立の費用を兩院共可決し明治三十五年三月勅令を以て國語調査委員會官制が發布せられた。同會委員長には加藤弘之博士任命せられ主事には上田萬年これに當り大槻文彦、芳賀矢一、上田萬年等主査委員として文部省の一室に於て調査に従事したるが國字問題は遂に根本的解決を見るに至らなかつた。

當時初中等學校に用ゐる教科書の文體は多く文語體であり殊に中等學校で生徒に課する作文はすべて文語體であつた。小學校でも尋常五六年以上は讀本の教科書も未だ談話體を用ゐない綴方も文語體で綴らせたものである。其の頃新聞雜誌や世間は言文一致を主張するもの多く種々の會體を組織し各所に會合を催うしてこれが普及貫徹に努めた。これ等時代の思潮は期せずして波及して數年の間に青年はすべて言文一致體となり現代文として行はれるやうになつた。



## 五、戦争と教育

三十七八年の日露戦役は、我が國にとりて空前の大戦争たるのみではない、世界歴史上に於てもこの時まで殆ど其の類例を見ない回天の大戦争であつた。従つて我が國民が日清戦争に比して一層深刻なる國民精神の訓練を受けた。二十七八年戦役に於ける清國が我が國にとりて恐るべき強敵であつたことはいふまでもないが三十七八年戦役に於ける露國の恐るべき強敵には比較すべくもない。如何に我が國が過去四十年間に國力が充實し國運が伸暢したとはいへ歐洲の一大先進強國たる露國を敵として戦つて勝利を得る程の實力を備へたとは何人も容易に信じなかつたのである。開戦當時に在りては我が財力を危ぶみ甚しきは歐米人中には嚙嚙の車に當るを以て擬したるものさへあつたといふことも強ち無理ではなかつたのである。されば戦時經濟政策は財政の緊縮を極度に勵行し、地方費殊に市町村費の課税にまで制限を加へ、勤儉貯蓄は當時の金言として最もよく實行された。惟ふにこの戦役たる實に帝國の運命に關する一大國難で國民たるもの非常な決心と覺悟とを以て君國に報ずべきは固より當然の責務でこれが爲に教育事業の如きも多少の頓挫を來たすことは世人の豫期したる所で止むを得ないのであつた。

然るに開戦以來教育部面の實情を觀れば、初め政府が軍費の巨額に至るべきを豫想して普通事業に於て務めて不急の支出を止めやうとするや、文部大臣は數回の訓令を發して教育費の緊縮を論じて學校の新設、校舎の建築等は成るべく繰延を行ひ中止を命じた。それが爲教育は比較的不急の事と誤認せしめ、要路の人にて無謀にも初、中等の教育を一時廢すべしとさへ主張する者あるに至つた。其の極教員の職を失ひたる者數千の多きに達し、老功高給の教育家却て路頭に迷ふの奇觀

を呈した。若し此の勢で進まば戦時教育の前途頗憂慮すべきものあるに至つた。この時に際し畏くも叙聖文武なる

天皇陛下には二十七年七月十一日、東京帝國大學卒業證書授與式に親臨あらせられ、久保田文部大臣を御前に召して、親しく

軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスベカラス其ノ局ニ當ルモノ克ク勵精セヨ

との御沙汰を賜ひ、文部大臣は此の優渥なる叙旨を拜し、感激措く所を知らず、翌十二日文部省訓令を以て謹んで廣く教育に關係ある者に告知し、國を擧げて聖意の在る所を奉體し、益々奮勵して教育の効果を完うせんことを庶幾した。この御沙汰を拜誦したる者誰か大早に慈雨の思をなさぬものはなかつたであらう。

されども軍國多事、國費多端の時に際し教育費も亦制限さるべきはいふまでもない。唯教育費さへ削減しなければ以て能く聖意に奉答し得ると思つてはならない。時の緩急を圖り必要に應じて新設の事業を一時繰延し或は報酬、旅費、召集費、學校運動會費、儀式費を全廢又は節約し、又一學級の兒童數規定の人員に充たざるものはこれを合併して學級數を減じ、又代用教員、専科教員、准教員、正教員の老朽者等を淘汰して適宜二部教授を行ふが如き等學校經費の上に多少の節減を行ふも教育の効果を沮喪せしめない範圍に於てこれを實施するを得たならば、是れ最良の法と謂はざるを得ない。軍國の教育は外部の擴張よりも寧ろ、内部の改善に求めなければならぬ。外部に向つて擴張し延長するの力を擧げて之を内部の改善に用ゐる以て教育の効果を最有効的に擧げること、努めなければならぬ。要は戦争の爲に教育を輕視して文教の頽廢を招くことを警戒するのみである。



優渥なる御沙汰を賜はりたる我が國民は感奮勵精以て教育の効果を完うする上に於て萬遺算なきを期するに至つたのである。

## 六、戦後の教育

明治三十八年十月十六日露平和克復の詔勅煥發せらるゝに方り久保田文相は、戦後教育に關して一篇の訓令を發した。其の要を擧ぐれば、戦後一層忠君愛國の精神の涵養に努めこれを基礎として諸般の教育を深刻に施し國民をして舉國一致平和的國運の發展に盡さしめねばならぬ。國本の培養は戦後重要な國策の一として國民の努力に俟たねばならぬ。而して其の根源は主として教育に由るものであるから實業教育の如き其の施設をして最有効適切ならしめなければならぬ。一般教育に就ては務めて德育に重きを置き正直勤勉忍耐等の精神を養成し進取の氣象勞働を尙ぶの美風を助長し貯蓄を重んずる習慣を作らしめねばならぬ。又學生生徒の體育を獎勵し將來我が國民の體格の改善を圖らねばならぬ等専ら國運の進展に伴ふ企畫經營あらしめんことを期待した。

次で石原本縣知事は同月二十八日縣訓令甲第五十三號を以て各縣に對し戦後國民の執るべき方針を訓令した。其の中に就きて教育に關する訓辭の概要を述べれば、戦後教育をして忠君愛國の精神の涵養、國本の培養、進取の氣象、勤儉の美風の助長に就ては文部大臣の訓令の旨趣と異なる所はない。實業教育は戦後教育上重要な施設の一であるが、從來縣費補助の制を執り銳意獎勵したるに拘らず尙未だ充分に其の發達を見ないのみならず既設のものにあつても其の成績の微すべきもの極て稀である。是實業教育の趣旨が貫徹しないのと施設監督其の宜しきを得ない爲である。特に補習教育の如き校舍と教員とは小學校と相兼ねることも出來經費も亦僅少で施設さるゝものであるから各町村は其の地方の物産と職業とに考へ學科を選択し其の施設を簡易にし其の教授を切實になし偏く實業に要する智識技能を普及せしめねばならぬ。

實業教育と共に青年者の補習教育を施すことが又必要である。青年者は動もすれば安逸遊惰に流れ易いから其の學力を補習し之を善導するは管に小學教育の缺陷を補ふ效あるばかりでなく地方の副業を起し勤儉の美風を養ひ社會風教上の利益極て大なるものがある。各地に於て青年者の團體を組織し夜間休業日等其の職業に支障のない時日を選んで教育する方法を講すべきである。

校舍校具其の他體操場の設備等は戦時中は經濟の緩和を圖る爲經營を緩ふしたるも今日となりてはこれを等閑に附してはならぬ。特に其の假校舍の如き教授管理の不利なるは勿論學校衛生上に於ても決して輕視すべきでない。町村は先づ其の假設のものを改造する方法を立て尋て狹隘若は不完全なものを整備する等事の緩急と町村の經濟とを考へ學校經營の方針を定め戦勝記念の一事業となさんことを望んで止まない。

義務教育普及の爲就學督勵の事亦今日に於て最急務のものである。戦勝の原因が普通教育の効果亦其の一つであることを思ふならば益々之が普及に努めなければならぬ。特に本縣就學の情況は學齡百中九十に達したるに過ぎないので全國平均の下に在るは誠に遺憾なことである。而して其の不就學の多數が貧困の爲止むを得ないものがあるから町村は宜しくこれ等の兒童の爲に學



用品給費等簡便の方法を講じ學校は夜學又は巡回教授等特別の計畫を立つべきである。小學教育と中學教育とを問はず其の教授は實用を主とすべきである。然るに動もすれば日常の教授浮誇に失し陳套に陥り啓沃宜しきを得ないものがある。現在學校卒業生の應用力に乏しきもの其の在學中黨陶の周到でないことも其の一原因であると言はねばならぬ。教職に在る者宜しく社會の趨勢を達觀し日用適切な教授を施し以て敢爲進取の氣象を養ひ有爲の材たらしめんことを期するものである。

學校基本財産は教育の基礎を鞏固にし其の經濟の獨立を期するに於て極めて必要の事である。然るに其の經費を一に町村税に仰ぐやうならば地方財政の伸縮は直に學校經濟を消長させることあるを免れない。現に今回の戦争に於て各地の齊しく被りたる影響がそれである。故に教育百年の基礎として造林貯金等適宜の方法を講じ、又は特志者を勧誘して基金の釀出をなさしめ、以て教育獨立の基礎を扶殖すべきである。

戦時各地方に施設した各種の記念事業は、戦争の終局と共に廢滅に歸せしめてはならぬ。益々之が維持發達を圖り一は以て永久の紀念と爲し、一は以て教育上の目的に利用することを怠つてはならぬ。戦役紀念事業中其の計畫の略成つて未だ實際の施設を見るに至らないものゝ如きは宜しく速に完成し以て當初の目的を達せられんことを期するのである。

今や國運進展の大勢は國民を驅つて一日の弛怠を容さざるものがある。自今愈々人心を作興し教育を普くし、生産を隆にし、舉國一致堅忍不拔の意氣を以て、進取經營の事に當り、内は國力を充實し外は國光を發揚し、造次にも顛沛にも、聖旨を獎順することを怠てはならぬと縷々訓諭した。

顧ふに我が國の教育は日清戦役後の發展に依つて各種の方面の教育機關略備り、法令制度亦整頓し、形式上頗る完成した。されど法令は人物を造らず、校舍器械亦徳性を涵養しない。最近十年間に於ける教育の發達振興は著しきものもあるも仔細に其の内容を省察すれば教員の人選に於て、訓育の効果に於て、教科目の選定に於て知識技能の教授に於て尙ほ未だ其の當を得たとはいへないであらう。動もすれば其の教育が形式に流れ、常識を缺き、世務に迂遠なりとの謗を招いて居る。されば世運の進歩に伴ひ益々國運を振張して永く戦勝の光榮を保持せしめやうとするには、猛然として我が缺陷を反省して大に教育の内容を改善し其の實質充實のを圖ることが現下必然の急務であつた。久保田文相及石原本縣知事の訓令は戦後教育に於てこの要求を充たしめんことを望むものである。

## 第二章 教育行政機關

### 第一節 文 部 省

文相の更迭 前期の末、明治二十七年十月樞密顧問官兼賞勳局總裁候爵西園寺公望文部大臣に任ぜられ、二十九年八月伊藤内閣は倒れ松方内閣が成立したので其の九月西園寺公望は辭任して蜂須賀茂韶がこれに代り、同三十年十一月六日蜂須賀茂韶は樞密顧問官に轉じ、東京帝國大學總長濱尾新が其の後を繼ぎ、同三十一年一月十二日第三次伊藤内閣が成立したので濱尾新は依願免官、西



園寺公望再び文部大臣となり、次で四月三十日西園寺公望は依願免官、東京帝國大學總長外山正一その後任となつた。六月自由黨改進黨の二黨が合同して憲政黨が成立したので伊藤内閣は退き大隈重信憲政黨の首班として同月三十日内閣を組織し、尾崎行雄はじめ政黨員より入りて文部大臣となつたが間もなく願により本官を免ぜられ犬養毅これに代つた。同十一月八日憲政黨の分裂によつてこの内閣は瓦解し、第二次山縣内閣成立し、伯爵樺山資紀がこれに代つて文相となつた。文部大臣の交代が一年に六回も行はれたのは前後に其の例が少い。三十三年十月十九日政友會を基礎とする第四次伊藤内閣が成立したので樺山資紀願に依りて本官を免ぜられ政友會の松田正久がこれに代つた。翌三十四年六月二日桂内閣が成立するや松田正久依願免官となり、東京帝國大學總長理學博士菊池大麓其の後任を襲ひ三十六年七月十七日、菊池大麓に代つて内務大臣兼陸軍中將兒玉源太郎がこれを兼任し、九月二十二日兒玉源太郎兼官を免ぜられ、久保田讓が其の後任となつた。三十八年十二月十四日久保田文相免官となり、内閣總理大臣兼外務大臣伯爵桂太郎が一時兼任した。

**官制の改正** 次に省内に於ける事務分掌の變遷を述べれば、二十九年五月文部省に學校衛生顧問及學校衛生主事を置いた。學校衛生の機關を設けたる始である。十二月勅令を以て高等教育會議規則を制定公布した。三十年十月文部省官制を改め、專門學務局を高等學務局となし、新に實業教育局、圖書局を加へて大臣官房、高等學務局、普通學務局、實業學務局、圖書局の四局を設け、又新に視學官、圖書審査官及圖書審査官補を置いた。翌三十一年三月學校衛生主事を學校衛生顧問會議幹事に改め、十月各省官制通則を改め、次官の次に參與官<sub>任勅</sub>を置き、同月文部省官制を改正し、高等學務

局を舊名に復して專門學務局となし、實業教育局及圖書局を廢して大臣官房及專門普通兩學務局のみとなり、從來實業教育局で掌理したる事務は專門學務局に圖書局に屬したる事務は大臣官房中圖書課にて掌ることとなつた。三十三年三月文部省官制を改正し、再び實業學務局を復し、舊の實業教育局の事務を掌理せしめ、又中學校に關する事務の掌理を專門學務局より普通學務局に移した。四月各省官制通則を改正し、大臣官房の外更に總務局を置き、次官を總務長官に改め、參與官を廢して官房長を置き、總務長官は大臣を佐け省務を整理し、各局部の事務を監督し、及總務局の事務を掌理し、及局中各課の事務を指揮監督し、官房長勅任は議務を管掌し、及大臣官房の事務を指揮監督するものとし、又參事官中の一人は勅任となすことを得ることとした。三十六年十月、また、各省官制通則を改正し、總務局を廢して其の事務を大臣官房の所屬に合併し、總務長官及官房長を廢して再び次官を置いた。同月また、文部省官制を改正して、學校衛生主事を廢した。三十七年五月、文部官制を改正して、專任編修四人を置き、教科用圖書の編修を掌らしめた。これ國定教科書制度實施の結果である。

文部大臣次官一覽表

年次	大臣	次官 (總務長官)	年次	大臣	次官 (總務長官)
明治二十九年	西園寺公望 二十九九月退 蜂須賀茂韶 二十九九月任	牧野伸顯	明治三十年	蜂須賀茂韶 三十年十月轉 濱野新 三十年十月任	牧野伸顯 三十五年五月轉 都築六六 三十年五月任 同十一月退



同 三十一年	濱尾新 三十一年一月退 西園寺公望 三十一年五月任 外山正一 三十一年四月任 尾崎行雄 六月任 犬養毅 十月任 樺山資紀 十一月任	菊地大麓 三十年十一月任 三十一年五月退 小山健三 三十一年五月任	同 三十二年	樺山資紀	柏田盛文 三十二年四月轉 奥田義人 三十二年四月任
同 三十四年	松田正久 三十四年六月退 菊地大麓 三十四年六月任	梅謙次郎 三十四年六月退 岡田良平 三十四年六月任	同 三十三年	樺山資紀 三十三年十月退 松田正久 三十三年十月任	奥田義人 三十三年五月 梅謙次郎 三十三年十月任
同 三十六年	菊地大麓 三十六年九月退 久保田讓 三十六年九月任	岡田良平 三十六年十二月廢官 本場貞長 三十六年十二月次官	同 三十五年	菊地大麓	岡田良平
同 三十八年	久保田讓	本場貞長	同 三十七年	久保田讓	本場貞長

高等教育會議

明治二十七八年戰役の結果として各種の學校が増加したるも尙ほ其の不足を訴へる聲が囂しきを加へた是に於て學制改革問題が盛んに起つたので、政府は二十九年十二月勅令を以て高等教育會議規則を公布した。これを抄録すれば左の通り

- 第一條 高等教育會議ハ文部大臣ノ監督ヲ受ケ教育ニ關スル事項ニ就キ文部大臣ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開中ス
- 第二條 高等教育會議ハ教育ニ關スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ具申スルコトヲ得
- 第三條 高等教育會議ハ左ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 帝國大學總長及分科大學長
- 二 文部省各局長
- 三 高等師範學校長及女子高等師範學校長
- 四 高等商業學校長東京工業學校長及東京美術學校長
- 五 高等學校長一人
- 六 學識アル者又ハ教育事業ニ関歴アル者七人以内

前項議員ハ職務上當然議員タルモノヲ除ク外文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス(以下省略)

三十年十二月規則中に改正を加へ議員の範圍を擴張し従前の議員の外更に各號とも増加し(一) 京都帝國大學總長分科大學長二人(二) 文部省視學官二人(四) 高等師範學校附屬音樂學校主事(五) 高等學校長及專門學部主事各一人(六) 帝國圖書館長(七) 尋常師範學校長二人(八) 尋常中學校長二人(九) 高等女學校長一人(一〇) 高等師範學校附屬尋常中學校主事及女子高等師範學校附屬高等女學校主事(一一) 學識ある者又は教育事業に關歴ある者十人以内とし、外に臨時必要あるときは臨時議員を置く



ことを得せしめ、又同會議に文部省高等官の中より幹事二名を置いて事務を掌らしめることとし、三十一年六月更に規則を改正し、議員の範圍を擴張し、從來の議員の外に(一)學習院長、華族女學校長、皇室博物館長、(二)陸軍及海軍教育主任將校各一人、(三)商船學校長、(四)私立學校長二人、(五)東京學士會院會長、(六)文部省學校衛生顧問會議會長を加へ、諮詢事項を左の通り定めた。

- 一 帝國大學及文部省直轄學校圖書館ノ設置廢止ニ關スル事項
- 二 文部省直轄諸學校公立私立學校ノ教育ノ目的並其學科課程設備及監理ニ關スル事項
- 三 學齡兒童ノ就學義務小學校授業科ニ關スル事項
- 四 學事監督ニ關スル事項
- 五 教科用圖書ニ關スル事項
- 六 文部省直轄諸學校並公立私立學校職員ノ資格ニ關スル事項
- 七 文部大臣ニ於テ必要ト認ムル事項

尙其の後更に三十四年九月規則を改正して議員の範圍を擴張し、(一)內務省地方局長、(二)農商務省農務局長及商工局長、(三)札幌農學校長、東京外國語學校長、(四)道廳府縣視學官二人、(五)公立實業學校長三人、(六)私立學校長二人、(七)を增加した。

高等教育會議は明治三十年七月第一回を文部省修文館に開き、爾來大正二年六月教育調査會官制の制定まで繼續して開會した。

各種の調査會 三十三年三月勅令を以て、教員檢定委員會官制を公布し、委員會は教員檢査に關する事務を管理する所である。三十五年三月勅令を以て、國語調査委員會官制を公布した。國語調

査委員會は文部大臣の監督に屬し、國語に關する事項を調査する所である。現今國內に使用する言語文字は衆多雜駁なるを以て、將來國民の一般に使用すべきものを確定せんとするものである。三十三年四月より文部省に修身教科書調査委員會を設け、加藤弘之博士を委員長に擧げ、木場貞長、高嶺秀夫、井上哲次郎、澤柳政太郎、伊澤修二、中島力造、井上圓了の諸氏を委員とし、中島徳藏を起草委員とし、修身の編纂に着手した。其の後中島徳藏は辭任し、吉田熊次代つて其の衝に當つた。

視學制度 明治二十六年十月行政整理の結果、視學官を廢し、參事官をして其の事務を掌らしめ、一時専任の視學官を失つたが、同三十年十月再び専任視學官七人を置き、學事の視察を掌り、便宜各局課に屬して其の事務を助けしめ、翌年十月視學官の數を減じて五人とし、若干の兼任視學官を置いた。明治三十二年六月、視學官及視學特別任用令を公布した。同令によれば、文部省視學官は左の資格の一を有する者の中より任用することを得る。(一)二箇年以上文部省直轄學校の學校長又は兼任教官の職に在る者又はは在りたる者、(二)五箇年以上師範學校長、官立公立中學校長、官立公立高等女學校長又は官立公立實業學校長の職に在る者又はは在りたる者、(三)一箇年以上道府縣視學官の職に在る者又はは在りたる者、(四)道廳府縣視學官は左の資格の一を有する者の中より任用する、(一)文部省視學官の職に在る者又はは在りたる者、(二)二箇年以上官立學校の學校長又は兼任教官の職に在る者又はは在りたる者、(三)三箇年以上師範學校長、官立公立中學校長、官立公立高等女學校長又は官立公立實業學校長の職に在る者又はは在りたる者、(四)五箇年以上道廳府縣視學又は郡視學の職に在る者又はは在りたる者、(五)五箇年以上教育に關する職務に従事し、現に判任官三級俸以上の俸給を受くる者とし、道廳府縣視學及郡視學は左の資格の一を有する中より任用す、(一)三箇年以上師範學校



官立公立中學校、官立公立實業學校の學校長、教諭又は助教諭の職に在る者又は在りたる者(二)小學校本科正教員の資格を有し三箇年以上官立公立小學校の學校長の職に在る者又は在りたる者(三)五箇年以上判任官として教育に關する職務に従事し又は従事したる者とした。同三十九年一月に至り(二)の次に高等師範學校の卒業證書を有し二箇年以上官立公立小學校の學校長又は訓導の職に在る者又は在りたる者の一項を追加した。三十八年四月、地方官官制の改正の結果書記官、參事官、視學官等の官名を廢し事務官を置くこととなり、廳内を四部に分ち事務官を以て其の部長に充て教育學藝並に學事に關することは第二部の所管となり、視學官は名實共に廢さるることとなつた。

**教員生徒取締に關する諸令違の廢止** 明治三十一年六月尾崎行雄文部大臣となるや、從來歴代の大臣が發したる明治十四年以來の訓令内達等二十餘種を一括して同年八月其の全廢を斷行し、これが責務を地方長官及學校長教員に負はしめた。即ち明治二十二年十二月文部省令第十二號をはじめ内達訓令内訓を悉く廢止した。其の省令第十二號は次の如し。

小學校其ノ他普通學校ノ教員ニシテ集會及政社法ニ依リ罰金ノ處分ヲ受ケタル者又ハ政黨ニ關係スル者ハ其ノ情狀ニ依リ府縣知事ヨリ文部大臣ニ稟申シ該府縣ニ於テ教員タルコトヲ差止ムヘシ

而して本令を廢止したる理由を説明して曰く

教員生徒ノ集會言論其ノ他取締ニ關シ從來本省ノ發シタル省令諸達訓令中爾後法律ノ制定ニ依リテ其ノ用ヲ見サルニ至レルモノアリ或ハ時弊ヲ矯正センカ爲ニ發シタルモノハ時勢ノ推移ト共ニ今ハ其ノ必要ヲ認メサルモノアリ間々又多少ノ必要ヲ認ムルモノナキニアラスト雖モ多クハ特ニ本省ノ訓令ヲ俟タス當然地方長官學校長教員ノ責務ニシテ其ノ分内ニ屬スト思考スルカ故ニ總テ之ヲ廢止セリ凡學校長教員タル者ハ其ノ重大ナル職務ト高尚ナル地位ト

ヲ顧念シ生徒ノ薰陶ニ専心ナルヘキハ勿論明リニ上司ニ反抗シ公衆ヲ挑發シ其ノ本務ヲ忘レテ政爭ニ狂奔スル等ノ舉動アルヘカラサルハ言ハスシテ明ナリ又學校生徒タル者師ヲ尊ヒ長ヲ敬フノ第一義ヲ忘却シ徒黨シテ學校長教員ニ對シ強迫ノ舉動ヲナスカ如キハ畢竟訓育ノ實未タ完カラサルニ起因ス地方長官タル者須ラク學校長教員ヲ督勵シテ其ノ實效ヲ責ムヘク尙ホ不順ナル者アラハ校規ニ照ラシテ處分セシメハ足レリ之ヲ要スルニ從來ノ省令諸達訓令ヲ廢止スルハ地方長官學校長教員ノ地位責任ヲ重視シ特ニ之ヲ存スルノ要ナキヲ認メタルニ依ル

又右と同時に訓令第七號を以て左の達内達、訓令内訓を廢止された其の説明は前に同じである

- 同 十五年六月十日文部省令第三十八號
- 同 六月二十四日文部省令内達
- 同 七月三日文部省令内達
- 同 十六年一月二十二日文部省令内達
- 同 一月二十四日 同上
- 同 十七年四月五日文部省令内達
- 同 十八年一月二十三日文部省令第二號
- 同 一月二十四日同 第三號
- 同 十九年十二月十三日 文部大臣訓令
- 同 二十二年十月九日 同
- 同 二十三年一月十四日文部省令第一號
- 同 二十五年十二月十五日文部大臣内訓
- 同 二十六年五月二日文部省令第四號 第五號
- 同 五月二十二日 同 第六號



第二章 教育行政機關

同	二十七年一月十二日	同	第二號
同	一月二十三日	同	第三號
同	二十八年一月十八日	同	第一號
同	三十年十月十三日	同	第十號
同	三十一年二月四日	同	第一號

當時尾崎文相は本令を廢止したる理由として説明する所に據れば、省令第十二號を廢止したのは説明にもある通り教育者に政争を許したのではなくて、其の政争に狂奔すべからざるは、特更これを言ふの必要がないからである。元來教員生徒に對する取締は、刑法と集會政社法とがあつて、其の上行政權を以て十分監督が出来るから、姑が嫁の筈の上げ下しにまで、やかましく言ふが如き訓令の必要を認めないから廢止したのである。此の廢止を以て政争を許されたものと誤解されては困る。不孝者に對する罰則を廢止したからとて不孝を許したとは言はれぬ同じ道理である。

第二節 地方教育行政

一、千葉縣

知事交迭 知事兵頭正懿は明治二十九年八月依願免官となり、後任に群馬縣知事阿部浩命せられた。阿部知事は多年薄給に苦みたる教員俸給を増額せんとする政府の勅令二號を即時斷行して教員を喜ばせ、師範學校の新築を竣工し、千葉中學校の改築移轉を決定し、簡易農學校を新設開校して戰後教育の施設を着々として實行された。三十年四月阿部知事非職となり、後任は教育代議士

として當時令名ある天颯柏田盛文本縣の長官となられた。赴任勿々、管下各小學校長にあて就任の挨拶に代へて豫て同氏が金澤第四高等學校長であつたとき石川縣教育會で講演したる教育上の意見を抄録して「國民教育の振否は國家の消長に至大の關係あるを説きて教育者の自重自奮を促した。又着任の翌日師範中學校に臨みて職員生徒を一堂に集めて教育上に關し自己の抱負を披瀝して諭示する所があつた。在官僅に十ヶ月にて内閣更迭の爲退官の止むなきに至つた。同氏は在官日尙ほ淺きに拘らず教育及實業に對する熱烈な抱負と自信とを以て縣治に執掌し地方實力の發達と房總人の短所とを指摘して其の意氣を鼓舞する所があつた。中にも教員待遇に就ては最も注意を拂はれ勅令二號の實施について俸給支給上積年の陋習として辭令面上の金額と名實相反するものあるを認め國家が教員を優待する旨趣に戻り不都合からずとて特に訓令を發して如何なる場合と雖も辭令面より低減すること相成らずと戒告した。又千葉中學校の改築移轉を促進し師範學校の擴張を斷行し簡易農學校を茂原に移して新築せしむる等縣治上多大の貢獻をなした。三十一年一月安藤謙介本縣知事に任ぜられ、これ亦政變の爲僅に六ヶ月にして休職となり、其の後任には前年の春休職となり後富山縣知事となつた阿部浩が再任せられた。阿部知事は任期比較的長く在官滿五年にして三十六年二月新潟縣に榮轉した。其の間教育上の施設として特筆大書すべきは中學校の増設と千葉高等女學校の設置である。從來本縣中學校は縣立として千葉中學校一校のみであつたが、日清戰役後教育の振興に伴ひ中學校教育の増設擴張を促し各地到る處に其の設置を希望したる爲先づ私立佐倉中學校を縣立に移管し、佐原銚子、大多喜、木更津、成東、安房の本校六と松戸分校一を新設し、女子の中等教育の未だ備らなかつた千葉高等女學校を設置して男女中等



教育機關の充實を圖り一時世間を驚嘆せしめたが、其の功績たる定に偉大であつた。其の後を襲ひたる石原健三は山梨縣より本縣に來任し四十一年三月高知縣に轉任するまでは亦五年の長きに亘りて本縣の長官となつた。時恰も戦時經濟緊縮の際であつて克く教育費の削減を沮止し教育の効果を失墜せしめないばかりでなく、前任者の膨脹政策の後を承けてこれを整理改善したる功を没すべからざるものがある。

知事以下一覽

年 度	知 事	書記官	參事官	視學官	學務課長又 教育課長	視 學	首 席 屬
明治二十九年	兵頭 正徳 阿部 浩	三村 實	河村彌三郎		參事官 河村彌三郎 中山欽一郎		鳥 田 衷
同 三十年	阿部 浩 柏田 盛文	三村 實 圖師崎助幹 日比 重明	河村彌三郎 高橋要治郎		屬 中山欽一郎 屬 土屋 州平	石井 盈 杉山 正毅	鳥 田 衷
同 三十一年	柏田 盛文 安藤 謙介 阿部 浩	日比 重明	高橋要治郎		屬 土屋 州平 屬 高橋要治郎 本間 正行	石井 盈 杉山 正毅	鳥 田 衷
同 三十二年	阿部 浩	同	高橋要治郎 龜山理平太	西谷 虎二	屬 本間 正行 參事官 高橋要治郎 視學官 西谷 虎二	同 同	岡 巖

同 三十三年	同	日比 重明 森 正隆 吉見 輝	龜山理平太 秦 豊助	同	視學官 西谷 虎二	石井 盈 杉山 正毅 岩谷直次郎	岡 巖
同 三十四年	同	吉見 輝 永谷 常脩	秦 豊助	同	同	杉山 正毅 岩谷直次郎	岡 巖
同 三十五年	同	永谷 常脩 川島 純幹	秦 豊助 永井金次郎	同	視學官 西谷 虎二 同 下條幸次郎	杉山 正毅 岩谷直次郎 岡井益太郎 澁谷德三郎	岡 巖
同 三十六年	阿部 浩 石原 健三	川島 純幹 樋脇 盛苗	同	同	同 下條幸次郎	岡井益太郎 澁谷德三郎 鈴木 肅	岡 巖
同 三十七年	石原 健三	同	同	同	同 下條幸次郎 三橋 得三	澁谷德三郎 鈴木 肅	岡 巖
同 三十八年	同	同	永井金次郎 堀田 貢	事務官 三橋 得三	第二部長 三橋 得三	澁谷德三郎 鈴木 肅 竹内 周吉	岡 巖

備考 明治三十八年四月地方官官制の改正により書記官、警部長、參事官、視學官を廢して事務官となし從來の内務部警察部の二部制を改めて四部制とし學務及兵事社寺は第二部長の掌理することとなり視學官は廢止となつた



**地方官官制の改正** 明治三十二年六月勅令を以て地方官官制中改正を行ひ公布した。この改正に據れば府縣職員の内に視學官及視學の二項を加へ從來參事官は一人の定員であつたのを内務大臣の指定する府縣では二人を置くことを得る、知事官房の職務の内に褒賞に關する事項を加へ、又知事は須要に應じて郡に技手を置くことが出来る。從來内務部は四課に分つたのを改正令では一課を増して五課となし、中には四課であつたのを一課に移し、第三課の分掌を改めて四課に移したる類も少くない。尙ほ第一課六項の名勝舊蹟に關する事項、八項の賑恤救済に關する事項、第二課地理に關する事項、第四課二項森林及水産に關する事項、三項度量衡に關する事項、第五課一項府縣に關する國庫費の會計に關する事項等は新設に係るものである。試に新舊の分掌を掲ぐれば次の通り

新官制規定

第一課

- 一、議員選舉ニ關スル事項
- 二、府縣行政並郡市町村其ノ他公共團體ノ行政ノ監督ニ關スル事項
- 三、府縣經濟並郡市町村其ノ他公共團體ノ經濟ノ監督ニ關スル事項
- 四、兵事ニ關スル事項
- 五、社寺及宗教ニ關スル事項
- 六、名勝舊蹟ニ關スル事項
- 七、民籍ニ關スル事項

舊官制規定

- 一、議員選舉及府縣會、郡會、市町村會其ノ他公共組合等ノ會議ニ關スル事項
- 二、府縣稅、備荒儲蓄並郡市町村ノ經濟ニ關スル事項
- 三、右ノ外他課ノ主務ニ屬セザル事項

八、賑恤救済ニ關スル事項

右ノ外他ノ主掌ニ屬セザル事項

第二課

- 一、土木ニ關スル事項
- 二、地理ニ關スル事項
- 三、土地收用ニ關スル事項

第三課

- 一、教育學藝ニ關スル事項

第四課

- 一、農工商ニ關スル事項
- 二、森林及水産ニ關スル事項
- 三、度量衡ニ關スル事項

第五課

- 一、府縣ニ屬スル國庫費ノ會計ニ關スル事項
- 二、府縣經濟ニ屬スル收支出納ニ關スル事項

視學官は上官の命を承け學事の視察其の他學事に關する事務を掌り、又知事の命を承けて内務部第三課の課長と爲る。内務部の各課長は參事官視學官を以て課長と爲す外屬を以てこれに充つる。但技師又は技手を以て充てることもなし得る。視學は上官の指揮を承け學事の視察其の他學事に關する庶務に従事するのである。

三十三年三月地方官官制中、警部の次に「通譯」を加へ、「通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ従事ス」と改めた。



三十八年四月再大改正を行つた。これに據れば府縣の職員を左の如く改めた。

知事	警務官	警視師	技師	屬	視學	警部	技手	通譯
----	-----	-----	----	---	----	----	----	----

從來の書記官、參事官、視學官を廢して事務官となし、事務官は四人奏任とし、内務大臣の指定する府縣は五人を置くことを得る。この時より特別任用に依る學校出身の視學官は全然廢止されることとなつた。視學は各府縣を通じて九十二人を定員とし、内務大臣が定めることにした。又各府縣に知事官房を置き、左の事務を掌らしめる。

- 一、官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二、文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項
- 三、官印府縣印ノ管守ニ關スル事項
- 四、褒賞ニ關スル事項

又各府縣に部を置き事務を分掌せしめること左の通り

第一部

- 一、議員選舉ニ關スル事項
- 二、府縣行政及郡市町村其ノ他
- 三、府縣經濟及郡市町村其ノ他公共團體ノ經濟ノ監督ニ關スル事項
- 四、賑恤救濟ニ關スル事項
- 五、土木ニ關スル事項
- 六、地理ニ關スル事項
- 七、土地收用ニ關スル事項
- 八、府縣ニ屬スル國庫費ノ會計ニ關スル事項
- 九、府縣經濟ニ屬スル收支出納ニ關スル事項
- 十、他ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

- 一、教育學藝ニ關スル事項
- 二、學事ノ視察ニ關スル事項
- 三、兵事ニ關スル事項
- 四、社寺及宗教ニ關スル事項
- 五、名勝舊蹟ニ關スル事項
- 六、民籍ニ關スル事項

第三部

- 一、農工商ニ關スル事項



- 二、森林原野及水産漁獵ニ關スル事項
- 三、度量衡ニ關スル事項

第四部

- 一、高等警察ニ關スル事項
- 二、行政警察ニ關スル事項
- 三、衛生ニ關スル事項

道廳府縣事務官特別任用令

三十八年四月地方官々制改正に依り從來の警部長、參事官、視學官を廢止せられ事務官となりたる爲當時特別任用の規程に依りて任用されたる者を本令施行の際に限り夫々事務官に任用することを得る規程を定めた左の通り

從前特別任用ノ規程ニ依り任用セラレタル道廳府縣警部長、府縣參事官及道廳府縣視學官ニシテ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り警部長ハ第四部長ニ充テラルヘキ事務官、視學官ハ第二部長ニ充テラルヘキ事務官、參事官ハ第二部長、第三部長ニ充テラルヘキ事務官又ハ部長ニ充テラレサル事務官ニ任用スルコトヲ得

前項ニ依り警部長及視學官ヨリ任用セラレタル事務官ハ高等官三等ニ參事官ヨリ任用セラレタル事務官ハ高等官四等以上ニ陞叙セララルコトヲ得ス

この改正に依り視學官は事務上一時廢止となつた。

地方官俸給令 明治三十三年三月定めたる地方高等官の年俸は左の通り改正せられた。

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級
----	----	----	----	----	----	----

知事	三千六百圓	三千三百圓	三千圓			
書記官	二千圓	千八百圓	千六百圓			
警部長	千六百圓	千四百圓	千二百圓			
視學官	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓
參事官	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	八百圓
典獄	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
島司	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
郡長	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓
警視	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓

東京、京都、大阪の三府及神奈川、兵庫、長崎、新潟、愛知、宮城、廣島、福岡、熊本の九縣の知事、書記官、警部長、視學官、參事官及典獄は別に左表の如く加俸を受ける。



府縣名	知事	書記官	警部長	視學官	參事官	典獄
東京府、京都府、大阪府、兵庫縣、神奈川縣	四百圓	四百圓	四百圓	二百圓	二百圓	二百圓
長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣	二百圓	二百圓	二百圓	百圓	百圓	百圓
熊本縣	二百圓	二百圓	二百圓	百圓	百圓	百圓

又内務大臣の指定したる地の島司及郡長は別に二百圓の増加がある。

判任官の俸給令は、中央、地方共通で變りがない明治三十一年十月勅令によつて改正されたる俸給令は左表の通りである。

判任官	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
俸給	七十五圓	六十圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓

判任官で最上級俸を受けて五年を踰へ事務練熟優等な者は特別を以て別表の範圍に拘らず漸次百圓まで増俸することがある。又判任官は毎級在職一年以上にならなければ増給することが出来ない但六級俸以下の者はこの限でない。

更に三十八年四月地方官々制の改正に、従ひ同月地方高等官俸給令を改正した。左表の通り

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級
知事	三千六百圓	三千三百圓	三千圓			
事務官	二千圓	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓
警視(警視ラ除ク)	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓
島司	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
郡長	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
警(警署長)	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓

東京、京都、大阪の三府、神奈川、兵庫、長崎、新潟、愛知、宮城、廣島、福岡及熊本の九縣の知事及事務官は別に左表の加俸を受ける。

府縣名	知事	事務官	第一部長	其他
東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣	四百圓	四百圓	四百圓	二百圓
長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣	二百圓	二百圓	二百圓	百圓
熊本縣	二百圓	二百圓	二百圓	百圓



又、内務大臣に於て特に指定したる地の島司及郡長は別に二百圓の加俸を受ける。又事務官の年俸は當分の内本表に拘らず最下級八百圓迄を給することを得るとした。

視學官及視學設置 明治三十年五月勅令を以て始めて北海道廳及府縣に視學を置き地方視學と稱した。これが府縣視學の嚆矢である。左の如し

第一條 北海道廳府縣ニ地方視學ヲ置キ判任トシ六級俸以上ノ月俸ヲ給ス

地方視學ハ北海道廳府縣ヲシ通テ百人ヲ以テ定員トシ其道廳及各府縣ニ於ケル定員ハ文部大臣之ヲ定ム

第二條 地方視學ハ地方長官ノ指揮ヲ承ケ小學教育ニ屬スル學事ノ視察ヲ掌ル

第三條 地方視學ニ任スル者ハ左項ノ一ニ該當スル者ニ限ル

一、高等師範學校ノ本科ヲ卒業シタル者ニシテ教員又ハ郡視學タリシ經歷アル者

二、高等小學校本科正教員タルノ資格ヲ有シ五箇年以上官立公立小學校正教員又ハ郡視學タリシ經歷アル者

三、三學科目以上ニ就キ尋常師範學校教員タルノ資格ヲ有シ三箇年以上官立公立學校教員又ハ郡視學タリシ經歷アル者

第四條 文部大臣ハ地方視學ノ職務規程及本令施行ノ爲必要ナル規則ヲ定ムルコトヲ得

文部大臣は前項勅令第四百四十號第四條に基き地方視學職務規程を定めた。其の概要を擧ぐれば地方視學は内務部に屬し小學校及其の他小學校令に掲ぐる學校等の視察に従事す(第一條)地方視學視察の要項として(一)教育に關する勅語の主旨の實際に行はるゝ情況(二)教授及管理の方法(三)學級の編制教員の配置學科課程及試験の情況(四)設備の整否(五)學年に關する表簿の整否(六)學齡兒童就學及出席の情況(七)生徒の成績及風儀(八)學校衛生の情況(九)學校長教員其の他學事關係職員の職務(十)學事に關する會計及經濟の

情況(十一)學事集會の情況(十二)學事に於ける市町村一般の感情(十三)學事法令施行の情況(十四)其の他特に必要と認むる件(以上第二條)地方視學は又左に列記する事項に關し當事者に指示することを得る(一)法令の明文に牴觸する事項(二)廟議の決したる事項(三)授業法及學校管理法に關する事項(四)其の他特に地方長官の指命を受けたる事項(第三條)地方視學は學校及郡市役所町村役場の帳簿を査閲することを得る(第四條)地方視學は視察の際授業時間を變更せしめ時間外に授業を爲さしめ又は授業を休止せしめることを得る(第五條)地方視學は生徒の學業を試験することを得る(第八條)

地方視學設置の當時は他の府縣官吏と異り特に文部省所屬の官吏となしたる爲俸給其の他特別に取扱をなした。即ち俸給に關しては、三十年六月勅令を以て他ノ判任官ヨリ地方視學ニ轉任シ又ハ再任スル者其前官ノ俸給七級俸以下ナルトキハ明治二十四年勅令第八十三號判任官俸給令第三條ノ規程ニ拘ラス六級俸ニ昇級セシムルコトヲ得と定め、更に同年十月一項を加へ前項再任スル者公立學校教員又ハ郡視學ノ職ニ在ル者ナルトキハ其ノ受クル所ノ俸給マテヲ支給スルコトヲ得るとした。又地方視學費の支出計算書は地方長官より直に會計検査院へ送付すべしと文部省は訓令し、同年六月地方視學に關して左の訓令を發した。

一 地方視學ヲシテ他ノ官職ヲ兼ネシムヘカラス

二 地方視學ハ務メテ定員ヲ常置スヘク其缺員ヲ生シタル場合ニ於テモ補缺員ニ充ツルニ足ルヘキ俸給額ヲ存置スヘシ

三 地方視學ノ經費豫算ハ俸給、旅費、廳費ノ各費目ヲ互ニ流用スルコトヲ得ス但特別ノ事情アルモ、其事由ヲ具シテ本大臣ノ指揮ヲ請フヘシ



翌三十一年十月再視學費目流用に關して左記の通り心得べしと訓令し、前年六月發した訓令中第三項を廢した。即ち

- 一 地方視學費目流用ハ自今北海道廳長官又ハ府縣知事限執行スヘシ
  - 二 北海道廳長官又ハ府縣知事限執行シタル流用増減額及其科目ハ毎年度三月末日ニ文部大臣ニ報告スヘシ
- 三十二年六月府縣に視學官を置かれ、こゝに地方視學の系統始て成り從來郡視學は郡費より俸給其の他を支給して判任待遇の郡吏員と同様であつたのをこれより郡書記と同様判任官となり地方視學は文部省系統の官吏として同省より俸給其の他の經費も廻付されたるを視學官設置と共に内務省系統に屬する官吏と同様に取扱はれることになつた。即ち

明治三十年勅令第四百十號及第二百二十五號ハ本年勅令第二百五十二號及第二百五十三號施行ノ日ヨリ廢止ス  
本令施行ノ際地方視學ノ職ニ在ル者ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者ハ當然北海道廳視學又ハ府縣視學ニ任セラレタルモノトス

(參照) 明治三十年五月勅令第四百十號は北海道廳府縣に地方視學を置くの件同年六月勅令第二百五號は地方視學の俸給に關する件である。又三十二年六月勅令第二百五十二號は北海道廳官制同勅令第二百五十三號は地方官官制の改正の件である

次で同月同日北海道廳府縣視學官及同視學並郡視學の俸給を定められた。左の通り

(勅令第二百五十六號 明治三十二年六月十四日)

北海道廳府縣視學官ノ俸給ハ年俸トシ別表ニ依リ之ヲ支給ス

別表

一級	千八百圓	二級	千六百圓	三級	千四百圓	四級	千二百圓	五級	千圓	六級	九百圓	七級	八百圓
----	------	----	------	----	------	----	------	----	----	----	-----	----	-----

(勅令第二百五十七號 明治三十二年六月十四日)

道廳視學府縣視學及郡視學ノ俸給ハ判任官俸給八級以上トス

附則

本令ハ郡視學ニ關シテハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

御影並勅語謄本奉藏規程 本縣では明治二十五年三月訓令第三十四號を以て 御影並教育に關する 勅語謄本奉藏方につき規定する所ありしが三十一年九月これを廢止し更に左の通り制定した。

御影並ニ勅語謄本奉藏規程

- 第一條 御影并ニ 勅語謄本ハ鄭重ナル櫃函ニ納メ學校内一定ノ場所ニ奉藏スベシ
- 第二條 御影并ニ 勅語謄本ノ櫃函ニハ鎖鑰ヲ設クベシ但鎖鑰ハ校長若クハ首席教員之ヲ保管スベシ
- 第三條 御影奉藏所ニハ標札ヲ掲ケ置クベシ
- 第四條 御影并ニ 勅語謄本ハ非常災變ノ時ノ外學校外ニ奉還スベカラズ但シ特別ノ事情アルトキハ所管郡長ノ許可ヲ受クベシ
- 第五條 御影ハ儀式舉行ノ時ニ非サレハ奉掲スベカラズ



第六條 御影ヲ奉藏スル學校ニ於テハ教授時間ノ外ハ當該學校職員宿直スベシ

第七條 複寫ノ御影并ニ他ノ御影ニ於テモ郡本規程ニ準シテ奉藏スベシ

第八條 御影ヲ奉藏スル學校ニ於テ本規程ノ設備ヲ爲ス能ハサルトキハ其設備完成マデ假ニ郡役所ニ奉藏セシムベシ

御眞影教育 勅語謄本奉藏注意方

御眞影並教育に關する 勅語謄本は鄭重に奉藏し且

御眞影を奉藏する學校にては教授時間の外は當該學校職員宿直すべき旨三十一年九月訓令を以て規定する所あり尙其の宿直賄料に關しては三十二年十二月小學校令施行細則に規定あるを以て學校職員若は町村長は之を遵守して違ふことなきは深く信ずる所なるが近時其の宿直を等閑にし其の賄料を支給せざる向間々あるやに聞知す若し斯の如くにして萬一不都合を生ずるときは誠に恐懼の至りにつき自今學校職員及町村長に於ては各其の職責を盡し之が奉藏に關する設備より平素の保護に至るまで一層深く注意して尙も不都合なからんことを期すべしと三十五年十二月阿部知事は訓令した。

御寫眞奉藏方及下賜稟請方ノ件依命通牒

明治三十三年十月十六日 內務部長ヨリ各郡長へ、

天皇 皇后兩陛下御寫眞ノ義是迄町村立小學校へ夫々下賜相成候處其設備不完全ニシテ明治三十一年九月本縣訓令甲第八十五號ノ規程ニ依り學校内へ奉藏スルコトヲ得スシテ郡役所ニ奉藏スル尙有之候處右ハ可成速ニ校舍ノ完備ヲ計リ規程ニ基キ奉藏ノ設置ヲ爲ス様精々御督勵相成度尙爾今下賜出願ノ場合ニハ取調上必要有之候間 御影奉藏所ノ位置構造並ニ宿直室ノ圖面ヲ徴シ尙ホ貴官ノ意見ヲ具シ御進達相成度依命右通牒ス

御影並

勅語謄本嚴重ニ取締方

明治卅四年十二月十三日 內務部長ヨリ各郡長へ、

明治卅四年十二月十三日 內務部長ヨリ各郡長へ、

聖上 皇后陛下ノ御眞影並ニ 勅語謄本奉置方ニ關シテハ夫々訓令ノ次第モ有之候處近來 勅語謄本紛失ノ節所モ有之甚タ不都合ノ儀ニ付右等ハ兼テ十分御取締相成居候事トハ存候得共自今一層嚴重ニ取締方御注意相成度右依命通牒ス

學校廢止ノ場合

勅語謄本返納方

明治卅五年一月十六日 內務部長ヨリ各郡長へ、

教育ニ關スル 勅語謄本ヲ奉藏セル小學校幼稚園其他ノ學校ニシテ廢止等ノ場合ニハ其郡度返納セシメ新規交付ヲ要スル學校等アルトキハ直ニ請求方御申出相成度右依命通牒ス

追テ本件ニ關スル從前ノ通牒等ハ之ヲ取消シタルモノト御承知相成度候

教育ニ關スル 勅語御名御璽等マテ捧讀方

三十七年十月二十七日 丙三第一九七號

鹿兒島縣照會

教育ニ關スル 勅語ヲ捧讀スルニ當リ從來本縣ニ於テハ下賜年月日及 御名御璽ヲモ捧讀致來候得共他府縣ニテハ往々略スル尙有之哉ニ聞及候處右ハ略スルヲ正式トスルヤ將々略セサルヲ正式トスルヤ聊カ疑義ヲ生シ候條至急何分御指示相煩度此段及照會候也

右秘書課回答

三十七年十一月十日 辰騰祕二八號

客月二十七日付丙三第一九七號ヲ以テ 勅語捧讀ノ儀ニ付御照會ノ趣了承右ニ關シテハ從來何等ノ規定及先例無之從テ孰レヲ正式トハ定兼候得共從來御仕來リノ通ニテ可然ト被存候條此段御回答旁御參考迄申進候也

教育諮問會

日清戰役後各般ノ事業勃興ノ機運に際會し教育上亦企畫振作すべき事項多きを以て縣は初中等學校長縣郡視學の外縣内に於て教育上の經驗名望ある者多年縣政に參與したる經歷ある者を會して教育の施設事項を諮問し將來實施上の参考に資せんとして教育諮問會を

設け明治三十四年九月其の規則を定めて發布した。次の通り



千葉縣教育諮問會規則

第一條 本會ハ教育ニ關スル事項ニ就キ諮問センカ爲設クルモノトス  
 第二條 本會ハ教育ニ關スル事項ニ就キ會員過半數ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得  
 第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

- 一 書記 官
  - 二 參事 官
  - 三 視學 官
  - 四 師範學校長
  - 五 縣立中學校長 三名
  - 六 縣立高等女學校長
  - 七 縣立農學校長
  - 八 縣 視 學
  - 九 郡 視 學 三名
  - 十 郡町村立學校長 六名
  - 十一 私立學校長 一名
  - 十二 縣 會 議 員 五名
  - 十三 教育篤志者 若干名
- 第四條 知事ハ前條會員ノ外部下ノ官吏ヲシテ會議ニ參列セシム但議決ノ數ニ加ハラサルモノトス

第五條 本會ノ會員ハ當然會員タルモノヲ除ク外毎回知事之ヲ命シ若ハ囑託ス  
 第六條 本會ハ知事之ヲ閉閉ス  
 第七條 本會ハ會員過半數出席スルニアラサレハ會議ヲ開カス  
 第八條 本會ノ會長ハ知事之ニ當リ知事事故アルトキハ其ノ指名シタル代理者ヲ以テ之ニ充ツ  
 第九條 本會ノ議事ハ普通議事法ニ依ル  
 第十條 本會ニ幹事一名書記一名ヲ置キ知事之ヲ命ス  
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス (以下省略)

會は三十四年十月一日二日の兩日縣會議事堂に於て開いた會員は同規則の結果當然會員たる者は書記官永谷常脩、參事官秦豊助、視學官西谷虎二、師範學校長弘田正郎、千葉高等女學校長澁谷愛、茂原農學校長加藤忠治、縣視學杉山正毅、岩谷直次郎の諸氏で任命又は囑託に係る者は千葉中學校長由比質、佐倉中學校長武井悌四郎、佐原中學校長海鹽錦衛、千葉郡視學島田衷、東葛飾郡視學鈴木肅、印旛郡視學亙理安次郎、東金染織學校長新井宗治、千葉陸實業補習學校長船津至精、千葉郡千葉高等小學校長原庫二、東葛飾郡野田高等小學校長角田幸吉、津郡木更津高等小學校長佐野鍾次、香取郡暢發尋常高等小學校長安藤定一、私立成田中學校長石川照動、縣會議員東條良平、同白井喜右衛門、同大澤庄之助、同安達宗俊、同早川儀之助、衆議院議員鈴木儀左衛門、醫師千葉彌次馬、日本赤十字社千葉支部主事永井謙藏、千葉縣教育會理事御園生卯七、前衆議院議員君塚省三の諸氏であつた、幹事は視學官西谷虎二書記は屬岡巖命ぜられ特に技師高橋熊三を同會に參列を命じた。



會は十月一日より開會され縣より左の議案を提出した。

第一號 實業學校設置ニ關スル件

本縣ニ於テハ男子ニ關スル高等普通教育ノ施設ハ略其ノ緒ニ就キタルモ實業ノ學校ハ農業ニ關スルモノヲ除ク外未ダ其ノ施設ヲ爲サス然ルニ世運ノ趨勢年一年實業教育ノ發達ヲ促ス益急ナルモノアルヲ以テ來年度ニ於テ工業ニ關スル一ノ實業學校ヲ設置セントス其ノ可否果シテ可ナリトセバ如何ナル學科ヲ以テ適當トスヘキヤ各位ノ意見ヲ諮問ス

第二號 小學校教員補充ニ關スル件

本縣小學校ニ於ケル就學兒童ハ年々其ノ多キヲ加フルニ拘ラス教員數ノ著シク不足セルハ普通教育上定ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリトス依テ現今教員養成ノ外別ニ之カ補充ノ途ヲ設ケ刻下ノ急ヲ救ハントス適當ノ方法如何

第三號 農業及山林ニ關スル實業學校設置ニ關スル件

開會第一日(十月一日)は劈頭會長阿部知事開會の辭を述べて議事に移り、第二號議案小學校教員補充に關する件を議に付し西谷視學官議案説明の任に當つた。案の要旨は現在師範學校に於ける教員養成の外縣下適當の場所三箇所を選び尋常小學校本科正教員百廿名一箇所の生徒四十人を養成するにあつた而して其の經費は初年度に一萬五千六百六十五圓十五錢を要し次年度より机腰掛書籍器具器械等の費用凡二千圓弱を減ずる見込であつた。委員の議論區々に亘りて一定しないので委員を舉げて調査することとなり、議長の指名によつて弘田正郎、海鹽錦衛、白井喜右衛門、鈴木肅、島田夷、杉山正毅、御園生卯七の七氏を舉げて調査せしめた。委員の調査案は左の通りであつた

修正案

小學校教員補充ニ關スル方法

- 一 小學校令施行規則第七條第六號ノ規定ニ基キ成績優良ナル教員ニ對シテハ無試験檢定ヲ施行シ相當ノ免許狀ヲ授與スルノ方針ヲ執リ直ニ實行スルコト
- 二 現今ノ師範學校ヨリ三十五年度ニ於テ女子部ヲ分離獨立セシメテ女子師範學校ヲ設置シ其ノ定員ヲ百二十人トシ之ヲ三學級ニ編制スルコト又男子師範學校ノ定員ハ三百六十人トシ之ヲ十二學級ニ編制シ而シテ毎年男女ヲ通ジテ百六十人以上百三十人以内ノ卒業生ヲ出スコト
- 三 現在師範學校内ニ設置セル尋常小學校男正教員講習科ヲ三十五年度ヨリ擴張シテ定員ヲ百二十人トシ之ヲ三學級ニ編制シ講習員ニハ師範學校本科生一人ニ要スル費用ト同額ノ補助金ヲ與フルコト
- 四 尋常小學校男准教員講習科ヲ三十五年度ヨリ師範學校内ニ設置シ其ノ定員ヲ五十八トシ之ヲ一學級ニ編制シ而シテ從來ノ女子准教員同專科正教員講習科ヲ廢止スルコト
- 五 私立教育會ニ於テ教員補充ノ爲講習會ヲ開會セントスルトキハ三十五年度ヨリ相當ノ補助金ヲ與フル方針ヲ執ルコト
- 六 小學校教員檢定試験手数料ヲ三十五年度ヨリ全廢シテ受験者ヲ多カラシムルコト

右之通修正候也

調査委員

第二日(十月二日)修正案を議題となして本議に入り決議に至り修正案の第四項女子准教員を從來の如く存置して男子准教員を廢するに決し他は悉く修正案に確定した。次に第一號議案實業學校設置に關する件第三號議案農業及山林に關する實業學校設置に關する件を議題とし、番外と委員との質問應答の後本議に入り調査不充分の下に全部否決せられた。



本縣の工業學校は當時其の必要を認め縣當局は其の計畫を立てたるもの、やうであつたが種々の事情に制せられて遂に其の實施を見るに至らなかつたが其の後四十年を過ぐる今日未だ一の縣立工業學校の設立を見ない。又本諮問會は阿部知事の發意にて中央の高等教育會議に擬して開設したものの、やうであつたが、兎角議事機關即縣會議員方面にはこれを喜ばざるものあつて第一回限りで規則は存置してあるが其の後遂に開會の運びに至らなかつた。

**清國派遣生規程** 本縣では清國の語學に通じ同國の商工業及其の他の事情を知悉し實地適切な智識技能を得せしめんが爲、縣費を支出して清國派遣生を置き上海に在る東亞同文書院に委託して修學せしめた。明治三十七年四月其の規程を定めて生徒を募集し同年九月より實施した。其の概要を擧ぐれば派遣生は左の資格ある者より選抜する(一)中學校卒業若は之と同等の學力を有する者(二)身體強壯志操堅固なる者とし、派遣生は毎年募集し其の人員及期日等は其の都度告示し應募人員超過するときは檢定の上選抜するものとす、派遣生には學資、旅費及雜費を支給する。學資金は入學の月より卒業の月までこれを支給し旅費及雜費は出發及卒業の際之を支給する。派遣生は本規程又は同文書院の規程に背いた者は其の情狀に依り學資の支給を停止し既に給與した諸費の全部若は一部を償還せしめることもある。派遣生は卒業證書受得の日より五箇年間知事の指定する事務に従事する義務を有せしめる。派遣生は三十七年度より實施し毎年二名を募集して留學せしめたが二三年繼續の後經費の都合上廢止となつた。

**教育振作の告諭** 阿部知事は明治三十年三月教育振作に關し告諭する所があつた要は條約改正其の局を結びこれが實施後は外人の往來頻繁に行はるべく殊に本縣は帝都に近接するを以

て他の府縣に比して雜居の影響を蒙ること多かるべきにより大に教育を振興して國民の品位を高め其の實力を進めるやう努力せらるべしといふにある。左に其の全文を掲ぐる。

**告諭第一號**

我邦ノ教育ハ維新以降國運ノ進歩ニ伴ヒ漸ク其歩ヲ進メ加フルニ明治二十三年十月教育ニ關スル勅諭ヲ下シタマヒシ以來其ノ方途更ニ確立シ二十七八年ノ戰役ニ於テ積年涵養ノ効果大ニ顯彰シ益教育ニ重ヲ加フルニ至レリ殊ニ大捷後國民ノ趨勢一變シ條約改正將ニ其ノ局ヲ結ビ彼我ノ雜居近キニアラントスル今日ニ於テ舊守ニ安スヘキノ秋ニアラス宜シク大ニ教育ヲ振作シ國民ノ品位ヲ高メ其ノ實力ヲ進メ以テ捷餘ノ光榮ヲ保タサルヘカラス願フニ本縣ハ我國ノ首府ニ密邇シ三面海ヲ控ヘ關東ノ要樞ニ方ルヲ以テ他ノ府縣ニ先テ彼我雜居ノ影響ヲ蒙ルヘキ地タリ然ルニ教育ノ發達ハ反テ遠隔ノ府縣ニ及ハサルモノアルカ如シ今日ニ於テ之カ振作ヲ計ラサレハ異日縣民ノ不幸測ラレサルモノアラントス教育施設ノ局ニ當ル者固ヨリ之カ責ニ任セサルヘカラスト雖モ縣民タル者宜シク大勢ノ趨ク所ニ隨ヒ務ムヘキ所ヲ考ヘ其ノ責ヲ盡サ、ルベカラス其ノ務ムヘキ事項ニ關シテハ郡長ヲシテ詳細諭示セシムヘキニヨリ篤ク此ノ意ヲ了シ教育振作ノ實效ヲ擧ケントコトヲ期スヘシ

明治三十年三月十二日

千葉縣知事

阿部

浩

**條約改正實施後學校生徒教養方** 樺山文部大臣は三十二年七月新條約實施に關して詔勅を奉ずると共に訓令を發して學校の風紀を正し規律を嚴にすべきことを披陳して其の注意を促した。左の通り

今ヤ改正條約實施ノ期僅ニ數日ヲ出デサラムトシ茲ニ新ニ詔勅ヲ下シタマウ蓋將來外國人ノ内地ニ來往居住スル者滋々多キヲ致スヘシ此ノ時ニ際シ若シ學校生徒ヲシテ放漫自ラ制セス或ハ禮節ヲ藐視シ或ハ粗野ノ行爲ヲ敢テシ奇



矯是レ喜フ如キ陋習ヲ長セシムルコトアラハ獨リ教育上ノ失體タルノミナラス延テ國家ノ威信ヲ失墜シ其ノ體面ヲ汚瀆スルコトナキヲ保セス宜シク恭ミテ教旨ヲ奉體シ此ノ際尙一層學校長及教員ヲ督勵シ能ク戒慎ヲ加ヘ篤ク本分ヲ殫シ以テ生徒教養ノ法ヲ誤ルコトナキヲ期セシムルニ努ムヘシ

二、郡 役 所

地方官官制改正 郡視學は明治二十三年十月改正の小学校令にはじめて見えたのであつたが當時は郡の吏員として置かれたのを明治三十二年六月の地方官官制の改正によつて郡書記と同じく判任官となつた。即ち

地方官々制第三十九條に「郡書記ノ次ニ郡視學ヲ加フ」とあり其の第四十八條に「郡視學ハ一人判任トス郡長ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他學事ニ關スル庶務ニ從事ス」と規定し尙附則に「郡視學ニ關スル規定ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス」と定めた。

三十八年四月の地方官々制改正に依れば其の第三十二條に「各郡ニ左ノ職員ヲ置ク郡長郡書記郡視學其の第三十三條に「郡長ハ奏任トス知事ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス其の第四十一條に「郡視學ハ一人判任トス郡長ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他學事ニ關スル庶務ニ從事ス」とある。

郡制施行 郡制ハ明治二十三年法律第三十六號を以て公布されたが其の施行期日は内務大臣の指揮に依つて定めらるゝにつき縣は明治三十年四月一日ヨリ施行することになつた其の施

行に先ち帝國議會の協賛を経て本縣下に於ける郡の廢置を行つた次の通り

法律第四十二號 (明治二十九年三月二十九日)

- 千葉縣安房國安房郡、平郡、朝夷郡及長狹郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ安房郡ヲ置ク
- 千葉縣上總國望陀郡、周准郡及天羽郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ君津郡ヲ置ク
- 千葉縣上總國長柄郡及上埴生郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ長生郡ヲ置ク
- 千葉縣上總國山邊郡及武射郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ山武郡ヲ置ク
- 千葉縣下總國東葛飾郡及南相馬郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ東葛飾郡ヲ置ク
- 千葉縣下總國印旛郡及下埴生郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ印旛郡ヲ置ク

附 則

此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

右の外上總國夷隅郡市原郡下總國千葉郡香取郡海上郡匝瑳郡は従前の儘存置することゝなつた。

次で郡役所位置は明治二十三年法律第三十六號郡制及明治二十九年法律第四十二號本縣下郡廢置法律施行の日より左の通り定められた。

郡役所名	位 置	郡役所名	位 置
千葉郡役所	千葉郡千葉町	市原郡役所	市原郡八幡町
東葛飾郡役所	東葛飾郡松戸町	印旛郡役所	印旛郡佐倉町
長生郡役所	長生郡茂原町	山武郡役所	山武郡東金町



香取郡役所 香取郡佐原町 海上郡役所 海上郡銚子町  
 匝瑳郡役所 匝瑳郡福岡町 君津郡役所 君津郡木更津町  
 夷隅郡役所 夷隅郡大多喜町 安房郡役所 安房郡北條町  
 郡長委任事項 明治二十五年十二月告示第七十四號及同年同月訓令第百十八號は之を廢止し更に三十三年七月縣令第四十七號を以て郡長委任事項を定め其の中學事に關係ある分を左に掲ぐ

十九 教員任免並免許狀ニ關スル請書承認ノ事

二十一 賞與ニ關スル請書承認ノ事

二十三 町村立學校職員除服ノ事

次で三十八年八月縣令第五十號を以て改正したるものは左の通り

十二 師範學校卒業生及講習科修了生ニ屬スル學資辨償金ノ收入命令ヲ發スル事

二十六 郡町村立學校職員ニ除服出仕ヲ命スル事

郡視學任用令 地方官官制中郡視學に關する規定施行の際特に従前郡視學の職に在る者に限り任用し得る資格を定め勅令第四百五十三號を以て明治三十二年十二月公布した。右に據れば地方官官制中郡視學ニ關スル規定施行ノ際現ニ郡視學ノ職ニ在リテ月俸二十五圓以上ヲ受ケ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ同規定施行ノ際ニ限り郡視學ニ任用スルコトヲ得

一 一年六箇月以上師範學校官立公立中學校官立公立高等女學校又ハ官立公立實業學校ノ學校長教諭又ハ助教諭ノ職ニ在リタル者

二 小學校本科正教員タル資格ヲ有シ三箇年以上官立公立學校ノ訓導ノ職ニ在リタル者

郡視學職務規程 本縣では明治三十年三月郡視學職務規程を定め同年四月一日より施行する旨訓令した。左の如し

郡視學職務規程

第一條 郡視學ハ郡長ノ命令ヲ受ケ郡内ノ教育事務ヲ巡視ス其要項左ノ如シ

- 一 教育ニ關スル 勅語ノ聖旨實行ニ關スル事項
- 二 御眞影及 勅語謄本ノ保管並其取扱ニ關スル事項
- 三 學校ノ設置廢止分合并兒童通學ニ關スル事項
- 四 校舍校地校具體操場農業場等ノ設備ニ關スル事項
- 五 學校長教員ノ職務及服務ニ關スル事項
- 六 學齡兒童ノ就學及出席ニ關スル事項
- 七 學校ノ休日教科目ノ加除修業年限及教授時間ニ關スル事項
- 八 學級ノ編制及教員ノ配置等ニ關スル事項
- 九 教授訓練體育及學校管理ニ關スル事項
- 十 學校ノ風紀及衛生ニ關スル事項
- 十一 學事諸表簿ニ關スル事項
- 十二 家庭教育ニ關スル事項
- 十三 教員講習小學校長教員等ノ集會及教育會ニ關スル事項











- 人口 三千以上四千未満 三人
- 人口 四千以上七千未満 四人
- 人口 七千以上壹萬未満 五人
- 以上四千人ヲ加フル毎ニ一人ヲ遞加スルモノトス
- 第二條 事務最モ繁劇ニシテ上記定員ニテ整理シ難キ町村ハ前條ノ外一名乃至二名ヲ増加スルコトヲ得
- 第三條 俸給額ハ一人一ヶ月五圓以上拾五圓以下トシ其ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシト雖モ一人一ヶ月平均六圓ヲ下ラサルモノトス

三十三年四月訓令甲第三十一號を以て前に三十一年三月訓令第二十五號町村書記定員及俸給額準則第三條中一ヶ月五圓とあるを六圓平均六圓とあるを七圓に改む。三十七年三月日露の戦時に際し経費節減の必要上町村書記定員及俸給額並町村吏員報酬及給料額は當分の内明治三十一年三月訓令第二十五號並明治三十三年四月訓令中第三十號に依らざることを得ると訓令した。

**町村長其の他國の教育事務取扱規程** 阿部知事は明治三十一年八月訓令甲第八十二號を以て町村長、町村學校組合長、區長及其の代理者並學務委員の國の教育事務取扱に關する規程左の通り定めた。

- 第一條 町村若クハ町村學校組合ノ學務委員ハ町村長若クハ組合長ヲ補助シテ左ノ事務ヲ執行スベシ
  - 一 學齡兒童ノ就學及其猶豫免除又ハ不就學督責ニ關スル事
  - 二 特別ノ事情アリテ校舍、校地、校具、體操場、農業練習場ヲ小學校ノ目的外使用ニ關スル事
  - 三 學齡兒童ヲ保護スル者ノ代人ニ關スル事

- 四 就學兒童ノ出席差止ニ關スル事
  - 五 町村立小學校管理ニ關スル事
  - 六 小學校ノ授業料ニ關スル事
  - 七 小學校ノ休業ニ關スル事
  - 八 傳染病流行等ノ場合ニ於ケル小學校閉閉ニ關スル事
  - 其他町村長若クハ組合長ニ於テ必要ナリト認ムル事項
- 第二條 町村長若クハ組合長ハ町村ニ屬スル國ノ教育事務ニ就キ必要ナリト認ムルトキハ學務委員ノ意見ヲ聞クベシ
- 學務委員ハ町村長若クハ組合長ヨリ諮問アリタルトキ又ハ町村ニ屬スル國ノ教育事務ニ就キ意見アルトキハ委員會ヲ開キ其ノ評決ニ依リ町村長若クハ組合長ヘ具申スベシ
- 前項ノ委員會ハ至急ヲ要スルモノ、外小學校ノ教授時間外ニ於テスベシ
- 第三條 町村長若クハ組合長ハ毎年一回以上學務委員ヲ召集シ事務ノ諮問ヲ爲シ若クハ協議ヲ爲サシムベシ
- 第四條 區長及其代理者并區ノ學務委員區ニ屬スル國ノ教育事務ニ關シテハ前各條ニ準ズ

#### 四、議事機關

**縣會** 從來は議員の職能として理事者の提案に對して多少なりとも減額せねばならぬ如く考へた議員もあつたが、世運の進展に伴ひ議員の思想大に一變した。稀には黨派心に驅られて公正を缺くが如き議決を爲す嫌がないのでもないが全般に亘りては縣民の福祉増進の爲に公正妥當



なる措置に出でないものはなかつた。教育費の如き年々巨額に達するも何れも原案より多少の削減を加へるのみであつた。日清戦役後就學兒童の増加により到る處教員の不足を告げたるを以て教員の養成は急務中の急務であつたので師範學校擴張の爲には巨額の経費を可決し、又産業各般の勃興に伴ひ實業教育施設の必要より縣は實業教育補助費として數萬の縣費を要求したるもこれを原案の儘可決したるが如き、如何に教育を重んずるに至つたかを卜知するに足るのである。

**郡會** 各郡一般に教育の施設に關しては着實公正に審議し或は實業學校の設置を企畫し又は小學校費實業學校費に補助を與へ郡教育會の施設に係る事業に對しては各郡齊しく補助費を議決した。

**町村會** 町村會も亦校舎の増築、新築、器具器械の設備、教員俸給、義務外支出等百事其の度を高め、町村費中教育費は最も多額を占めて居るので其の支出頗る困難に至つて居るものもあるが、いづれも相當の決議をなし施設上著しき支障を見ないのは實に斯道の爲喜ぶべき現象である。

### 第三章 初等教育

#### 第一節 小學校

##### 一、概 説

**小學校令の改正** 明治二十三年十月小學校令を改正してより既に十年を經過し其の間日清戦役の結果國運の伸暢と共に次第に教育の隆昌を見るに至り時勢の進運に應じて小學校令を改正するの必要に迫られた。政府は三十三年八月十八日勅令第三百四十四號を以てこれが改正を行ひ、次で同二十一日文部省は省令第十四號を以て該令附帯の法規を悉く網羅一括し其の施行規則を發布し同二十二日文部大臣は該令改正實施に關し訓令第十號を以て府縣に訓令を發せられ其の法規成案漸く具備するに至つた。其の改正の概要を述べれば九章七十三條より成り舊令に比すれば一章を増し二十三條を減じた。其の改正の重なる條項を擧ぐれば

**總則** 第一條の本旨は従來の通りにて變らず第二條に舊令は小學校はこれを分て尋常小學校及高等小學校とす」とありて尋常高等併置の小學校には其の名稱確然と規定されなかつたが新令には尋常小學校の教科と高等小學校の教科とを一校に併置するものを尋常高等小學校とす」とな



し、其の第三條に尋常高等小學校に於て尋常小學校の教科を授くべき部分に對しては尋常小學校の規定を準用し、高等小學校の教科を授くべき部分に對しては高等小學校の規定を準用す但し文部大臣に於て別段の規定を設けたる場合は此の限に在らずと云つて居る。

設置 其の第六條に「市町村は其の區域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置すべきものとし舊令より一層其の主體を明にした、其の他の條項も大體に於て舊令とは變つて居ない。唯舊令には町村學校組合を設けしむるとき、及兒童教育事務を委託せしむるとき、町村學校組合を解かしむるとき等には關係町村、町村學校組合及區の意見のみならず郡參事會の意見を聞くことになつて居つたが新令には郡參事會を除くことにした。

教科及編制 尋常小學校の修業年限は舊令には三箇年又は四箇年とありしをすべて四箇年となして一箇年を延長し、高等小學校の修業年限は舊令と變りはない。尋常小學校の教科目は舊令には修身、讀書、作文、習字、算術、體操とし土地の狀況によりては體操を缺くことを許したが、新令は修身、國語、算術、體操となし、讀書、作文、習字の三科目を國語の名稱の下に包括し、體操を必修科とし、加除科目中より日本歴史を削除し、土地の情況に依り圖畫、唱歌、手工の一科目又は數科目を加へ、女兒の爲に裁縫を加ふることを得、これ等の教科目はまた隨意科目と爲すことを得ると改めた。高等小學校は舊令には修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外國地理、理科、圖畫、唱歌、體操とし、女兒の爲には裁縫を加ふるものとし、加除科目は土地の情況に依り外國地理、唱歌の一科目若しくは二科目を缺くことを得、又幾何の初歩、外國語、農業、商業、手工の一科目若しくは數科目を加へることを得せしめ、修業年限の長短に應じて適宜加除科目を斟酌することはなかつたが新令には讀書、作文、習字の三科目を

國語となしたるは尋常科と同じなれども、修業年限二箇年の高等小學校には理科、唱歌の一科目若しくは二科目を除くことを許し、手工科を加へしめ、三箇年の高等小學校には唱歌を缺き、農業、商業、手工の一科目若しくは數科目を加へしめ、四箇年の高等小學校には英語を加へしめた。又以上の高等小學校に於ける加設科目は之を隨意科目となすことを得せしめ、而して幾何の初歩を加ふることを全く除いた。又舊令に小學校の某教科目はこれを學習し能はざる兒童に課せざることを得とありしを新令は小學校の教科目中兒童身體の情況に依り學習すること能はざる教科目は之を其の兒童に課せざることを許した。教科用圖書は舊令には文部大臣の檢定したるものに就き小學校圖書審査委員に於て審査し、府縣知事の許可を受けたるものに限るべしとありしを新令は文部省に於て編纂したるもの及文部大臣の檢定したるものに就き小學校圖書審査委員の審査を経て府縣知事之を採定すと改めた。又審査委員會の組織に關しては舊令には府縣官吏、府縣參事會員、尋常師範學校長、教員、中學校長、視學官、縣視學、小學校教員を以て組織せしが、新令には府縣書記官、高等女學校長一名、郡視學二名を加へ、府縣參事會員と小學校教員を省いた。小學校教則は舊令には文部大臣其の大綱を定め、府縣知事これに基きて制定し、文部大臣の許可を受くべき規定であつたのを新令には文部大臣にて之を定むることとした。

設備 小學校に於ては校舍、校地、校具及體操場を備ふべきものとし（第二十九條）舊令より簡略にし、校舍、校地、校具及體操場は非常變災の場合を除くの外、小學校の目的以外に之を使用するを得ずとし、但し止むを得ざる事情に依り監督官廳の認可を受くる場合は此の限でないとした（第三十條）就學（就學の部に出す）



## 職員（職員の出す）

費用負擔及授業料 舊令には市町村立小學校の設置に關する市町村及町村學校組合並區の負擔の概目として左の三項を挙げ（一）校舍校地、校具、體操場、農業實習所の供給及支持（二）小學校教員の俸給旅費等（三）小學校に關する諸費とあるを新令は市町村立小學校の設置に關する費用は市町村町村學校組合又は其の區の負擔とす」と定め其の概目を左の通り挙げた（一）設備及其の維持の費用（二）職員の俸給旅費其の他諸給與（三）校費とした。費用の負擔に關しては舊令には町村又は市の資力尋常小學校設置の負擔に堪へずと認定するときは郡は郡費を以て市は府縣費を以て相當の補助を與へ尙ほ郡の資力之を補助するに堪へざるときは府縣は府縣費を以て其の郡に補助すべしと規定せしを新令には其の補助すべき場合を一層明瞭にした。授業料は舊令には徴收するを本體とし特別の場合に限り徴收せざるを得ることとしたるが新令は其の第五十七條に市町村立小學校に於ては授業料を徴收し得ずと無月謝主義を本體とし特別の事情ある場合には府縣知事の認可を受けてこれを徴收することとした。

管理及監督 舊令には郡に郡視學一名を置き郡費の負擔となし府縣税を以て支辨する郡吏員と同一の待遇とし郡長の指揮命令を受けて郡内の教育事務を監督せしめたが其の後地方官々制の改正に依りて郡府縣に視學の官を置くこととなりたるを以て新令には削除した。又舊令には市町村長は市町村に屬する國の教育事務を管掌し市町村立小學校を管理し學校長若しくは首席教員の管理に屬する事務は之を監督すとありしを以て往々市町村長と教員との權限争を生ずるの嫌ありしも新令には學校長及教員の執行する國の教育事務は市は府縣知事町村は郡長之を監督す

と規定し其の所屬を明瞭にした。

以上に挙げたる外尙ほ舊令に比して一層法文の意義明瞭となり其の不備なる所を補綴改善せしこと尠くない。新令の特色とする所は（一）從來授業料を徴收するを本體としたるがこれを徴收しないのを原則とするに改めたこと（二）義務教育年限は三箇年若しくは四箇年であつたのをすべて四箇年に改めたこと（三）學科の別を簡單にし讀書、作文、習字を國語の一科に包括せしめたこと（四）漢字を制限し字音假名遣を簡便になしたること（五）小學校の職員に正准教員の外代用教員を認めたこと（六）教科書の制度を改めたこと等である。

三十六年の改正 其の後本期間内に三十六年の三月及四月に二回の改正が行はれた。三月のは第二十條第二十三條第三十二條第七十條の四條であつて第二十條第二十三條第七十條は教科目中加設科目及隨意科目に關する事項であり第三十二條は學齡の計算方に就てこれまで月を以て計算したるを日に改めたのである。即ち兒童滿六歳に達したる翌月よりを翌日に學齡兒童の學齡に達したる月以後の月を日に改正した。四月の改正は第二十四條第二十五條第二十六條ですべて教科用圖書の檢定審査に關するものである。當時圖書の審査檢定に關して種々の弊害が續出したので小學校圖書審査委員會を廢し小學校教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものとし文部大臣は修身、日本歴史、地理の教科用圖書及國語讀本を除き其の他の教科用圖書に限り文部省に於て著作権を有するもの及文部大臣の檢定したるものに就き府縣知事をして檢定せしめたこの改正は所謂國定制度を執つたものである。尙ほ第五十六條中小學校教科用圖書審査會の費用を削除したのである。



小學校令施行規則 小學校令に附帶する施行規則は三十三年八月二十一日省令第十四號を以て制定發布した。從來は一事項毎に省令を以て規定したのであつたが、今回は小學校令施行規則の名稱の下に悉く網羅して煩雜を避けた。其の規則は第一章に教科及編制を規定し、これを教則、學年休業日及式日、編制、補習科、圖書審査及採定の五節に分ち、第二章に設備準則、第三章に就學、第四章に教員檢定及免許狀、これを教員の檢定、教員の免許狀の二節に分ち、第五章に職員、これを學校長及教員の進退、學校長及教員の職務及服務懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪、俸給旅費及諸給與準則、代用教員の五節に分ち、第六章に授業料、第七章に學務委員、第八章に代用私立學校、第九章に幼稚園及小學校に類する各種學校、第十章に附則、通じて十章二百二十三條に規定した。又從來は府縣知事に於て其の施行細則を規定せるもの多かりしが、今回は設備、教員の俸給旅費及諸給與、學期毎日の教授始終の時刻、夏冬季休業日の如き僅に二三の事項に過ぎない。他は悉く文部大臣に於て規定した。又施行規則中變更の重なるものを擧ぐれば、教科に於ては從來散漫の弊少くなかつた。教科目を減少し、専ら日常生活の用に便するを目的とし、又教科目の取捨につきては學校衛生を重んじた。ことも見逃すべからざる事である。例せば尋常小學校の體操科を必修科目となし、高等小學校にては普通體操を主とし、兵式體操を副とした。又國語の中で女兒の學級に用ふる讀本には特に家事上の事項を入れ、理科に於て人身の生理衛生の概要を加へ、書き方即ち習字に於て舊令では尋常小學校では行書又は楷書、高等小學校にては楷書、行書若くは草書とあつたのを、新令はすべて楷書、行書の一種若くは二種とした。次に假名字體を定めて變體假名を廢し、字音假名遣を採用し、漢字の使用を制限した。其の他筆算を専用し、唯土地の狀況によりて加減のみ珠算を併せ用ゐるを許し、地理及

歴史は郷土誌を除いた。又兒童の試験を廢し、毎週の教授時數を減ずる等何れも兒童の負擔を輕減することが主なる目的であるやうである。編制に於ては一學校の學級數を十二學級に制限し、半日學校の制を採用し、正教員を得難い場合には二學級毎に正教員一人、准教員一人を置くことを許し、又六學級以上の小學校にては學校長の擔任する教授を補助する爲學級數以外に正教員一人若くは准教員一人を置くことを許した。就學に就ては就學義務の免除及猶豫、就學及出席の督責を綿密に規定し、教員檢定に於ては尋常小學校正教員の試験科目及其の程度を師範學校簡易科の學科程度に準ぜしめ、同准教員の試験科目に理科、圖畫、唱歌を加除するを許した。教員の進退に關しては休職及退職を命ずる場合を明にし、俸給旅費及諸給與に關しては月俸額標準を定め、休職者に市町村町村學校組合又は區の同意を得るときは俸給の一部若くは全部を給することを許し、教員の死亡したるときは俸給三箇月分を其の遺族に給し、正教員の旅費額は判任文官の例に準じて定め、其の他宿直賄料、住宅料を給するを得しめた。代用教員は其の進退を市は市長、町村は郡長をして行はしめ、授業料はこれを徵收するときは尋常小學校に在りては一箇月市は二十錢以下、町村は十錢以下とし、高等小學校に在りては一箇月市は六十錢以下、町村は三十錢以下とした。學務委員は其の員數を十人以下とし、其の權限を限定した。

右の外各條項を通して從來の繁縛を去り、一に簡捷を求めたるは、儘に舊法に比して進歩したるを見る。

三十四年の改正 其の後三十八年五月迄に七回の小改正があつた。三十四年一月文部省令第二號を以て教科用圖書の審査及採定に關して制裁を加へた。當時審査に關し種々の弊害百出した



るより嚴重な取締をなしたのである

**三十五年の改正** 三十五年二月文部省令第三號を以て教科用圖書の發行者に於て採定の圖書の供給を怠りたる者に制裁を加へた。

第六十條ニ左ノ一項ヲ加フ

小學校教科用圖書ノ發行者ニ於テ採定セラレタル圖書ノ供給ヲ怠リ又ハ之ヲ拒否スルガ爲メニ之ヲ更定スヘキ事情ヲ生シタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第六十三條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第六十條第二項其ノ他特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
同年十二月省令第十五號を以て第九號表中「生年月日」を「生年月」と改めた。

**三十六年の改正** 同年中には三月、四月、十一月の三回改正が行はれた。三月の改正は相當廣汎に涉りて行はれた。第一章教科及編制第一節教則の中第十三條第一項の次に「農業ハ土地ノ情況ニヨリ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事水産ヲ併セ授クベシ」の一項を加へ第十八條第二項を左の如く改む。理科、唱歌、手工、農業、商業の科目若ハ數科目ヲ關クトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得同條第三項を左の如く改む。英語ヲ加フルトキ又ハ女兒及第一學年第二學年ノ男兒ノ爲ニ手工ヲ加フルトキハ學校長ニ於テ他ノ教科目中ノ每週教授時數中ヨリ二時以下ヲ減ジ之ニ充ツヘシ第十八條の次に左の一條を加ふ。

第十八條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者

ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條中「前二條」を「第十七條及第十八條」に改め第一號の但書を削り左の一項を加へた。

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ尋常小學校ニ於ケル年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得

第三節編制中第二十九條に「小學校の學級數を十二學級以下と制限したので特別の事情ある場合にはこの制限に依らざるもよい」として第一項の次に左の一項を加へた。

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村又ハ町村學校組合ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニヨラサルコトヲ得此ノ場合ニアリテハ府縣知事ハ豫メ文部大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

又學科に依り數學級の全部又は一部の兒童を合せて同時に教授する學科を左の通り改めた。

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業又ハ英語ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但裁縫、手工、農業、商業、英語ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

又第三十四條第三十五條二部教授を行ふ場合を左の如く改めた。

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得

一、一學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クコト能ハサルトキ

二、兒童ヲ同時ニ容ルルニ足ルヘキ校舍ノ設ケナキトキ

三、兒童ノ就學上又ハ教授上特別ノ必要アルトキ



第三十五條第三項の次に左の一項を加へた。

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第四章教員檢定及免許狀第一節教員の檢定中第九條小學校准教員の試験科目及其の程度第一項但書を「手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ男子ニ限り裁縫ハ女子ニ限ル」と改め同條同項第十一號の次に左の三號を加ふ。

- 手工 手工ノ大要
- 農業 農業ノ大要
- 商業 商業ノ大要

同條第二項を左の如く改めた。

圖畫、唱歌、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕キ女子ノ爲ニハ尙體操ヲ闕クコトヲ得

同年四月第一章教科及編制第五節圖書審査及採定を教科用圖書と標題を改め第五十三條乃至第五十七條を改正し第五十八條乃至第六十三條の三を削除した。當時小學校教科用圖書の審査又は採定に關し書肆の運動甚しく或は當該者は贈賄を爲し或は變應接待等種々の手段を以て各自出版の圖書の採定を乞ひ其の弊百出停止する所を知らざる状態であつた。三十四年一月この弊を防遏せんが爲第六十三條へ二三の追加を爲し罰則を設けたのであつたが其の弊害は益々甚しく殆ど極點に達したるを以て更に三十六年四月從前の規定を全く新にし一層嚴重に制裁を加へたのである。

同年十一月の改正は教科課程表中第四號表第二學年國語の欄第六號表第三學年日本歴史の欄

第七號表第三學年日本歴史の欄第四學年同欄を改正した。

三十七年の改正 同年は二月及十月の二回に改正した二月には第二章設備準則中第六十四條を左の通り改めた。

第六十四條 校地、校舎、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校舎ハ教授上管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

其の他第六十五條乃至第七十四條及第七十八條を削除した。

同年十月第一章教科及編制第一節教則中第四條算術教授要旨第二項中「簡易ナル加減」を「簡易ナル加減乗除」に改め第三項中「簡易ナル小數分數及比例」ヲ授ケ又學校ノ修業年限ニ應シ更ニ稍複雑ナル比例及日常適切ノ百分算ニ及ホシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル求積若ハ日用簿記ノ大要ヲ授ケ又ハ之ヲ併セ授クヘシ」とあるを「分數歩合算ヲ授ケ又學校ノ修業年限ニ應シ更ニ比例ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ」と改めた。學科課程表第四號表中第四學年算術の欄及加減を「及簡易ナル加減乗除」に改む。第五號表中第一學年及第二學年算術の欄を左の如く改む

	第一學年	第二學年
整數	分數	數



小 等 諸 算 加 減	數	步 合 算	珠 算 加 減 乘 除
----------------------------	---	-------------	----------------------------

第六號表中第一學年乃至第三學年算術欄を左の如く改む。

第一學年	第二學年	第三學年
整 數	分 數	分 數
小 數	步 合 算	步 合 算
諸 等 算 加 減	(珠算加減乘除)	比 例
(珠算加減)	(珠算加減乘除)	(珠算加減乘除)

第七號表中第一學年乃至第四學年算術の欄を左の如く改む

第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
整 數	分 數	分 數	比 例
小 數	步 合 算	步 合 算	
諸 等 算 加 減	(珠算加減乘除)	比 例	
(珠算加減)	(珠算加減乘除)	(珠算加減乘除)	(日用簿記珠算加減乘除)

算術課程改正の理由として文部省の説明によれば、國定算術教科書の編纂に着手するに當り從來の規定に對する高等師範學校並に府縣師範學校の意見を徴したるに基き審議を経て茲に至りたるもので其の改正の要點を擧ぐれば

- 一 從來尋常小學校の課程中小數の計算は加減に止めたるを改めて簡易なる乗除をも授くることにした。これ小數を整數にて乗除するが如き簡易なる計算は學習上別段の困難なきのみならず小數の意義を了解せしむるに便にして且日常の生活上甚緊要のものである
- 二 從來高等小學校第二學年に於て授けたる比例を第三學年に又第三學年以上に於て授けたる歩合算を第二學年に於て授けることに變更した。是れ普通比例に用ふべき問題は四則應用問題として授ける方此の程度に於ては寧ろ當と認めたるを以て暫く之を後にし先日常の應用甚廣くして學習上別段の困難なき歩合算を先にしたのである。加之修業年限二箇年の高等小學校の兒童は勿論其の他の高等小學校にても第二學年の課程を終へて退學する多くの兒童の爲に歩合算を授けること比例の初歩を授けて止むるに優ると認められたからである。
- 三 百分算なる名稱を歩合算と改めた。是れ歩合に關する計算を歩合算と稱すること最穩當なるを以て廣く行はるゝに至り文部省編纂の中學校高等女學校教授要目に於ても既にこの名稱を採用して居るからである。
- 四 求積は土地の情況に應じて教授すべしとの規定を削除した。是れ簡易にして且日常生活上の應用廣き求積は土地の如何を論せず諸等數教授に際して度量に關する應用問題として之を授くるを可とし別に求積の名稱を表出して之を教授するの必要を認めざるによる(文部省)



**三十八年五月の改正** 第九十九條小學教員檢定委員會の會長は「府縣視學官を以て之に充つ」とありしを地方官制の改正に依り視學官の名稱廢止され府縣事務官となりしを以て第二部長タル府縣事務官と改めた。  
 學科課程表は左の通り

**第四號表** (明治三十六年文部省令第三十四號ヲ以テ第二學年國語ノ欄改正) (同三十七年文部省令第十九號ヲ以テ第四學年算術ノ欄改正)

學年	科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
		時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	一〇	一〇	發音、假名、及近易ナル書、讀ミ方、綴リ方、話シ方、	一二	假名、日常須知ノ文字、及近易ナル書、讀ミ方、綴リ方、話シ方、	一五	日常須知ノ文字、及近易ナル書、讀ミ方、綴リ方、話シ方、	一五	日常須知ノ文字、及近易ナル書、讀ミ方、綴リ方、話シ方、
算術	五	五	二十以下ノ數ノ範圍、内ニ於ケル數ヘ乗、除、方、書キ方、及加減	六	百以下ノ數ノ範圍、内ニ於ケル數ヘ乗、除、方、書キ方、及加減	六	通常ノ加減乗除	六	通常ノ加減乗除、及小數ノ呼ビ方、及簡易ナル加減乗除 (珠算加減)
體操	四	四	遊戲	四	遊戲、普通體操	四	遊戲、普通體操	四	遊戲、普通體操
圖畫				單形		簡易ナル形體		簡易ナル形體	
唱歌			平易ナル單音唱歌		平易ナル單音唱歌		平易ナル單音唱歌		平易ナル單音唱歌

學年	科目	時數	教授
第一學年	裁縫		
第一學年	手工	二二	簡易ナル細工
第二學年	裁縫		
第二學年	手工	二四	簡易ナル細工
第三學年	裁縫		
第三學年	手工	二七	簡易ナル細工
第四學年	裁縫		
第四學年	手工	二七	簡易ナル細工

( ) 及圖畫以下手工マテノ各欄ハ朱書トス

**第五號表** (明治二十七年文部省令第十) (九號ヲ以テ算術ノ欄改正)

學年	科目	第一學年		第二學年	
		時數	教授	時數	教授
修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	一〇	一〇	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、	一〇	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、
算術	四	四	整数、小數、諸等數 (珠算加減)	四	分數、步合算 (珠算加減乗除)
日本歴史	三	三	日本歴史ノ大要	三	前學年ノ續
地理	三	三	日本地理ノ大要	三	前學年ノ續
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象



計	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	
					女	男
女三〇八		三	三	二	一	二
	簡易ナル細工	運針法、通常ノ衣類ノ縫ヒ方	普通體操 遊戯體操 兵式體操	單音唱歌	簡易ナル形態	
女三〇八		三	三	二	一	二
	簡易ナル細工	通帝衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	普通體操 遊戯體操 兵式體操	單音唱歌	簡易ナル形態	

( ) 及手工ノ各欄ハ朱書トス

第六號表

(明治三十六年文部省令第十一號ヲ以テ國語、裁縫、手工、農業、商業、計、同年文部省令第三十四號ヲ以テ第三學年日本歷史ノ欄三十七年文部省令第十九號ヲ以テ算術ノ欄改正)

國 語	修 身	學 年	
		第一學年	第二學年
一〇	二	第一學年	第二學年
讀ミ方、書キ方、綴リ方	二	道徳ノ要旨	道徳ノ要旨
一〇	二	第二學年	第三學年
讀ミ方、書キ方、綴リ方	二	道徳ノ要旨	道徳ノ要旨
九	二	第三學年	
讀ミ方、書キ方、綴リ方			

算 術	日 本 歷 史	地 理	理 科	圖 畫	唱 歌	體 操	裁 縫	手 工	農 業
四	三	三	二	一	二	三	三		
諸等數數 (珠算加減)	日本歷史ノ大要	日本地理ノ大要	植物、動物、礦物及自然ノ現象	簡易ナル形態	單音唱歌	普通體操 遊戯體操 兵式體操	運針法通常衣類ノ縫ヒ方	簡易ナル細工	
分數 步合算 (珠算加減乘除)	前學年ノ續キ	前學年ノ續キ	植物、動物、礦物及自然ノ現象	簡易ナル形態	單音唱歌	普通體操 遊戯體操 兵式體操	通常衣類ノ縫ヒ方、裁チ方	簡易ナル細工	
分數 比 (珠算加減乘除)	日本歷史ノ補習	外國地理ノ大要	通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	諸般ノ形態	單音唱歌	普通體操 遊戯體操 兵式體操	通常衣類ノ縫ヒ方、裁チ方	簡易ナル細工	農事 農事ノ大要 水産 水産ノ大要



計	男二八 女三〇	男二八 女三〇	男二八 女三〇	三 商業ノ大要
---	------------	------------	------------	------------

手工ハ第一學年第二學年ニ於テ每週二時之ヲ課スルコトヲ得  
 ( ) 及第一學年、第二學年ニ於ケル手工ノ欄ハ朱書トス

第七號表

(明治三十六年文部省令第十一號ヲ以テ國語、裁縫、手工、農業、商業、計、同年文部省令第三十四號ヲ以テ第三、四學年日本歴史ノ欄同三十七年文部省令第十九號ヲ以テ算術ノ欄改正)

地	日本歴史	算術	國語	修身	學年	
					第一學年	第二學年
三	日本歴史ノ大要	四 小數 諸等數 (珠算加減)	一〇 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	二	第一學年
三	前學年ノ續	四 步分 合算數 (珠算 加減乘除)	一〇 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	二	第二學年
三	外國地理ノ大要	四 比 合算數 (珠算 加減乘除)	九 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	二	第三學年
三	日本地理及外國地 理ノ補習	四 比 例 (日用簿記) (珠算 加減乘除)	九 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	二	第四學年

英	商	農	手	裁	體	唱	圖	理
讀ミ方、 綴リ方、 話シ方			簡易ナル細工	三 運針法通常ノ衣類 ノ縫ヒ方	三 普通體操 遊戯 兵式體操	二 單音唱歌	女男 一二	二 植物、動物、 礦物 及自然ノ現象
讀ミ方、 綴リ方、 話シ方			簡易ナル細工	三 通常衣類ノ縫ヒ方 裁ナ方、 繕ヒ方	三 普通體操 遊戯 兵式體操	二 單音唱歌	女男 一二	二 植物、動物、 礦物 及自然ノ現象
讀ミ方、 綴リ方、 話シ方	三 商業ノ大要	三 農事ノ大要 水産ノ大要	簡易ナル細工	四 通常ノ衣類ノ縫ヒ 方、 裁ナ方、 繕ヒ方	三 普通體操 遊戯 兵式體操	二 單音唱歌	女男 一二	二 通常物理化學上ノ 現象及元素化合物 簡易ナル器械ノ構 造作用、 人身生理 衛生ノ大要
讀ミ方、 綴リ方、 話シ方	三 商業ノ大要	三 農事ノ大要 水産ノ大要	簡易ナル細工	四 通常ノ衣類ノ縫ヒ 方、 裁ナ方、 繕ヒ方	三 普通體操 遊戯 兵式體操	二 單音唱歌	女男 一二	二 通常物理化學上ノ 現象及元素化合物 簡易ナル器械ノ構 造作用、 植物ノ相互及 動物ノ關係 人生ニ對スル 衛生ノ關係 人身生理衛生ノ大 要



計	男二八 女三〇	男二八 女三〇	男二八 女三〇	男二八 女三〇
---	------------	------------	------------	------------

手工ハ第一學年、第二學年ニ於テ每週二時之ヲ課スルコトヲ得  
 ( ) 及第一學年、第二學年ニ於ケル手工英語ノ各欄ハ朱書トス

**小學校令施行細則** 改正小學校令實施に關する規程即ち手續といふべき本縣の小學校令施行細則は明治二十三年十二月二十四日縣令第百號を以て發布を見るに至つた其の梗概を擧ぐれば全編を通じて十八章百二十三條より成る施行に關する一切の規程は遺漏なく網羅して手續を簡易にし形式を整頓し内容も充實して居る。由來文部省より發布する教育法令は外觀は頗る整頓して居るも其の精神に至つてはこれを強硬に實施せんとする勇氣に乏しい。どの法令を見ても仔細に其の内容を検討すれば齒痒い所が多い。土地ノ狀況ニ依り成ルベク「の文字が多く見受けられる。又「何々スベシ」といふやうな積極的肯定的命令的の言は少なく「何々セサルコトヲ得」「何々スルコトヲ得」といふ否定的消極的な語は比較的多いのが弊である。そこでこの「成ルヘク主義が地方で實際に施行するときは其の當局の手心によりて寛ともなり嚴ともなり輕重の差を生ずるのである本縣當局がこの施行細則を制定するに當り小學校令及其の施行規則の精神に基き寬嚴宜しきを制してよく其の中を得たるは當局の苦心の存する所を知るに足る其の主なる條項を掲ぐれば次の如し。

第一章小學校の設置及廢止に關する條項に於ては認可條件を詳細に規定し従前に比して頗明確に且完備されて居る。第二章教科に關しては専ら教員に委任して仔細に規定されずこれは教員の職責を重んじたる結果に因つたのであらう。第三章の學期及休業に就ては學期の區分は従前の通り一學期間の月日も學校に依り多少異同あるべければこれを一定する方却て不便の嫌あれば各學校の便宜に任せたのであらう。毎日の教授時數終始の時刻は施行規則には府縣知事之を規定すとあれど本縣の細則では學校長が定めて監督官廳に報告することにした。夏季休業日は從來七月二十一日より八月三十一日までの内にて三十日間とありしを今回は八月一日より同三十一日までと改めた。又別に養蠶挿秧の時期に土地の必要に應じて二週間以内休業することを得せしめた其の他三日以内の臨時休業は管理者にて處分し其の旨を監督官廳に届出四日以上は許可を受くべしとした。第四章編制第五章補習科第六章圖書審査に就ては別に記する程の事なし。第七章の設備に就ては從來は文部省より出でたる準則の法文を其の儘用ゐることが多かりしが今回は準則に規定せるものはこれに依らしめ尙ほ準則を補足して細に規定したやうである。第八章の就學に就ては町村長に於て學齡簿を編製したるときは直にこれを監督官廳に報告すべしとなし兒童の保護者に於て就學義務の免除又は就學の猶豫を町村長に申立つるは兒童入學の通知を受けたる後十日以内に於てすべしとした。第九章の教員檢定及免許狀に就ては試験檢定を行ふ都度正教員及准教員の檢定をなすやうになつたのは従前に比して受験者には便利となつた。又檢定出願者の身體検査を省き現職者の身分證明書を徴せざるは受験者に便益を與へたのである。檢定手数料は本科正教員は金壹圓、專科正教員及准教員は金五拾錢、免許狀書替同再度手数料は金參拾錢と定めた。第十章の學校長及教員の進退に就ては正教員の俸給、町村學校組合又區の義務額を超過する場合は其の意見書を專科正教員及補助教授する准教員の俸給を新に定むる場合及既定額を



超過する場合には管理者の意見を添付すべしとして居る教員の増俸を必要と認めたる時に義務額又は定額を超過する場合に在りては同じく管理者の意見を添ふこととして居る。第十一章の學校長及教員の職務及服務に就ては轉任退職又は休職の際に於ける事務引繼の概目及其の期日を規定し、及新任轉任の際に於ける着任の期日を限定したるは然るべき事である。又教員より差出すべき願、届の書類はすべて學校長を経由することに定め、學校長教員の事故又は疾病の爲缺勤するときは監督官廳に届け出さしめたるは教員の監督上至當の事である。第十二章の俸給旅費及諸給與に就ては設備規程のやうに矢張施行規則中の準則にあるものは別に規定せずして之に依らしめ、其の他の事項を補足したやうである。教員の月俸額は準則に規定せる表の外土地の情況に依りても最下級の金額を減じさせない。又病氣の爲執務せざるに九十日、私事の爲執務せざること三十日を踰ゆるにあらざれば俸給を減じないのは他府縣のに比しては餘程教員に便利を得させてあるやうに思はれる。又傷痍、忌引、賜暇の場合に病氣若くは私事の故障と連續するも減俸となすべき缺勤の數に算入しないといふやうな事や病氣と私事の故障と連續する場合もこれを通算しないといふやうな規定は最適當の事である。又教員の住宅料は土地の情況に依らず必給せねばならぬことになした。これは文部省施行規則の給することを得に比すれば數等進んで居る。第十三章の代用教員及其の俸給旅費及諸給與に就ては略ぼ正教員准教員に規定したる場合を準用し、代用教員に支給すべき手當若くは慰勞金は郡長に於て管理者の意見を聞き定めて、賄料療養料及住宅料の金額は管理者之を定め、監督官廳に報告することになつて居る。第十四章授業料に就ては其の徴收の認可を受くる場合を規定し、左の事項を具して稟申することにした。即ち(一)事由(二)金額及

授業料規定(三)地價國稅、縣稅、町村稅、歲入、歲出、豫算財產、負債額及其の償還方法(四)徴收の期間とす第十五章の區長及其の代理者に就ては區長及其の代理者は町村長又は町村學校組合長の指揮命令を受け、區に屬する國の教育事務を補助執行すべしと定めた。第十六章の代用私立學校、第十七章幼稚園、盲啞學校、其の他小學校に類する各種學校職員、第十八章附則に就きて別段取出て、記すべきものはない。

前に述べる通り文部省の施行規則は餘りに地方の情況を斟酌し過ぎて行はれべき所も、成るべく主義「何々することを得」主義で行はれない所も多いが、本縣は緩急よろしきを圖りて制定した大に面目を一新した。

其の後本期中に改正したる條項は四回に及んで居る。其の第一回は三十五年四月の改正で、第九章教員檢定及免許狀の項で第五十四條を削除した。従來教員檢定を受くる者及免許狀の書替又再渡を願出づる者は手数料を納めたるがこれを廢止したのである。

第二回は同年六月の改正で、第三章學期及休業の項で第十五條の二として學校長は小學校令規則第二十條に依り夏季若くは冬季休業の前後に於て毎日の教授時數を減し各教科目の毎週教授時數を斟酌せんとする場合に其の日數及毎日の教授時數並各教科目の毎週教授時數表を添へて監督官廳に届出づることを規定し、第九章教員檢定及免許狀の項で第五十四條を「不正の方法に依り檢定を受けんと企てたる者及檢定に關する規程に違背したる者は檢定を受くることを得ず、檢定を受けたる後前項の事實發覺したるときは其の檢定を無効とす」と規定し、第六十三條の二として准教員の退職に關し陸海軍現役に服し又は戰時事變に際し召集されたる者は當然退職者と定め



第七十三條學校長教員の事故又は疾病若くは父母の看護祭事墓參等の爲其の許可を受くべき場合を左の通り改正した。

(一)學校長教員疾病、服忌、父母ノ看護、祭事、墓參、官公署ノ召喚、交通遮斷、兵役等ノ爲昇校シ難キトキハ其事由ヲ記シ三日マテハ學校ニ届出四日以上ニ亘ルトキハ監督官廳又ハ設立者ニ届出ツヘシ。(二)學事集會若ハ試験ノ爲昇校シ難キトキ又ハ疾病、父母ノ歸省、看護祭事、墓參等ノ爲任地ヲ離レントスルトキハ其事由及日數ヲ記シ監督官廳又ハ設立者ノ許可ヲ受クヘシ。(三)前二項四日以上ニ亘ル缺勤又ハ任地ヲ離ル、場合ニシテ疾病ニ係ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ爾後一週日ヲ經ル毎ニ之ヲ添付シ届出ツヘシ父母ノ疾病ニシテ診斷書ヲ得難キトキハ親族ノ通知書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。

第一百十八條の次へ幼稚園保母の免許を與ふる認定若は試験に關し第一百十九條乃至第二百二十二條を追加規定し第二百二十三條に盲啞學校其の他小學校に類する各種學校教員の免許狀を得んとする者に關し規定追加した。從來の附則第一百十九條以下順次繰下げた。

第三回は三十六年四月の改正で第二章教科の項で第十一條を改正し第四章編制の項で第十八條中「半日學校」を「二部教授」に改め第九章教員檢定及免許狀の項で第四十九條を改正し第十章學校長及教員の進退の項第五十八條に左の一項を加へた。

前項休職者ニシテ明治二十五年文部省令第十一號師範學校卒業生服務規則第一條及第二條ノ義務ヲ有スル者ニ在リテハ郡長ハ休職滿期以前ニ於テ事實ヲ調査シ同則第四條ノ手續ヲ爲サシメ若クハ復職ヲ具申スヘシ

次に第六十四條第一項の次に左の一項を加へた「講習科」ニ入りタル者修了若クハ退學シタルトキハ其月日ヲ記シ本人ヨリ知事ニ届出ツヘシ第十二章俸給旅費及諸給與の項第八十二條の次へ

左の二項を加へた。

第八十二條ノ二 小學校令施行規則第一百五十五號但書ニ依リ俸給不足額ヲ支給セントスルトキハ郡長ハ管理者ニ意

見ヲ添ヘ上申スヘシ

第八十二條ノ三 小學校令施行規則第一百五十七條ニ依リ給與金ヲ支給スヘキ者アルトキハ郡長ハ其ノ遺族ノ戶籍謄本ヲ添付シ上申スベシ

第十四章授業料の項第一百十四條の次に左の一項を加へた。

小學校令施行規則第七十五條ニ依リ郡長ニ於テ授業料額ヲ認可シタルトキハ町村名、學校名、認可年月日、授業料額、及徵收期限等ヲ具シ知事ニ報告スヘシ

第四回は三十七年一月の改正で第八章就學の項で第四十三條の學齡兒童調査表の書式を改正した。

## 二、設置廢止

設置廢止 明治三十三年八月勅令第三百四十四號を以て小學校令が改正せられた。其の第二章に於て市町村は其の區域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置するを本體とし郡長は一町村の資力が尋常小學校を設置する費用の負擔に堪へないと認められた場合は他の町村と學校組合を設けさせることにした。一町村に於て就學させる兒童の數が一尋常小學校を構成するに足らぬと認めたる場合又は適度の通學路程内で一尋常小學校を構成するに足る兒童數を得難い場合も他町村と學校組合を設けしむるか又は其の町村をして就學せしむる兒童の全部



若くは一部の教育事務を他町村町村學校組合又は其の區に委託せしむべきものとした次に市立尋常小學校の校數並位置は府縣知事に於て市の意見を聞いてこれを定むべく町村立尋常小學校の校數並位置は郡長に於て町村又は町村學校組合の意見を聞いて定め府縣知事の認可を受くべきものとした。府縣知事は特別の事情に依り市立尋常小學校の設置又は其の一部の設備を猶豫し市内の私立小學校を以て之に代用せしめることが出来る。郡長は特別の事情に依り町村立尋常小學校の設置若くは其の一部の設備又は兒童教育事務の委託を猶豫し町村若くは町村學校組合内の私立小學校を以てこれを代用せしめることが出来る。市町村は市町村又は其の區の負擔で高等小學校を設置することを得る。町村は數町村協議に依り町村學校組合を設けて高等小學校を設置することが出来る。

これより前本縣では明治二十五年三月縣令第四十四號小學校設置事項を廢し同三十二年十二月縣令第八十一號を以て小學校設置規程を發布したるが翌三十三年八月小學校令改正に依り同令施行細則を制定し同年十二月縣令第百號を以て發布し劈頭第一章に設置の項を置き尋常小學校の校數並位置、町村學校組合設置、兒童教育事務の委託、高等小學校設置、私立小學校設置、幼稚園、盲啞學校其の他小學校に類する各種學校の設置廢止等に關する認可申請、開申、報告等に關する手續及其の必要な調書等につきて細密に定められたるものである。左に其の一般を知る爲に尋常小學校の校數並に位置に關する認可の場合の例を示すことにする。

小學校令第九條第二項に依り郡長に於て尋常小學校の校數並位置の認可を受けんとする場合には左の事項を具して稟申すること。

- 一、校數、位置
  - 二、町村、町村學校組合ノ意見
  - 三、人口、戶數、地價、國稅、縣稅、町村歳入歳出豫算、財産、負債額及其ノ償還方法
  - 四、學齡兒童數(男女)就學義務ヲ有スル兒童數(男女)
  - 五、町村圖、校地圖
- 前項位置ニハ町村、字地番、地目、段別、町村圖ニハ方位、山川、道路、田畑、人家、學校ノ位置、區及學校設置區域ノ區劃、通學最遠距離及尺度、校地圖ニハ方位、四隣ノ景狀、常風ノ方向、高低樹木、建物、體操場、井ノ位置、坪數及尺度ヲ記載スヘシ以下之ニ準ス

小學校令第十五條に依り町村町村學校組合に於て高等小學校設置の爲認可を受けんとする場合には左の事項を具して稟申すること。

- 一、名稱
  - 二、生徒ノ豫定數
  - 三、人口、戶數、地價、國稅、縣稅、町村歳入歳出豫算(設置ニ關スル費用ヲモ含ム)財産、負債額及其ノ償還方法
  - 四、町村圖
- 以上の如き書類調査によつて綿密に調査し、時には所屬官吏を現地に出張せしめて踏査し適當と認たるときこれを認可するのである。

### 三、教科及編制

小學校體操科課程及時間割 文部省は小學校令施行規則第十條第十七條及第十八條に依り小學校兒童に授くべき體操の課程は左表に準據せしめられたしと普通學務局より各地方廳へ通牒せられた。左の通り

小學校體操科課程及教授時間割 三十四年四月六日 各地方廳へ普通學務局通牒  
丑普甲一〇四九號

小學校令施行規則第十條第十七條及第十八條ニ依り小學校兒童ニ授クヘキ體操ノ課程ハ左表ニ準據セシメラレ度此



尋常科		高等科				同	
第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
四以上回	四以上回	四以上回	四以上回	三	三	三	三
毎回三十分若ハ一時	毎回三十分若ハ一時	毎回三十分若ハ一時	毎回三十分若ハ一時	毎週一時間	毎週一時間	毎週一時間	毎週一時間
遊	遊	遊	遊	同	同	同	同
戲	戲	戲	戲	同	同	同	同
普通體操	普通體操	普通體操	普通體操	毎週三十分 體操準備	毎週三十分 體操準備	毎週三十分 體操準備	毎週三十分 體操準備
兵式體操	兵式體操	兵式體操	兵式體操	毎週三十分 各體操	毎週三十分 各體操	毎週三十分 各體操	毎週三十分 各體操

女	
第三學年	第四學年
三	三
同	同
復習、球竿初步	復習、球竿初步
同	同
復習、球竿初步	復習、球竿初步
同	同
復習、球竿初步	復習、球竿初步

一 兵式體操ニ於テハ兒童ヲシテ銃ヲ執ラシムルヲ要セス  
 一 二學年ノ高等小學校ニ在リテハ本表高等科第二學年マテヲ課シ三學年ノ高等小學校ニ在リテハ本表高等科第三學年マテヲ課スヘシ  
 一 戶外運動又ハ水泳ヲ授クルトキハ本表時間ノ内外ニ於テ之ヲ課スヘシ  
 小學兒童成績考査法準則 小學兒童成績の考査は從來區々に涉りて整理上不都合に付左の準則に依據して其の規程を改めしめられたしと内務部長より各郡長へ宛通牒を發した左の通り

小學校兒童成績考査ニ關スル件 明治卅七年十一月廿二日 内務部長ヨリ各郡長へ  
 發第二二七號  
 小學校兒童成績ノ考査ハ從來區々ニ涉リ整理上不都合有之候ニ付左ノ準則ニ依據シ其規程ヲ改メシメ候様御措置相成依命右通牒ス

小學校兒童成績考査法準則  
 第一條 小學校令施行規則第二十三條兒童ノ成績ハ左ノ標準ニ依リ教授及訓練ノ進行中ノ考査スルモノトス但學業ニ關シテハ授業ノ傍ラ時々試問ヲ與ヘ筆答又ハ口答セシメ以テ考査ノ參考ニ資スヘシ操行ニ關シテハ特殊ノ行狀ニツキ其都度記録ニ存シ考査ノ參考ニ資スヘシ



- 一、當該學年ノ程度ニ於テ優良ナルモノヲ甲トス
  - 二、當該學年ノ程度ニ相當スルモノヲ乙トス
  - 三、當該學年ノ程度ニ於テ乙ニ比シ稍劣リタルモノヲ丙トス
  - 四、當該學年ノ程度ニ達セサルモノヲ丁トス
- 第二條 成績考査ハ每學年三回乃至五回之ヲ行フ
- 第三條 操行考査ノ標準ハ當該小學校兒童心得ニ準據スルモノトス
- 第四條 兒童ノ成績ハ每學期末ニ於テ考査ノ結果ヲ通評シ更ニ學年末ニ於テ一學年間ヲ通シテ評定ヲナスモノトス
- 第五條 課程ノ修了又ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルハ學年末評定ニ於テ各教科及操行共其成績丙以上ノモノタルヘシ
- 補習科設置規程 明治二十五年四月縣訓令第五十三號小學校補習科設置事項を廢止し更に同三十一年十月縣訓令甲第四百十四號を以て、小學校補習科設置規程を定め郡役所町村役場及町村立小學校に對し訓令した。左に其の全文を擧ぐ

小學校補習科設置規程

- 第一條 小學校令第十一條第三項ニ依リ補習科設置ノ許可ヲ受ケントスルモノハ明治二十四年文部省令第八號補習科ノ教科目及修業年限第四條及明治二十五年縣令第二十號小學校教則第二十七條ノ事項ヲ具シ同時ニ稟請スベシ
- 第二條 小學校補習科ノ教科ハ妄リニ其範圍ヲ擴メス尋常小學校若クハ高等小學校ノ程度ヲ標準トシ殊ニ必要ナルモノノミヲ課スヘシ
- 第三條 小學校補習科ノ教授ハ徒ニ高尚ニ馳セス小學校教則第二十五條ノ旨趣ニ適切ナラシムヘシ
- 第四條 小學校ノ補習科ノ教授時間ハ小學校教則第二十六條ニ依ルコトヲ得サル特別ノ事由アルトキハ本科生徒ノ

教授ニ妨ナキ場合ニ限り客年文部省令第二號第一項ニ依リ許可ヲ受ケ通常時間ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第五條 前條ニヨリ小學校補習科ノ教授時間ヲ定ムル學校ニシテ一學級ノ編制本科補習科ヲ合シ四學年以下ナルモノハ時ニ文部省令第二號第二項ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ得

第六條 従前許可ヲ受ケ補習科ヲ設置シタル小學校ニシテ第四條第五條ノ教授時間又ハ學級編制ニツキ許可ヲ受ケントスルモノハ此ノ際稟請スヘシ

第七條 小學校補習科ノ規程ニ準據セルモノ及該科設置ノ手續ヲ經スシテ教授スルモノアルトキハ郡長之ヲ停止シ學校管理者并ニ學校長若クハ首席教員及補習科教授受持ノ教員ヨリ手續書ヲ徴シ詳細具申スヘシ

補習科ノ教授時間を通常教授時間内に於て定むるときは明治二十四年文部省令第十二號學級編制等に關する規則に準じ地方長官の許可を受けて學級を編制し及教員を配置すべく其の變更の場合に於ても亦同じ地方長官は特別の事情ありと認むるときは一學級兒童數の制限内に於て補習科の兒童を正教科の學級に合せて教授することを許すことを得と明治三十年一月十八日文部省令第二號を以て發布した。其の後三十二年八月小學校令施行規則中に規定し従前の規定は自然廢止となつた。

裁縫專修科 裁縫は女子の處世上必要缺くべからざる手藝であるが高等小學校の裁縫科教授時間は一週僅に三時間なれば唯其の端緒を授くるに過ぎない。依りて高等小學校内に裁縫專修科を設けて學齡以外又は學齡以内で就學の義務を卒りたる女子を誘導して之に入らしめ裁縫に習熟せしむる外修身及家事經濟の一端を教授すれば一般女子の就學獎勵上の一助ともなれば務めてこれを設置する様内訓した。左の通り



裁縫ハ女子處世上必須ノ手藝ニシテ其ノ熟否ハ直ニ一家ノ經濟上ニ關係アルノミナラス之ニ依テ女子終身ノ幸不幸ヲ致スコト尠シトセサレハ小學校ニ於ケル裁縫科ヲ益獎勵スヘキハ勿論ナレトモ高等小學校裁縫科ノ教授時間ハ一週僅ニ三時間ニシテ通常衣服ノ縫方裁方ノ端緒ヲ授クルニ止マルモノナレバ未タ女子ノ處世上足レリト爲スヘカラス故ニ尙進テ之ヲ補習セシメンカ爲高等小學校内ニ裁縫專修科ヲ設ケ學齡以外又ハ學齡内ニシテ就學ノ義務ヲ卒リタル女子ヲ誘導シテ之ニ入ラシメ其ノ校教員ノ餘暇ヲ以テ裁縫ヲ課シ充分其ノ技ニ習熟セシメ且其ノ旁ニ於テ修身及家事經濟ノ一端ヲ授クルヲ必要トス斯ノ如クスレハ管ニ女子將來ノ幸福ヲ増進スルノミナラス一般女子就學獎勵上ノ一助トモナルヘキモノナレハ町村ヲ獎勵シ之カ力ヲ致サシメンコトヲ務メラルヘシ

右訓示ス (明治三十年三月十一日 知事)

**一 學校内の學級數** 一學校内の兒童數過多なるときは自然管理周到でなく訓育も亦懇篤を缺くは免れざる弊なれば校舍を新築せんとするときは成るべく一學校内の兒童數は十學級を超えざる程度で設計し現在この制限を超過して居る學校では將來校舍改築等の際適宜分割してこの趣旨に依らしむる様注意すべき旨文部省は明治三十年七月訓令第八號を以て北海道廳府縣に達した。

この學級數の制限は同三十三年八月發布小學校令施行規則には一學校内の學級數は十二學級以下とし特別の事情に依り小學校に於て分教場を設くるときは一分教場の學級數は二學級以下とし右の制限外と爲すことを得ると規定した。現今では一學校の學級數は十二學級乃至十四五學級は町村の學校では普通であり、少しく人口多き町に於ては二十學級を超ゆるもの珍しくない況して市及び市に準ずる町に在ては三十學級より五十學級に及ぶもの常である。時勢とはいひながら

驚くべき進歩である。

**二 部教授の施設** 三十七八年戰役に際し經費の緊縮の爲小學校にて二部教授を實施する所多く、文部大臣も各府縣に訓令して獎勵した。當時本縣では一般に實施する所少く唯土地の事情若は學校の事情止むを得ざる所に限り實施された。其の狀況は左の通り

二部教授の實況

郡名	學校數	學級	狀況
千葉	一	二	初メ九校アリシカ其八校ヲ廢止シ大和田尋常高等小學校尋常科ノ第一二學年ニ於テ實施シアルノミ
市原	一	二	高等小學校ニ於テ實行シツ、アリ
葛飾	四	一二	四校ノ内八幡ハ數年前ヨリ施行セリ市川、葛飾、浦安モ亦然リトス經濟上ニハ利アルモ教育上ニハ一般ニ不利ナルガ如シ
東葛	二	四	印南尋常ト白井高等ノ二校アルノミ隔日午前午後ニ教授ス訓練上ニ於テハ成績佳良ナルモ學業ハ不進歩ナルモノ、如シ、父兄ノ感情ハ宜シカラス
印旛	二	四	豊里校ニシテ高等科ナリ學業中習字圖畫ノ外ハ不進歩ナルカ如シ
香取	一	二	兒童學業ノ進歩幾分カ遅キモノ、如シ父兄ノ感情ハ將來之ヲ廢止セントスルニアリ
海上	五	二〇	白濱小學校ノミニシテ管理訓練トモ不良ナルヲ認メス父兄ノ希望ハ前ニ同シ
匝瑳	一	四	時局ノ爲ニアラス昨年ノ電害ニ依ル兒童ノ成績ハ不良ナルヲ見ス
山武	二	八	尋常一、二學年ニ之ヲ行フ成績ハ普通ナリ
長生	二	四	



合	安	君	夷
計	房	津	隅
二二	三		
六四	六		

時局ノ爲ニアラス設備不十分ナルガ爲數年前ヨリ實施ス  
 學校ノ成績ハ一般ニ佳良ナラス父兄ノ感情ハ廢止ヲ希望スルカ如シ

### 四、教科用圖書

教科書審査委員會 明治三十一年四月十五日より稻毛海氣館に於て開會、同十八日完了閉會した。審査委員は、書記官日比重明、師範學校長越智直、同教諭山田禎三郎、同小池民次、臨時尋常中學校長參事官高橋要治郎、地方視學石井盈、同杉山正毅、屬岡縣參事會員東飯良平、同大澤庄之助、東葛飾郡流山尋常高等小學校長町山彌六、香取郡佐原尋常高等小學校長宮山宜廣、山武郡東金尋常小學校長藤田昇、夷隅郡大多喜尋常高等小學校長岡崎坦吉、安房郡下佐久間尋常高等小學校長峰信一の十五名で書記官日比重明委員長を、委員屬岡縣は圖書審査會書記兼務を、屬岡尾卓爾氏は同書記を命ぜられた。當時書肆の運動激烈なるを恐れ委員は縣廳に召集して任命すると同時に歸宅せしめず直に會場に充てたる海氣館に送り込み審査の終了するまで讒詰として數人の警官が其の周圍を衛り一步も他へ出さしめざりしといふ。審査の教科書は尋常高等を通じて讀書、習字、圖畫高等科の地理、日本歴史の五種であつて、審査の結果其の撰に當れる書肆及圖書は讀書では尋常高等を通じて學海指針社の帝國讀本、習字では同じく尋常高等を通じて金港堂の習字帖、圖畫では、同上毛筆畫

は龜井忠一、鉛筆畫は金港堂、地理は金港堂、日本歴史は文學社のが撰定された。三十四年には十二月二十五日より三日間千葉中學校の寄宿舎を以て會場に充てられ委員を任命してこゝに審査會を開いた。委員は書記官永谷常脩、視學官西谷虎二、師範學校長弘田正郎、佐原中學校長海鹽錦衛、千葉高等女學校長澁谷愛、師範學校教諭川村良四郎、同内田幾次郎、縣視學杉山正毅、同岩谷直治郎、香取郡視學竹内周吉、安房郡視學酒卷幾三郎の十一名で委員長には永谷書記官が命ぜられた。審査撰定された教科書は修身、算術、理科、英語の四種であつて、修身は尋常高等を通じて普及舎の修身教典、唯單級小學校用のみ文學社の日本修身書が擧げられ、算術、理科は全部金港堂のものが採定され、英語が僅に三省堂のが用ゐられた。

次で三十五年八月七日より十日までの四日間師範學校寄宿舎にて開會された。委員長には書記官川島純幹、委員には視學官西谷虎二、師範學校長弘田正郎、安房中學校長狩野應力、師範學校教諭落合初太郎、同小池民次、縣視學杉山正毅、同岩谷直治郎、印旛郡視學耳理安次郎、安房郡視學馬場辰一の十名委員は前と同じく讒詰として歸宅を許されず、警官は其の周圍を嚴重に警固して居つた。撰定された教科書は尋常高等を通じて國語科の讀本、習字、圖畫科の鉛筆畫及毛筆畫、高等科の歴史、地理の四科目で、尋常科の國語讀本及習字帖は右文館、高等科の國語及習字帖は金港堂、女子用は文學社、歴史は帝國書籍株式會社、地理は集英堂、圖畫は尋常高等を通じて鉛筆畫水彩畫は金港堂、毛筆畫手本は上原才一郎のものが採定された。

小學校教科用圖書審査等に関する規則 明治三十年五月文部省令第七號を以て本令中審査委員に地方視學を加へ、尋で三十二年六月文部省令第三十一號を以て更に審査會の組織を改め、地



方高等官云々を改め北海道廳府縣視學官及視學とし審査委員長は府縣高等官ニシテ審査委員タルモノとあるを北海道廳府縣視學官と改めた。これは府縣に視學官及地方視學を置かれた爲である。其の後三十三年八月小學校令の改正に於て小學校圖書委員會の組織を改正し府縣參事會員及小學校教員を除き新に府縣書記官、府縣立高等女學校長及郡視學等を加へた。當時圖書の審査に關し種々の弊害が續出したので三十六年四月再小學校令の一部を改正し小學校圖書審査委員會を廢した。

**小學校教科用圖書審査に關する細則** 明治二十五年三月本縣令第四十四號及同二十六年十月本縣令第三十二號を廢し三十一年四月縣令第十七號を以て細則を改正し同第十八號を以て審査委員の旅費を改正した。左の如し

小學校教科用圖書審査ニ關スル細則

- 第一條 小學校教科用圖書審査委員ハ審査會開會毎ニ之ヲ命スルモノトス
- 第二條 審査會ハ必要ニ應シ隨時指定ノ場所ニ於テ開會スルモノトス但時宜ニヨリ審査會開會中委員ヲシテ一定ノ場所ニ宿泊セシムルコトアルベシ
- 第三條 審査會開會ノ期限及審査ニ關スル教科目ハ其都度之ヲ定ム
- 第四條 審査會ハ先ツ其審査ニ要スル教科目ニ對スル教科用書ノ種類及審査ノ標準等ヲ評決シ之ニ據リテ教科用書ヲ調査シ彼此比較シ以テ其ノ採否ヲ決定スベシ
- 第五條 前條ノ調査ヲ爲スガ爲メニ委員長ハ必要ニ應シ委員中ヨリ調査委員ヲ指定スルコトヲ得
- 第六條 審査會ハ委員半數以上出席スルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス

第七條 審査會ノ評決ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ定ム若シ同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第八條 會議ノ手續ハ其ノ必要ニ應シ委員長ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第九條 審査會ハ他人ノ傍聽ヲ許サス又開會中ハ勿論閉會後ト雖委員ノ爲シタル言動ニツキ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十條 委員長事故アリ缺席セムトスルトキハ委員中ニ於テ其代理者ヲ指定スベシ

第十一條 審査會ニ書記ヲ置キ諸般ノ記録ニ從事セシム

第十二條 審査委員ニハ旅費日當ヲ給ス其額ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 本會ハ即日ヨリ之ヲ施行ス

小學校教科用圖書審査委員たる者の内縣參事會員及小學校教員に支給する旅費の額は左表の通り

旅費額

汽車賃	一哩	船賃	一海里	車馬賃	一哩	宿泊料	一夜	日當	一日
四	錢	五	錢	二十	錢	一	圓	五	十
	付		付		付		付		付

**粗製不夏の教科書取締方** 小學校教科書取締に關しては文部省は明治三十年省令第十八號を以て圖書檢定規則中に加へて教科書粗製の制裁を設け、次で三十二年省令第二十六號を以て更に其の制裁の範圍を擴めて現在檢定済となれるすべての教科書に及ぼし三十四年十二月復告示



して府縣の審査用に供すべき圖書は成るべく本省の検印を與へたるものにつきて選定すべしと達した。當時小學校教科書程見本の實質と異なるものは恐くは他に其の比を見なかつた。殊に府縣審査會に納むる書籍の如きは其の紙質といひ製本と云ひ將た印刷の點といひ最精巧完美であつて同種の書籍で坊間に鬻ぐものとは全然別物の感がある。かゝる完美な見本を出して審査委員の眼を晦し、一旦審査の關門を通過して採用さるゝや法律の保護あるを楯とし粗惡な不良の教科書を供給して飽くまで不正の利を貪り恬として顧みることがなかつた。文部省はこれが取締に就ては用意周到殆ど全力を竭して之が弊害を除去するに努めたものゝ如かりき。

前述の如く紙質印刷等を疎惡にするものを取締る爲文部省は明治三十年省令第十八號を以て嚴重なる制裁法を設けたるが其の効力が同令施行前の檢定に係る教科用圖書に及ばざるを以てこれを奇貨とし營利に眼のなき書肆は益々其の製本紙質印刷を粗惡にして供給販賣するもの少からざるより右省令を同令施行前に發行したる教科用圖書にも適用する旨、三十二年四月五日文部省令第二十六號を發し翌三十三年一月一日より施行した其の説明に據れば、

説明

教科用圖書ノ紙質印刷ハ檢定出願ノモノヲ以テ標準トスヘキハ當然ノ事項ナルニ拘ラス之ヲ供給販賣スルニ當リ紙質印刷ヲ粗惡ナラシムルコト益々甚シキヲ加フルカ故ニ明治三十年文部省令第十八號ヲ以テ是等弊害ノ取締ニ關シ嚴重ナル制裁法(罰金禁錮等)ヲ設ケタリ然ルニ尙同令施行前ノ檢定ニ係ル教科用圖書ノ紙質印刷ヲ粗惡ニシ檢定出願ノ圖書ニ比シ殆ト別本ノ觀アルモノヲ供給販賣セルモノ少カラス是レ蓋シ同令カ既往ニ遡リテ効力ヲ有セサルカ爲ナラン而シテ今日府縣ニ於テ採用セル小學校教科用圖書ハ省令第十八號施行前ニ檢定ヲ得タルモノ其大半ヲ占メ

質印刷等ニ對スル苦情益々多キニ際シ斯ル不正ノ所業ヲ防遏シ依テ以テ教科用圖書ノ改良ヲ圖ルコトヲ得サルハ法令ノ效用ヲ完カラシムル所以ニアラス是レ此省令ヲ發布スルノ己ムコトヲ得サル所以ナリ然レトモ一朝俄ニ此弊害ヲ除カントセハ爲ニ供給ノ不足ヲ來シ却テ弊害ヲ著大ナラシムルノ憂ナシトセス即チ適當ノ猶豫ヲ與ヘテ此省令ヲ施行スル所以ナリ

**不正書肆の制裁方** 小學校教科用圖書の發行者に於て採定されたる圖書の供給を怠り又は之を拒否したる事實あるときは其の情狀に依り文部大臣は該圖書又は該發行者の發行に係る小學校教科用圖書の全部檢定を無効とし又其の發行に係る小學校教科用圖書を檢定せさることある旨嚴重に制裁を加へた 三十五年二月十四日 文部省令第四號

**小學校教科用圖書供給ニ關スル通牒**  
明治三十五年二月文部省令第三號及第四號ノ件ニ關シ同月二十五日文部省總務局圖書課長ヨリ各地方長官ヘ左ノ通牒ヲ發セリ。

從來小學校教科用圖書ニ關シテハ供給不足等種々ノ弊害行ハレ來リ候處過日檢印ヲ與フルノ制度ヲ設ケラレタルニ拘ラズ尙紙質印刷等或ハ標準圖書ニ比シテ粗惡ナル圖書ヲ供給セントシ甚シキハ小學校令施行規則第六十條第一項ノ公布期限經過後ニ於テ其ノ供給ヲ拒否スル等不都合ノ行爲ヲナサントスルモノアリ爲ニ今般文部省令第三號及第四號ヲ以テ小學校教科用圖書供給上ニ關スル取締ノ件規定相成候ニ付テハ自今地方廳ハ必要ニ應ジ何時ニテモ審査會ヲ開キテ臨機ノ處分ヲ爲シ得ベク又本省ハ情狀ニヨリ隨時相當ノ制裁ヲ加フルコトニ相成リタル儀ニ候條右御承知ノ上嚴重ニ御監督相成候ハ勿論採定ノ際ニ於テモ豫メ供給ニ關シテ相當ノ契約ヲ結ビ不都合無之様御注意相成度依命此段及御通牒候也



追テ來學年初ニ於ケル供給上ノ實況來五月末日迄ニ御取調ノ上御報告相成度此段申添候也

**國定教科書採定** 教科書疑獄事件發生以來小學校教科用圖書はいよゝゝ文部省にて編纂することゝなり所謂國定教科書となるに至つた。斯くして文部省は其の編纂を急ぎ修身國語日本歴史及地理の教科用圖書は明治三十七年四月一日より各學年とも同時に使用することになつた。本縣では三十六年十一月縣令第五十三號を以て以上の教科用圖書に改正しこれを使用する旨令達した。左の通り

本縣小學校教科用圖書中修身國語日本歴史及地理ノ教科用圖書ハ總テ國定教科用圖書ニ改正ス各小學校ニ於テハ明治三十七年四月一日ヨリ各學年トモ同時ニ之ヲ使用スベシ  
明治三十六年十一月十三日  
千葉縣令第五十三號

**國定小學校教科書供給ニ關スル通牒** 國定小學校教科書供給ニ關シ文部大臣官房圖書課長、會計課長ヨリ明治三十七年三月十九日各府縣ヘ左ノ趣旨ヲ通牒セリ

來學年ヨリ使用スベキ國定教科書製造ノ事業ハ著々其ノ歩ヲ進メ、二月十二日迄ニ八百八十餘萬冊分ハ既ニ其印刷ヲ了シ三百七十餘萬冊ハ發行人ヨリ各地方ヘ輸送シタリ、尤右ハ各種ノ教科書ヲ通ジタルモノニアラサルガ故ニ教科書中ノ某種某卷ハ全ク未ダ輸送ヲ爲サルモノ亦尠カラズ然ルニ過般來海陸運輸ノ便充分ナラサルニ至リタルガ爲ニ本年三月中ニ教科書全部ノ供給ヲ爲シ得ルヤ否ヤ今日ニ於テ確實ナル見込ヲ立テ難キニ至レリ、就テハ此際萬一供給不充分ノ場合ニ應スル爲メ少クモ各小學校ニ於テ各種ノ教科書ヲ備ヘ來學年ノ始ニ於テ不充分ナガラモ教育ヲ施シ得ルノ準備ヲ爲サルベカラズ、尤教科書ノ一部ハ既ニ發行人ヨリ各地方ニ配送シタルガ故ニ其未ダ配送セザル部分ハ學校ヘ備置ノ數ニ限り直接發行人ヘ注文ナラバ發行人ハ小包郵便ヲ以テ町村迄ヘモ無料送付スベシ、尙各發行人ニ對シテハ終始輸送ノ事ニ注意セシメ成ルベク迅速ニ供給ノ任ヲ盡スベキコトヲ諭達シ

置キタリ

**國定讀本ニ於ケル假名教授ニ就テ**

渡邊文部書記官ヨリ各府縣ヘ向ケ左ノ照會狀ヲ發シ意見ヲ徵シタリ。

國定尋常小學校讀本改良調査上左記假名教授ノ事項ニ關シ師範學校ノ意見承知致度候條來十一月十五日限り學校長ノ意見ヲ徵シ御回報相成度依命此段及照會候也

假名教授ノ爲ニ片假名ヲ尋常小學校第一學年ノ初ヨリ提示シ平假名ヲ同第二學年ノ初ヨリ提示スルコト國定尋常小學校讀本ノ如クスルト又ハ片假名平假名ノ兩體共ニ尋常小學校第一學年間ニ於テ提示スルト兩者ノ得失如何

(説明) 現行ノ國定尋常小學校讀本ニ於テ平假名ヲ第二學年ノ初ヨリ提示スルコト、シタルハ一學年間ニ兩體ヲ提示スルコトガ兒童ノ頭腦ヲ混亂セシメ且習熟ノ度不足ナルノミナラズ第一學年間ノ假名教授ノ字形ノ提示ニ忙殺セラレ思想發表ノ練習不十分ナルノ憾アルニ依レリ、然レドモ社會ノ實用ニ考ヘ平假名ニ重キヲ置クモノトセバ之ヲ第二學年ノ初ヨリ提示スルコトハ時期遅キニ失スルニ依リ寧ロ第一學年中期ノ初ヨリ提示シ思想發表ノ練習モ亦主トシテ之レニ依ルベシトノ說アリ是レ此問アル所以ナリ。

**國定教科書制度の由來**

小學校修身教科書は教育に關する勅語の趣旨に編纂さるべきは

既に教則大綱の教授要旨に明示されたものにして、これに依りて文部大臣の檢定を経たるもの當時既に百餘種に上れりといふも、其の二三を除く外は營利を目的とする輩の編纂したもので充分の研究を遂げず、隨て其の材料に就ても不穩當のものも少なくない。是に於て修身教科書は國費を以て編纂しなければならぬといふ議論が盛に興り、遂に屢々議會に於て建議を見るに至つた。明治二十九年二月貴族院は左の通り建議をなした。

小學校修身科ノ教育タルヤ國家ニ重大ノ關係ヲ有スルモノナルニ由リ其ノ教育ヲ施スニ必要ナル教科用圖書ハ國費



ヲ以テ完全ナルモノヲ編纂シ其ノ教育ニ缺點ナキヲ期セサルヘカラス故ニ政府ハ特ニ一ノ編纂機關ヲ設ケ委員組織ヲ以テ小學校修身教科用圖書ヲ編纂スルノ計畫ヲ爲サムコトヲ望ム因テ茲ニ決議ス

翌三十年三月貴族院は更にこれにつき建議案を可決し其の翌三十一年には高等教育會議より同様の建議が出た。貴族院の建議は左の通り

惟フニ小學校讀本及修身科用書ハ國民教育ノ盛衰ニ關シ延テ國家ノ降替ニ及フ所以ニシテ其撰著ハ最モ慎重ニセサルヘカラスハ論ヲ俟タズ然ルニ現今行ハル、所ノ文部省檢定濟ノ小學校教科用圖書ハ間々國語國字ノ用方ヲ誤リ文體ヲ成サス其ノ意味ヲ解セサルモノナキニアラス且其ノ紙質粗惡ニシテ毀損シ易ク賣價不廉ニシテ細民ノ常ニ購求ニ苦ムモノ亦少カラス之ヲ書肆ノ營利事業ニ一任セハ到底是等ノ弊ヲ矯ムルコト能ハス依テ政府ハ國家事業トシテ適當ナル方法ヲ設ケ一定ノ方針ニ據リ國費ヲ以テ完全ナル小學校讀本及修身教科用書ヲ編纂シ其ノ賣價ノ如キモ成ルヘク之ヲ低廉ニシ多數ノ學齡ヲシテ容易ニ購求スルコトヲ得セシメ以テ國民教育ノ實ヲ擧ケ國運擴張ノ基礎ヲ擴充セラレムコトヲ希望ス因テ茲ニ之ヲ建議ス（三十年三月十九日貴族院建議）

更に其の翌三十二年二月に衆議院より次の如き建議があつた。

小學校修身書ハ初學ノ子弟ヲシテ道義德性ヲ涵養セシメ彝倫綱常ヲ教導スルノ軌軸ニシテ德育ノ要素ハ善良ナル修身教科書ヲ編製シ全國ノ就學兒童ノ德行ヲ同接ノ下ニ教養シ忠孝愛國ノ精神ヲ啓發シ以テ國家ノ文明ヲ進メ富強ヲ致スニ在リ現今各小學校往々修身教科書ヲ異ニシテ授業ノ方針亦區々ニ涉ルノ弊アリ是レ實ニ德育歸一ノ本旨ニ非ス故ニ政府ハ速ニ修身教科書ヲ編纂シ之ヲ全國ノ小學校ニ普及採用セシメ更ニ適當ナル德性陶冶ノ方法ヲ立テラレシムコトヲ望ム（三十二年二月六日衆議院建議）

是に於て政府は明治三十三年四月より修身教科書調査委員會を文部省に置き加藤弘之博士を

委員長とし其の他専門の學士博士を委員とし同時に中島德藏、平出鏗二郎、乙竹岩造に起草委員を命じ修身書の編纂に着手した。其の翌年中島德藏は職を辭し吉田熊次代つて其の衝に當つた。明治三十六年十二月刊行した尋常高等小學校修身書はこれ等の委員が編纂を了したものである。當初は他の教科書まで國定とする計畫はなかつたのである。

三十五年の末であつた所謂教科書事件といつて當時世間の耳目を聳動した不祥な事件が起つた。贈賄收賄の嫌疑を受けたものが約二百人、其の内官吏收賄罪六十九人、恐喝取財犯一人、瀆職法違犯一人、詐欺取財犯一人、小學校令施行規則違反四十四人、合計百十六人の犯罪者を出した。身分職業からいへば此の中に代議士あり、知事あり、視學官、師範學校長、中學校長、縣、郡視學、小學校長、府縣會議員も含んでゐた。實に明治の新教育開始以來の一大恨事であつたのである。

時の文部大臣は菊池大鷲博士であつた。この空前の一大疑獄に際會し裁判の結果如何によりては小學校に用ふべき從來の教科書は法令の結果殆ど全滅せんとする状態となつた。されど法令を改正して依然不正の教科書を用ひしむることは到底不可能事に屬することを認めれば菊池文相は斷乎として教科書國定の意見を立て、案を具し閣議を經並に樞密院の諮詢を経て明治三十年の四月に發布になつたのは小學校令中の改正であつた。而して其の改正になつた第二十四條第一項はもと小學校の教科用圖書は文部省の編纂したるもの及び文部大臣の檢定したるもの、就き小學校圖書審査委員會の審査を経て府縣知事之を採定す」とあつたのを改めて單に「小學校の教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものたるべし」とし次の二項を加へた。即其の「一は」前項の圖書同一の教科目に關し數種あるときは其の中に就き府縣知事之を採定す其の二は「文部大



臣は第一項の規定に拘らず修身、日本歴史、地理の教科用圖書及び國語讀本を除き其の他の教科用圖書に限り、文部省に於て著作権を有するもの及び文部大臣の檢定したるものに就き府縣知事をして之を採定せしむることを得とした。かくして教科用圖書國定の根本義が確定し、小學校圖書審査委員會は廢止された。是に於て最も使用部數の多い教科書でいつも競争の目的物となり弊害を引き起した修身、日本歴史、地理、國語讀本の如きは純然たる國定教科書となり其の他は文部大臣の裁定によつて國定となすか否かを決することであつたが、菊池文相は國語書き方手本、算術圖畫をも國定とせられたのであつた。而して右の改正は明治三十七年四月一日より實施さるゝことになり、茲に學制頒布後二十餘年以來教育界に害毒を流した教科書問題は漸く其の弊害を一掃せられ多數の書肆は俄然非常の恐慌を來たしたことは亦止むを得ないのである。

國定教科書制度の確立は獨り教科書審査の弊害を除去したるのみならず、之が爲教科書の定價を激減し父兄の負擔を軽減し得たことは國家の爲に一大慶快事であつた。今從來書肆の發行した圖書と國定の圖書と其の定價を比較すれば左の通りである。

當時明治三十六年十二月文部省の調査に依ると、平均一枚の價格は從來の修身書教師用が四厘一毛であるのに國定は一厘八毛、從來の修身書兒童用が三厘八毛であるのに國定は二厘五毛、從來の讀本が三厘二毛であるのに國定は二厘、從來の書き方手本が二厘七毛であるのに國定は一厘八毛であつた。以上は尋常科の教科書についてあるが、高等科になると其の差違が尙ほ一層甚しい。修身書教師用は從來四厘二毛、國定一厘八毛、修身書兒童用は從來四厘四毛、國定二厘七毛、讀本は從來四厘一毛、國定一厘八毛、書き方手本は從來三厘三毛、國定一厘八毛、歴史は從來四厘八毛、國定一厘九

毛、地理は從來五厘四毛、國定一厘九毛であつた。以上の教科書に算術及び圖畫の教科書を加へて推算すると全國一箇年需要冊數に對し、舊價格總計四百五十萬七千四百五十四圓、新價格總計百九十九萬七千二百五十六圓にして減價總計二百五十二萬九千九百九十八圓の多きに上つた。明治三十七年國定教科書制度實施以來、今茲大正十一年に至るまで十八年を経過した。假りに三十七年當時の就學兒童數及各兒童に必要な圖書の數が動かぬとしても此の十八年間に節約したる父兄の負擔は四千五百三十六萬圓に達して居る。況や兒童數及圖書數共に著しく増加したるに於てをや、國定教科書の定價は明治三十七年以來努めて低廉に同じ割合を以て定められてあるのである。而も多年の經驗により製本印刷は益々良好鮮明に、供給は年を逐つて敏速に赴くのである。國定教科書の制度より生ずる物質的方面の利益は、一目瞭然たるものがあると謂ふべきである。以上主として國民教育獎勵會編集教育五十年史國定制の實施と題する元文部省圖書局長渡邊董之介の論文に據る。

明治三十七年二月の貴族院豫算分科委員會に於て澤柳普通學務局長は國定制採用の理由を數へて次の如く述べて居る。

(一)舊制度に伴ふ醜弊を根絶すること、(二)教科書の印刷製本紙質を良くすること、(三)供給を圓滑ならしむること、(四)代價を低廉ならしむること、(五)内容を改善すること、(六)修正を迅速ならしむることである。吉田熊次郎著本邦教育史概説に依る。

## 【參照】

左に抄録したるは當時の文部次官本場貞長が帝國教育會に於て講演したるものなるが教科書制度殊に國定教科書に關し詳細を盡したるを以て茲に掲載する。



(上略)

小學校の教科書に就ては、最初の頃は固より種類も少く別に専門の教科書屋もなかつたやうである。中には文部省出版のものもあれば民間のものもあつて、自由に使用することが出来た。明治十二年か十三年に確か教育令と云つたと思ふが、新しき勅令が出て學制頒布以來殆ど空文に歸して實施に至らざりし教育の原則を確立し之に基いて各級の教育制度を制定充實し大に教育の進展を見るに至り、小學校に用ゆる教科書も文部省の許可を得て知事が定めるといふ事になり、文部省は圖書課をして知事の稟申したる教科書を檢閲調査せしめて許可を許し、而も或縣に許可されたる教科書は他の縣に於ては文部省の許可を要せずして之を採用し得る事になつて居た。故に一縣に採用せらるれば數縣に採用せられ得る可能性あるのみならず、此頃は就學兒童の數も著しく増加し居たれば教科書の利益は莫大のものであつたから教科書に關し各種の運動が起つたのも止むを得ざる次第である。即ち漸次専門の教科書屋も出來て盛に地方廳學務課や文部省の圖書課に運動し辛辣を極めたものである。その間には醜聞も交へ種々の問題を惹き起したことは言ふ迄もない。帝國教育會の役員の中にもこれらの書肆に直接間接關係のあつた人々が多數あつたやうである。そしてそれらの人々が帝國教育會を利用してられた場合も少くないやうであるが、甚しきは文部省の高官が地方を巡回される場合には、帝國教育會役員資格を以て同行し、序でに關係書肆の用事を便ずるといふやうなこともあつて、それがため辻次官なども思はぬ迷惑をされたこともあつたやうである。

森文部大臣の頃には教科書問題は既に重大化して居たから大臣は深甚の注意を拂ひ自ら其解決策を起稿し、部下に對して之を審議せしめ小學校の教科書は文部大臣の檢定したるものに限ることとし、又地方には教科書審査委員を設けしめて教科書の新定更正を慎重にした。即ち教科書審査委員會の會長は知事之に當り、委員には師範學校長や學務課員や小學校教員や縣の常置員(今の縣參事會員)などを加へ會議の際には今の陪審員の様に世間と隔離せしめ、極て嚴格なる會議方法をして居た。且又文部省の檢定にも其れ〳〵嚴重なる規定を設け、又文部省の役員が中小學校の教科書を作ることも嚴禁して戒飾せらるゝ迄に至つた。然しながら其れにも拘らず教科書に關する運動は益々猛烈になつて底止する所を知らず、森氏逝いて數年ならず、つひに教科書事件を以て聞えたる一大疑獄を惹き起し、幾多の錚々たる教育家を囹圄に繋ぎ、其醜を天下に暴露したのである。此等の結果文部省をして遂に國定教科書を斷行するの氣運に達せしめたが、其れは菊池文部大臣の手に依て斷行せしめられた併し同大臣は間もなく内閣更迭の爲其實行を見るに及ばずして辭職せられ、久保田讓君が代て實施の責に任ずることになつた。

余は明治三十七年十二月久保田大臣の下に文部次官となつた、其時には教科書の編纂には相當着手してあつたが之れが刊行や販賣の方法は未だ定つて居らなかつた。其事は時の會計課長福原録二郎君が専ら擔當して呉れたと記憶する此時に當つて國定教科書の實行阻止運動は随分猛烈であつたが、その運動は到底効果を奏しないといふことになると、これが出版と販賣とを請け合ふといふ運動が盛になつて來た。其れは教科書屋のみでなく政黨員の方にも奔走する者が少くなかつた。併し結局教科書の事に經驗ある者の中で資力や信用ある者を合同せしめて、大日本圖書株式會社を組織せしめ、こゝで出版せしむることになつた。國定教科書の制に就ては其當時も種々の議論もあつた。利害關係を有する者などの中には其實行を阻止し又は之を廢棄せしめんとする者も少くなかつたが、幸か不幸か彼の教科書事件の大獄があつたので政府は之を斷行する事が出来たのである。其後も時折國定教科書廢止問題が擡頭する事もあるやうであるが、最早大勢定まり復逆行するやうな事はあるまいと思ふ。併し明元過ぐれば熱さを忘れるは人間の弱點である。何時如何なる運動の爲國定教科書の制に龜裂を生ずるなきを保し難い次第であるから、余は事の序に國定教科書の長所短所を摘記して其得失を判斷するの資料に供せんとす。

一 國定教科書の價格が低廉なるべき事は誰も氣付く所であるが、其れは國定教科書が國庫の負擔を以て編纂せられ、其販路は全國に亘るがゆゑに大量生産であり、且つ販賣上に於て何等不安なくして反て保證が與へられてあるからのみでなく、民間の教科書は文部省の檢定に合格すれば莫大の利潤を収め得べきも、若し落第すれば鏝一文にもならず、且府縣に採用せしめんには容易ならざる運動を爲すの必要あれば其價が高くなるは止むを得ざる所とす。

二 民間教科書は檢定済の上は互に競争して優勝劣敗の運命を辿る譯合なれば、内容の良否よりも運動の巧拙が勝敗を決定するの事實あるが故に、書肆の運動は辛辣を極め請託、贈賄、脅迫、讒誣、中傷、離間、詐偽、權領等百弊を生ずる異しむに足らず。

三 國定教科書は限られたる數人の手に成り、而も他の競争者なきが故に改良進歩を見ること稀にして時勢に後れるの虞ありとの意見もさる事ながら民間の教科書は力を内容の改善に盡すことは甚稀にして、兄たり難く弟たり難きもののみ多く、實際に於て競争より生ずる何等の利益を擧ぐる能はずして、其全力を教科書採擇の運動に盡し、背に腹はかへられずの譬に洩れずして、往々にして不正行爲に出で、教育界を汚したること過去の事實が證明して餘りあり。

四 國定教科書は教育界の注目を受けること深くして其缺點を指摘せらるゝ場合多けれども、民間の教科書に對しては此點極めて寛大なるは曩日の經驗に徴して明なり。故に官選のものには十分の金と歲月とを費し必要な場合には他官廳の助力をも借



り常に大事を取つて精査論究の上愈々責任を取り得ると信じて出版する筈なれども兎角全體が生氣乏しくして平凡に流るゝもの多きは止むを得ざる所なるべし。民選のものに於ては官選に見ることを得ざる長所を有する場合もあるにはあるが、缺點の多きことも亦事實である。曩時文部省に於て民間の教科書の検定を行ひしとき、其儘通過したるもの一もあることなく僅に文部省の指示に依り訂正を加へて、總て通過することが例となつて居た。其れは指示訂正せざれば一冊も許可すべきものなかつたからである。而も指示の個所には紙の符箋が付て居たが其れは毎時袋の様に下つて居た。

五 全國を通じ統一したる國定教科書の行はれ居る事は轉校の際又は兄弟相尋いて就學するとき教授と經濟と便益少からざることは云ふ迄もないが、民間の教科書が競争して並行はるときは此利便を見ることは不可能である。

### 五、設 備

七 同省令第三十七號を以て公布した。これに據れば従前僅に校地、校舎、校具、體操場に就きて極めて概括的に規定したるが、これは校地の選定、體操場の面積、飲料水の供給、校舎の建築、教室及教員室其の他必要なる各室の構造、廊下、昇降口、便所の位置及裝置、器具器械の整備並に生徒用机及腰掛の寸法に至るまで細密の規定を設けた。更に三十三年八月小學校令施行規則により一層緻密なる設備準則が規定さるゝに至り、各地競うて校地、校舎の設備に意を用ひ其の後政府教育基金令を發布して資金を貸付して校地、校舎の設備の改善を圖るものを補助したので、設備次第に改善したのである。本縣では同年八月縣令第五十八號を以て設備規則を改正し、二十五年三月縣令第三十號小學校設備規則及同年三月縣令第四十七號小學校建築事項を廢止した。

明治二十四年四月文部省令第二號小學校設備準則發布以來同年十一月及同三十二年七月二回

に涉りて改正されたが翌三十三年八月小學校令改正となりて同月小學校令施行規則中に收められ前年第三十七號に定めたる以上に細密に亘りて殆ど理想的な準則とも見るべきものであつたが、地方には一般に實施困難と認めたるか、同三十七年二月省令第二號を以てこれまで十六條より成つたものを五條に止め十一條を削除した。準則としては甚不備に感ずるやうになつた。縣では同年十二月縣令第百號を以て小學校令施行細則を定められ前年<sup>三十二年</sup>八月制定した設備規則<sup>前出</sup>と殆ど同一のものを其の中に織り込まれて發布し、設備改善上遺漏なきを期した。

校舎の設備實際に就ては屢々訓令を發し、危険防止設備改善につき注意を促して居る、即ち三十二年六月二日校舎建築について、左の訓令を發した。

校舎ヲ建築スルニ當リテハ教授ノ便否衛生ノ利害等ヲ考ヘ堅牢ヲ主トスベキハ勿論其ノ既ニ建築ヲ了リタルモノニ就キテハ時々點檢其ノ修繕ヲ怠ルヘカラス本年五月十七日香取郡佐原尋常高等小學校ニ於ケル附屬廊下俄然倒壊シ其ノ下ニ在リシ生徒負傷シ内一名ハ遂ニ重傷ノ爲非命ノ死ヲ見ルニ至リタリ即チ是レ建築ノ堅牢ナラサリシト其ノ修繕ヲ怠リタルトニ因ルモノナルヲ以テ總校ノ管理者及教員タル者深ク鑒ミ自今校舎ノ建築及修繕ニ慎重ヲ加ヘ以テ苟モ右等ノ危難ナカラシメンコトヲ期スヘシ。

學校園の施設に關する通牒 學校園の施設に關し今般文部省普通實業兩學務局長より各地方長官に左の通牒を發し尙普通學務局の發行に係る學校園及ライン氏教育百科、全書抄譯學校園と題する冊子を各地方官公衙及各學校等に配布せり。

學校ノ兒童生徒ヲシテ動植物ノ愛護育成ニ從事セシメ天然ノ風光ニ浴セシメ努メテ自然ニ接觸セシムルハ高尚ナル趣味ノ助長、品性ノ陶冶、美的觀念ノ發暢、勞働勤勉ノ習性ヲ養成スル等ノ點ニ於テ頗ル有效ト認め候而シテ學校



園ノ施設ハ此等ノ目的ヲ達スルニ優良ナル一方法ニシテ歐米諸國ニ於テハ之ヲ實施シテ好果ヲ收メツ、アリ本邦ニ於テモ近年其必要ヲ認ムルニ至レルガ如キモ其施設ノ尙微々タルハ頗ル遺憾トスル所ニ候依テ學校ニ於テハ土地ノ情況ニ應ジ便宜ノ方法ニヨリ成ルベク學校園ノ施設ヲナシ以テ自然物ノ觀察研究ト品性ノ陶冶養成ニ資シ教育ノ效果ヲ圓滿ナラシメ候様致度依命此段及通牒候也

學校園はこれより各地に於て施設することに至つた。

校印門標及校旗雛形改正 明治二十年二月に定めたる町村立小學校印并門標を改正し同三十一年八月縣令第三十六號を以て小學校則中に追加し更に校旗の雛形を加へ發布した。左の通り

第十七條ノ次へ左ノ三ヶ條ヲ追加ス

第十八條 小學校ノ校印ハ左式ニ依リ調製スヘシ

方一寸四分

字體 適宜

千葉縣何郡何町  
(村)立何々尋常  
(高等)小學校

千葉縣何郡何町  
(村)立何々尋常  
高等小學校

千葉縣何郡何町  
(村)私立何々尋  
常(高等)小學校

第十九條 小學校ノ門標ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ

堅四尺五寸

巾八寸

字體 楷書

○ 何町(村)  
(私)立 何々尋常(高等)小學校

○ 何町 何々尋常  
(村)立 何々高等 小學校

第二十條 小學校ニ於テ新タニ校旗ヲ調製スルトキハ凡テ左ノ標準ニ依ルヘシ

一 地質及色

木綿類 白

一 記號

何々小學校

一 橫線

尋常小學校

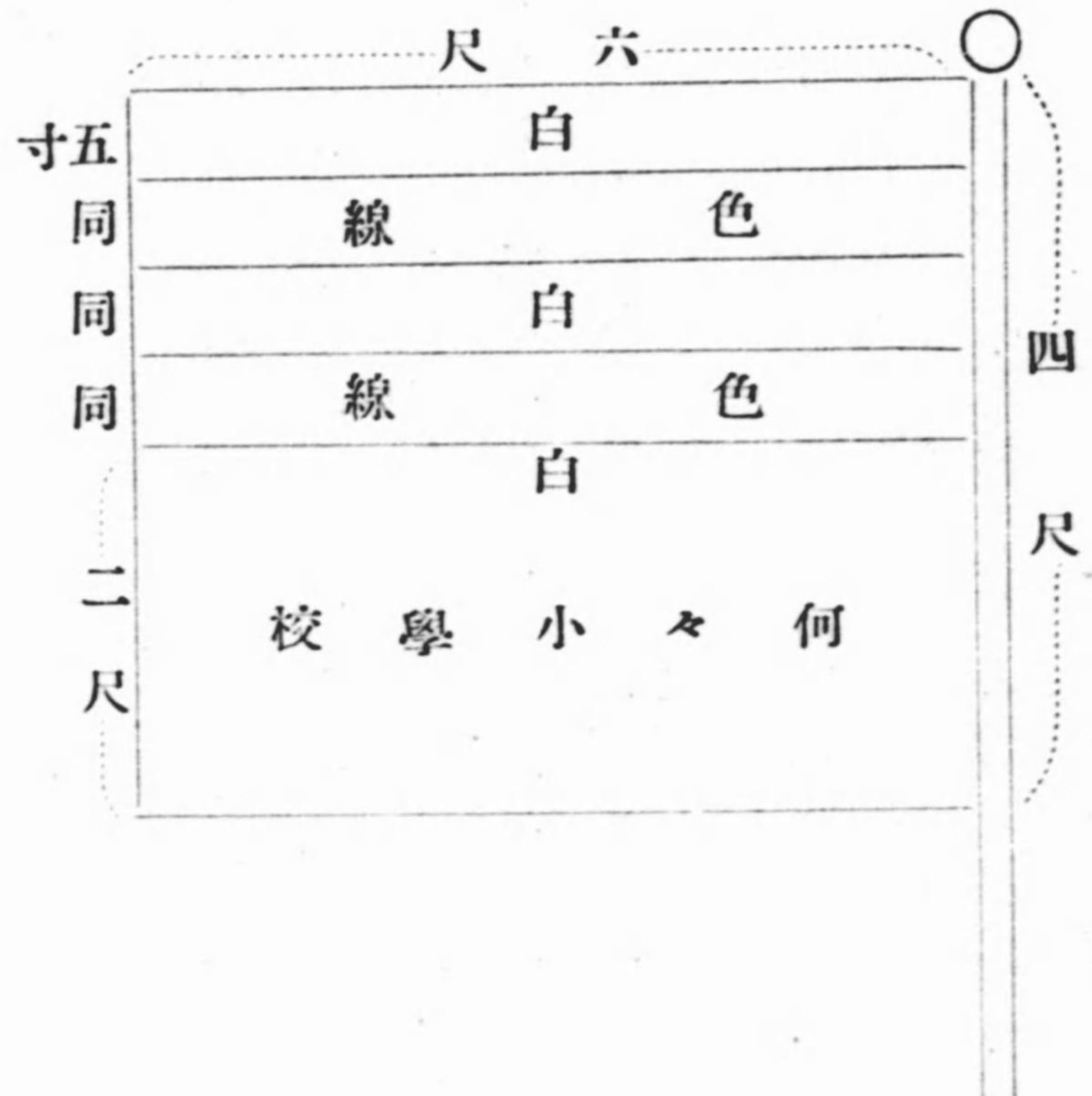
赤色二條

高等小學校

紫色二條

尋常高等小學校 上赤色下紫色二條

一 雛形





六、就 學

就學督責に關しては明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校實施以來其の第二十四條に依り同二十五年三月縣令第二十一號を以て學齡兒童の就學及家庭教育に關する規則を設けて之が獎勵に努めた。其の後三十二年十一月縣令第六十八號を以て本規則を改正し町村に於ける學齡兒童取扱上の事務を正確敏速ならしめたが、三十三年八月小學校令の改正により従來の規則を悉くこれを小學校令施行規則並同施行細則に收めた。改正小學校令に據る就學の規定を對照すれば左の如し。

舊令には就學の義務は兒童の學齡に達したる學年の始より生ずとありて法文明瞭を缺きしが新令には學齡兒童の學齡に達したる月以後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とすと明示し又學齡兒童保護者は舊令には文部大臣之を規定すとありて従來の規定は現行民法第八百七十九條に聊低觸する嫌ありしが新令には本令中に規定し且民法に基き親權を行ふ者又は親權を行ふ者なきときは後見人と定めた。就學猶豫及免除に就きては舊令には貧窮の爲又は兒童疾病の爲其の他己むを得ざる事故の爲就學せしむること能はざるときは就學の猶豫又は免除を市町村長に申立つることになつて居たが、新令は免除と猶豫とを判然區別を立て學齡兒童瘋癲白痴又は不具癱疾の爲就學することの出來ぬ者は市町村長は監督官廳の認可を受けて義務を免除する學齡兒童病弱又は發育不完全の爲就學すべき時期に就學することの出來ぬことを認めたるときは市町村長は同様監督官廳の許可を受けて就學を猶豫する又學齡兒童保護者貧窮の爲其の兒童を

就學せしめることは出來ぬと認めたるときは前二項に準して取扱ふことにして居る。又舊令には工場等にて尋常小學校の教科を終らざる學齡兒童を使用しても別に規定を設けなかつたが、新令は此等の兒童の爲に學齡兒童を雇傭する者は其の雇傭に依りて兒童の就學を妨ぐるを得ずと規定した。

**學齡未滿の兒童取扱方** 學齡未滿の兒童を入學せしむる風習相當あるので文部省は北海道廳府縣に對し嚴重訓令した。左の通り

文部省訓令第六號 (明治二十九年八月十七日)

學齡未滿ノ兒童ヲ小學校ニ就學セシムルハ學校管理上ニ於テ不都合アルノミナラズ兒童身神ノ發育上其害甚カラサルヲ認メ兼ニ學校衛生顧問ニ諮詢シタルニ之ヲ嚴禁スルノ必要ナルコトヲ答申セリ就テハ自今深ク注意シ學齡未滿者ヲ就學セシムルカ如キコトナキ様嚴重取締ルヘシ

本縣では文部省の訓令に基き同年八月二十八日訓令第六十四號を以て郡役所町村役場に對し「學齡未滿ノ兒童ヲ小學校ニ就學セシムルハ小學校令ノ旨趣ニ戻リ且兒童心身ノ發達ヲ害スルコト尠カラサルヲ認メ明治二十五年三月訓令第三十五號ヲ以テ取締方及訓令置候處今般文部省ヨリ嚴禁スルノ必要有之趣ヲ以テ訓令ノ次第モ有之につき自今深く注意し絶體に就學せしめざる様令達せられた。

**就學督責勵行** 學齡兒童の就學に關しては縣は銳意これが不斷の獎勵監督に努め郡町村も亦上司の指揮に従ひこれが督責勸誘に力むる所があつたが、當時社會の狀態と父兄の向學心とはこれに伴ふことが出來ないので、就學兒童の數著しき増加なく殊に女子の就學の如きは學齡兒童



數の半にも達せないので嚴重訓令を發した。左の通り

訓令第十四號 明治二十九年二月二十六日

郡 役 所 町 村 役 場

明治二十五年小學校令實施以後同年三月縣令第二十一號學齡兒童ノ就學及家庭教育ニ關スル規則ニ依リ就學ヲ督責シタルハ勿論ナリ然ルニ爾來既ニ數年就學兒童ノ數未タ著シキ増加ヲ見ス殊ニ女子ノ如キハ其全數ノ半ニ至ラサルモノ多シ此ノ如キハ普通教育普及ノ旨趣ニ背戾スルヲ以テ此際一層嚴重ニ就學督責ヲ勵行スヘシ  
小學校々舍狹隘ニシテ就學スヘキ兒童ヲ容ルニ足ラサルモノハ本年五月末日迄ニ其設備ヲ爲シ若シ其負擔ニ堪ヘサル町村アルトキハ明治二十七年二月訓令第十五號第一項ニ依リ當分ノ内兒童ヲ二部ニ區分シ教授セシムヘシ  
前項小學校々舍ノ設備ヲ爲スニ當リ五月末日迄ニ竣功シ難キ場合ニ於テハ町村長ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

第一項就學督責勵行ノ結果ハ毎町村左ノ事項ヲ具シ第二項末段及第三項ノ事項ト共ニ本年六月三十日限り特ニ郡長ヨリ知事ニ報告スヘシ

- 一 本年四月一日現在學齡兒童男女別總數(本年四月就學義務ノ生シタルモノ内譯ヲ要ス)
- 一 本年初メテ就學シタル學齡兒童男女別ノ數
- 一 本年就學ヲ猶豫シタル學齡兒童男女別ノ數
- 一 現在學齡兒童中就學免除ヲ許可シタル者男女別ノ數

本訓令施行後學齡兒童の就學は頗りに増加し明治三十三年末には兒童百人中男兒は八十三人九分四厘に達し女兒は五十七人八分八厘に及んだ。女兒の就學は比較的増加せざるは其の原因素より一つではないが要するに從來の慣習が女兒の就學を重んぜざる傾向あるに因ることは言ふまでもない。依て縣は更に三十四年一月更に訓令を發して學齡簿の檢閲を嚴重にし其の記入方を精確になさしむるに努めしめ、一面には不就學者を減少せしむる爲特別學級の設置を獎勵し就學の時期を愆り年齡既に長じたる子守及被雇者の教育に努め、かくして就學歩合の向上を圖つた。左に其の訓令の全文を掲ぐ。

訓令甲第五號(明治三十四年一月二十六日) 郡 役 所 町 村 役 場

學齡兒童ノ就學ハ年ヲ逐フテ増加シ就中男兒ノ就學ハ目下其ノ兒童百人中八十三人九分四厘ニ達シタルモ女兒ハ僅ニ五十七人八分八厘ニ過キサルハ遺憾トスル所ナリ故ニ今後小學校ノ設備ヲ完成スルト共ニ大ニ就學ヲ督勵シ漸次其ノ普及ノ實ヲ舉クルコトヲ努メサルヘカラス

小學校令施行規則第八十條ニ依リ町村長ノ編製スヘキ學齡簿ハ務メテ其ノ記入ヲ精確ニシテ異動アル毎ニ加除訂正シ據リテ以テ就學ノ督責ヲ勵行シ郡長ハ毎年一月乃至二月中ニ於テ時日ヲ定メテ管内各町村ノ學齡簿ヲ檢閲シ若シ之ヲ緩慢ニ付スルカ如キコトアラハ嚴ニ督責ヲ加ヘテ整理セシメ其ノ結果ヲ當廳ニ報告シ總テ正當ノ理由ナクシテ就學セサル者ナキニ至ランコトヲ期スヘシ

特別學級設置に關する訓令 明治三十五年二月二十一日訓令甲第十二號を以て子守其の他被雇者の教育の爲特別學級設置を獎勵し、郡役所、町村役場、小學校に對し左の通り令達した。

學齡兒童ノ就學ヲ督勵シ其ノ普及ノ實ヲ舉クルコトヲ努ムヘキハ客年訓令甲第五號ヲ以テ特ニ訓令セシ所ナリ爾來其ノ趣旨ニ基キ學齡簿ヲ整理シ就學ヲ督責セシ結果就學兒童數ノ増加ヲ來シ特ニ從來不就學者タリシモノニシテ奮テ國民教育ヲ受ケントスル者ノ多キヲ見ルニ至リタルハ誠ニ喜フベキノ現象ナリトス然ルニ一旦就學適當ノ時期ヲ愆リ年齡既に長シタル者ニ在リテハ普通ノ智能ハ比較的ニ發達セシヲ以テ之ヲ學齡ニ達シ直ニ就學シタル兒童ト共



ニ教育セントスルハ甚困難ナルノミナラス被教育者ニ於テモ少カラサル不便ヲ感スヘキカ故ニ此等ノ兒童ニ對シテハ特別ノ方法ニ依リ義務教育ヲ了ヘシムルヲ以テ目下ノ急務ナリトス、子守及被雇者等ニシテ普通ノ學齡兒童ヲ設ケテ適當ノ教育ヲ施シ普ク就學ノ義務ヲ了ヘシムルコトヲ期スヘシ

當時縣内各町村に於て子守教育を設置するもの次第に多くなつたので、縣はこの好機を逸せずこれ等子守の外學齡中の男女兒の被雇者に對しても同様其の必要を認め特別學級設置を獎勵したので、これまで學校教員及篤志家の計畫に成れる私の子守教育は縣で其の施設を認められたので、これより公けの施設となり子守其の他の不就學者には福音であつたのである。

特別學級ノ實況

郡名	學校數	兒童數	每週教授數	狀況
千葉	一三	三〇七	一二	女兒多數ヲ占ム教授ノ回数ハ一定セス欠席割合ニ多シ兒童成績ハ割合ニ佳良ナリ
市原	四	一一五	一〇一四	修身國語算術唱歌等ヲ教授ス成績割合ニ佳良ナリ
東葛飾	三	一〇九	七一二	男女殆ント相半ス一年生ノ修業後教授ス教科書ヲ持タシメス
印旛	一	一八	四	多クハ十歳以上ノ女兒ニシテ進歩特ニ著シク欠席者至リテ少シ
香取	一三	一八六	一一二	多クハ女兒ニシテ正教員之ヲ擔任シ多クハ正科時間外ニ教授ス成績ハ半學年間ニ一學年間ノ學業ヲ修メシムルコトヲ得父兄ノ感情頗ル佳良ナリ

郡名	學校數	兒童數	每週教授數	狀況
海上	三	一一七	六一二	日曜及休日ノ二回毎日教授ス教材ヲ精選シ速成ヲ主トシテ教授セシム進歩ノ狀況ニ依リ進級セシム
匝瑳	三	六五	五一六	教材ノ取扱ニ注意ス修業年限ハ二ケ年トス
山武	一	一七	五	出席モ多ク成績佳良ナリ
長生	一	七六	二一二	欠席多キ傾向アリ教授不規則ナリ
夷隅	三	八二	一二	教授上頗ル困難ナレトモ教員ハ熱心ニ教授ス兒童ノ成績ヲ參酌シ便宜進級セシム修業年限二ケ年ナリ
君津	一	一	一	特別學級ノ設ケナシ
安房	一	一	一	同前
計	五五	一、〇九〇		主トシテ修身、國語、算術、唱歌等ヲ教授ス、教授ノ時期ハ不規則ナリ兒童ノ學業ハ一般ニ進歩ス成績佳良ナリ

各郡就學及出席歩合表

郡名	就學歩合				出席歩合			
	三三年度	三三年度	三三年度	三三年度	三三年度	三三年度	三三年度	三三年度
千葉	八七・〇一	八五・五三	八四・六六	一〇	八六・七一	八九・三〇	八七・六六	五
市原	八七・四三	八四・六六	七・二五	九	八七・〇三	八六・六六	六	三
東葛飾	八六・三四	八六・〇一	七・五七	六	八四・五四	八四・三三	二	一〇
印旛	九一・八八	八七・四三	七・五七	七	九一・五一	九二・二	九〇・三	一
香取	九七・〇〇	九五・〇五	九・四八	一	八三・五	八七・五	一三	三



郡名	明治三十六年度		明治三十五年度		明治三十四年度		明治三十三年度		明治三十二年度		明治三十一年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
海 上	八〇・八	七四・四	八〇・八	七四・四	八〇・八	七四・四	八〇・八	七四・四	八〇・八	七四・四	八〇・八	七四・四
山 武	九三・四	八七・二	九三・四	八七・二	九三・四	八七・二	九三・四	八七・二	九三・四	八七・二	九三・四	八七・二
長 生	八九・三	八六・二	八九・三	八六・二	八九・三	八六・二	八九・三	八六・二	八九・三	八六・二	八九・三	八六・二
夷 隔	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八
君 津	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八	八七・九	八二・八
安 房	九三・三	八八・四	九三・三	八八・四	九三・三	八八・四	九三・三	八八・四	九三・三	八八・四	九三・三	八八・四
計	九〇・二	八六・六	九〇・二	八六・六	九〇・二	八六・六	九〇・二	八六・六	九〇・二	八六・六	九〇・二	八六・六

備考 明治三十六年度全國平均就學歩合は九三・二三出席歩合は八七・八八で本縣は就學歩合は三十九番に出席歩合は二十七番に當る。

學齡兒童百人中就學累年比較表

郡名	明治三十六年度		明治三十五年度		明治三十四年度		明治三十三年度		明治三十二年度		明治三十一年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
千 葉	九三・三	九四・七	九三・三	九四・七	九三・三	九四・七	九三・三	九四・七	九三・三	九四・七	九三・三	九四・七
市 原	九五・五	九三・六	九五・五	九三・六	九五・五	九三・六	九五・五	九三・六	九五・五	九三・六	九五・五	九三・六
東 葛	九四・四	九三・〇	九四・四	九三・〇	九四・四	九三・〇	九四・四	九三・〇	九四・四	九三・〇	九四・四	九三・〇
印 旛	九六・七	九四・三	九六・七	九四・三	九六・七	九四・三	九六・七	九四・三	九六・七	九四・三	九六・七	九四・三
香 取	九八・九	九七・六	九八・九	九七・六	九八・九	九七・六	九八・九	九七・六	九八・九	九七・六	九八・九	九七・六

七、教 職 員

郡名	明治三十六年度		明治三十五年度		明治三十四年度		明治三十三年度		明治三十二年度		明治三十一年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
海 上	八九・八	九一・六	八九・八	九一・六	八九・八	九一・六	八九・八	九一・六	八九・八	九一・六	八九・八	九一・六
山 武	九七・三	九五・五	九七・三	九五・五	九七・三	九五・五	九七・三	九五・五	九七・三	九五・五	九七・三	九五・五
長 生	九三・一	九三・八	九三・一	九三・八	九三・一	九三・八	九三・一	九三・八	九三・一	九三・八	九三・一	九三・八
夷 隔	九四・〇	九三・九	九四・〇	九三・九	九四・〇	九三・九	九四・〇	九三・九	九四・〇	九三・九	九四・〇	九三・九
君 津	九三・六	九三・七	九三・六	九三・七	九三・六	九三・七	九三・六	九三・七	九三・六	九三・七	九三・六	九三・七
安 房	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三
平 均	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三	九三・四	九三・三

小學校教員の資格 小學校教員の資格を二十三年の小學校令に比すれば一層明確にした。舊令には小學校の教員中小學校の某教科目を教授する者を専科教員とし其の他の者を本科教員とすとなし、又小學校の教員中小學校の教科目を補助教授し又は一時教授する者を准教員とし其の他の者を正教員とすとなつたのを新令は「小學校の教科を教授する者を本科正教員とし其の教科目にて圖畫、唱歌、體操、裁縫、英語、農業、商業又は手工の教科目を授けし其の他の科目は認めない教授する者を専科正教員とす」となし、本科正教員を補助する者を准教員となした。又新令では専科准教員を廢し特別の事情あるときは無資格者を准教員に代用することを許した。代用教員



はこの時より行はれたものである(第四十二條教員免許状は舊令には其の種別を定めず、すべて檢定規則に依りて文部省令にて定めたが、新令は地方免許状を府縣免許状に改め普通免許状及府縣免許状の二種となし、舊令は小學校教員免許状を得るには檢定に合格することを要す)とあるを、新令は府縣免許状を受くるには師範學校若は文部大臣の指定したる學校を卒業し又は小學校教員の檢定に合格するを要す)と限定した(第四十一條)小學校令施行規則に於て教員の檢定を受けることを得ざる者を規定し、又教員の檢定は無試験檢定及試験檢定の二種とすることは従前通り、次に無試験檢定を受くる資格者を定め、次に本科正教員、小學校准教員、小學校專科正教員、尋常小學校本科正教員、尋常小學校准教員の試験檢定に關し各其の學科及程度を定めた。

**普通免許状受領者** 多年教育に盡瘁し學術優秀授業熟練品行方正の廉を以て文部大臣より普通免許状を授與されたる者は左の通り

- 市原郡鶴舞尋常高等小學校訓導兼校長
- 千葉郡幕張尋常高等小學校訓導兼校長
- 千葉郡寒川尋常小學校訓導兼校長
- 武射郡蓮沼尋常高等小學校訓導兼校長
- 望陀郡木更津尋常高等小學校訓導兼校長
- 長柄郡本納尋常高等小學校訓導兼校長
- 夷隅郡鳴海尋常高等小學校訓導兼校長
- 安房郡九重尋常高等小學校訓導兼校長

- 武内 成二
- 川原 保
- 仁科 要
- 梅田 喜久三
- 谷中 國樹
- 吉野 健次郎
- 千本 藤吉
- 黒川 彌太郎

(以上明治二十九年十一月授與)

- 市原郡内田尋常高等小學校訓導兼校長
- 安房郡白濱尋常高等小學校高等科訓導
- 夷隅郡小澤尋常小學校訓導兼校長
- 君津郡久留里高等小學校訓導兼校長
- 東葛飾郡法典尋常小學校訓導兼校長
- 印旛郡白井高等小學校訓導
- 香取郡小見川尋常高等小學校訓導兼校長
- 匝瑳郡福岡尋常小學校訓導兼校長

- 多賀 萬龜壽
- 山本 安義
- 松本 長
- 岩本 幾雄
- 鈴木 正恕
- 日野 大器
- 深山 健吉
- 河内 潤藏

(以上明治三十年十二月授與)

- 千葉郡今井尋常小學校訓導
- 東葛飾郡市川高等小學校訓導兼校長
- 香取郡佐原高等小學校訓導
- 同
- 夷隅郡御宿尋常高等小學校訓導兼校長
- 同郡長者尋常高等小學校訓導兼校長
- 安房郡丸尋常高等小學校訓導兼校長
- 同郡瀧口尋常小學校訓導

- 長谷川 縫之助
- 景山 郡次郎
- 壽多 留次郎
- 伊能 甲之助
- 伊藤 鬼一郎
- 土屋 權四郎
- 清水 光司
- 錦織 庄之助



千葉郡矢作尋常小學校訓導  
 印旛郡協和尋常高等小學校訓導兼校長  
 同郡安食尋常高等小學校訓導兼校長  
 海上郡銚子高等小學校訓導兼校長  
 匝瑳郡福岡高等小學校訓導兼校長  
 山武郡大總尋常高等小學校訓導兼校長  
 君津郡馬來田尋常高等小學校訓導兼校長  
 山武郡大網高等小學校訓導兼校長  
 安房郡山本尋常高等小學校訓導兼校長  
 安房郡北條尋常小學校訓導兼校長  
 印旛郡成田高等小學校訓導兼校長  
 同郡布鎌尋常高等小學校訓導兼校長  
 海上郡銚子興野尋常小學校訓導兼校長  
 同郡高神尋常小學校訓導兼校長  
 夷隅郡西畑高等小學校訓導兼校長  
 東葛飾郡松戸尋常小學校訓導兼校長  
 同郡船橋高等小學校訓導兼校長

(以上明治三十二年一月授與)

海老原 魁  
 檜貝 勇吉  
 梶沼 勝之助  
 佐藤 啓  
 高橋 淺次郎  
 安塚 光太郎  
 根本 健次  
 石井 恒清  
 鈴木 行一  
 岩崎 通太郎  
 川島 能三郎  
 荒井 林輔  
 石川 重之助  
 青柳 東一郎  
 村上 久治郎  
 竹内 寅次郎  
 新井 大次郎

匝瑳郡豊榮尋常高等小學校訓導兼校長  
 長生郡椎木尋常小學校訓導  
 千葉郡千葉尋常小學校訓導兼校長  
 香取郡府馬尋常高等小學校訓導兼校長  
 同郡日吉尋常高等小學校訓導兼校長  
 山武郡二川高等小學校訓導兼校長  
 君津郡中郷高等小學校訓導兼校長  
 匝瑳郡平和尋常高等小學校訓導兼校長  
 同郡和進尋常高等小學校訓導兼校長  
 香取郡大須賀高等小學校訓導兼校長  
 長生郡土陸高等小學校訓導兼校長  
 君津郡環尋常高等小學校訓導兼校長  
 同郡周南尋常高等小學校訓導兼校長  
 安房郡富崎尋常高等小學校訓導兼校長  
 印旛郡志津尋常小學校訓導兼校長  
 山武郡源尋常高等小學校訓導兼校長  
 香取郡湖東尋常小學校訓導兼校長

(以上明治三十四年三月授與)

布施 篤志郎  
 吉田 良造  
 中山 吉藏  
 野澤 常太郎  
 布施 文之助  
 子安 宣次郎  
 佐藤 平三郎  
 宇井 喜代司  
 伊藤 卯三郎  
 柏 吉太郎  
 矢部 桂三  
 石井 喜作  
 渡邊 由太郎  
 向後 友芳  
 清水 留藏  
 井口 義十郎  
 石橋 子之吉



- 夷隅郡上瀑尋常小學校訓導兼校長
- 市原郡三成尋常高等小學校訓導兼校長
- 東葛飾郡野田尋常小學校訓導兼校長
- 同郡行徳尋常高等小學校訓導兼校長
- 夷隅郡御宿尋常高等小學校訓導
- 千葉郡檢見川尋常高等小學校訓導兼校長
- 東葛飾郡九日市尋常小學校訓導兼校長
- 千葉郡津田沼高等小學校訓導兼校長
- 夷隅郡大多喜高等小學校訓導兼校長
- 君津郡平岡高等小學校訓導兼校長
- 安房郡那古尋常高等小學校訓導兼校長
- 市原郡鶴舞高等小學校訓導兼校長
- 海上郡船木尋常高等小學校訓導兼校長
- 香取郡萬歳尋常高等小學校訓導兼校長

- 仲佐幸吉
- 眞板左一郎
- 門倉祐太郎
- 竹内伊十郎
- 磯野春藏
- 金澤登久三
- 右島林藏
- 吉野茂助
- 岡崎坦吉
- 伊藤正胤
- 宮本敬義
- 金子待時
- 森川宇之助
- 菅谷淺五郎

(以上明治三十六年六月授與)

(以上明治三十八年四月授與)

小學校令施行規則第百十八條ニ依ル府縣知事ノ申請ニ對スル調査標準

三十三年十月二十七日 各地方廳へ  
子普甲二八三四號

小學校令施行規則第百十八條ニ依リ小學校正教員免許狀授與ニ關シ申請セラル、トキハ別記ノ標準ニ依リ御取調相成度尤右ハ最低度ヲ示サレタルモノナルニ付之ニ該當スル者ハ悉ク申請セラルヘキニアラサルハ勿論ノ義ニ有之候條本人ニ就キ其經歷成績及學力等篤ト御精査相成候様致度依命此段及御通牒候也

追テ本文ニ依リ申請セラル、ニハ調査上便宜ノタメ三十二年一月普通丙第一〇號ヲ以テ及御通牒置候履歷書様式中ニ右調査標準ノ事項及二十四年以前ニ係ル本人ノ履歷中小學校ノ就職ニ就テハ現今ノ高等小學校又ハ尋常小學校ノ何レニ該當スルモノナルヤ分明ニ御記載相成度又三十二年十月亥普甲一九八四號御通牒ハ自然消滅候義ト御承知相成度此段申添候也

調査標準

- 一 年齢男子ハ三十年以上女子ハ二十五年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ小學校ノ教育ニ從事シ其ノ成績佳良ナル者但シ丙項ノ第二號及第三號ニ就テハ年齢ノ制限ヲ要セス
- 甲 小學校本科正教員
  - 一 尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シ三ヶ年以上小學校ノ教育ニ從事シタル者但從來所持ノ免許狀ニ記載ノ科目ヲ師範學校ノ學科目音樂、體操、圖畫ヲ除クニ對照シ其ノ不足學科目ヲ補修シタル經歷アル者ニ限ル
  - 二 小學校准教員ノ免許狀ヲ有シ三ヶ年以上高等小學校ノ教育ニ從事シタル者
- 乙 尋常小學校本科正教員
  - 一 小學校准教員若ハ尋常小學校准教員ノ資格ヲ有シ三ヶ年以上小學校ノ教育ニ從事シタル者
- 丙 小學校專科正教員
  - 一 三ヶ年以上小學校ノ專科ヲ教授シタル者但シ教授シタル科目ニ限ル



二 明治三十三年八月三十一日ニ於テ專科准教員ノ免許狀ヲ有シタル者但シ從來所持ノ免許狀ニ記載ノ科目ニ限ル  
 三 圖畫、音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ニ關シ師範學校ノ學科程度ト同等以上ノ程度ニ於テ之ヲ教授スル學校ノ卒業生但シ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スル者ニシテ免許スヘキ科目ハ卒業シタル學科目ニ限ル

**縣域變更に依り教員免許狀に關する手續**

明治三十二年法律第四號を以て本縣及茨城縣の境界を變更されたるに依り小學校教員免許狀及其の他の事項に關する手續を同年三月三十日文部省令第十九號を以て左の通り定めた。

第一條 甲縣ヨリ乙縣ニ編入セラレタル地域内ニアル小學校教員ノ所持スル小學校教員免許狀又ハ之ト同一ノ效力ヲ有スル小學校師範學校卒業證書ニシテ甲縣ニ於テ授與シタルモノ、效力ハ乙縣ニ移ルモノトス

第二條 甲縣ヨリ乙縣ニ編入セラレタル區域内ニアル小學校ニ就テハ乙縣地方長官ハ明治三十二年四月一日ヨリ四箇年以内甲縣ニ於テ採定シタル教科用圖書ヲ襲用セシムルコトヲ得

第三條 甲縣師範學校卒業生ニシテ明治二十五年文部省令第十一號師範學校卒業生服務規則ニ依り甲縣ヨリ乙縣ニ編入セラレタル地域内ニ於テ服務中ノ者ノ服務義務ハ乙縣ニ移ルモノトス

**市町村立小學校教員任用令** 明治二十六年十二月勅令第二百六十號發布市町村立小學校教員任用令に據れば市町村立小學校教員は市長又は郡長の推薦に由り小學校教員銓衡委員の銓衡を経て府縣知事これを任命する規定であつたが三十年九月これを廢止し勅令第三百十六號を以て左の通り改めた。

市町村立小學校教員ハ郡長又ハ市長ノ推薦ニ由り地方長官之ヲ任命ス

これより郡市長の上申によつて直に任命することになつた。三十三年の小學校令には市町村立小學校長は其の學校の本科教員をして兼ねしめ市立小學校長及教員の任用は市長の申請に依り町村立小學校長及教員の任用は郡長の申請に依り府縣知事これを行ひ市町村立小學校長及教員の解職は府縣知事これを行ふものとした第四十三條 第四十四條

**補助教員設置に關する内訓**

五學級以上編成の學校には各學級に正教員一人づゝを配置するの外特に專任學校長を置き學校長の職務を執らしむる必要を認め左の通り各郡長に内訓した

學校長ハ一校ノ主腦者タレハ其校教育ノ得失ハ一ニ之ヲ學校長ノ能否ニ歸セサルヘカラス是レ學校長ノ撰擇最モ慎重マサルヘカラス所以ナリ而シテ能ク學校長ヲシテ之カ責任ヲ盡サシメンニハ之ニ要スル適當ノ時間ヲ與ヘサルヘカラス然ルニ縣下小學校ヲ通觀スルニ學校長ハ他ノ正教員ト同シク終日教授ヲ掌ルヲ以テ各教室ヲ巡視監督スルノ暇ナク隨テ部下教員ノ勤怠教授ノ得失及兒童教育ノ進否等ヲ詳ニスル難シトス斯ノ如クニシテ而シテ學校長ノ職責ヲ舉ゲシメントスルモ得テ望ムヘカラスナリ故ニ學校長ヲシテ其職責ヲ盡サシメンニハ學級以外ニ之ヲ置キ或必要ナル部分ヲ教授セシムルノ外學校長當然ノ職務ヲ執ラシムルヲ必要トス然モ縣下小學校ヲシテ悉ク斯ノ如クナラシムルハ或ハ事情ノ許サ、ル所ナキニアラサルヘキヲ以テ先ツ其最モ必要ヲ感スル五學級以上編制ノ小學校ニハ各學校ニ正教員一人ツ、ヲ配置スルノ外特ニ學校長ヲ置クノ方針ヲ執ラントス町村ヲシテ此意ヲ了シ其準備ヲ爲サシムル様務メラルヘシ

右訓示ス

明治三十一年三月九日

知事

各郡長殿



雇員採用方内訓 正教員の缺乏に依り相當の資格者を得られぬので一時補缺の爲雇員採用方につき郡長に内訓した左の通り

内三發第四四號 (明治三十年三月十三日知事ヨリ各郡長へ)

郡長ニ於テ町村立小學校教員ノ候補者ヲ得難キ場合ニハ一時補缺ノ爲メ左ノ各項ニ依リ雇員ヲ採用スルコトヲ得但雇員ノ數ハ教員數ノ三分ノ一ヲ踰ユルコトヲ得ス

- 一 雇員給料ハ一箇月貳圓以上十二圓以下ノ範圍内ニ於テ町村長ノ同意ヲ得テ之ヲ定ムヘシ
- 二 雇員ハ左ノ資格アル者タルヘシ
  - 一 高等小學校卒業ノ者又ハ高等小學校卒業以上ノ學力アル者
  - 一 年齢男子ハ十七年以上女子ハ十五年以上ノ者
  - 一 品行方正ノ者
- 三 雇員ヲ採用シ又ハ解罷シタルトキハ翌月十日迄ニ左ノ表式ニ依リ報告スヘシ

報告書式

明治何年何月中町村立小學校雇員採用報告表

學校名	採用月日	給料額	資格	生年月日	族籍	氏名
何々小學校	何月何日	何圓	何學校卒業	何年何月	何府縣華士族平民	何某

右及報告候也

年月日

郡長 氏名 印

知事 殿

明治何年何月中町村立小學校雇員解罷報告表

學校名	解罷月日	氏名
何々小學校	何月何日	何某

右及報告候也

年月日

郡長 氏名 印

知事 殿

四 雇員ノ給料支給方法ハ小學校教員給料其他諸給與ノ支給方法ニ準據セシムヘシ

**學校長及教員の職務及服務** 小學校令施行規則によれば學校長及教員は教育に關する勅語の旨趣を奉體し法律命令に従ひ誠實に其の職務に服すること施行規則第百三十三條 學校長は校務を整理し所屬職員を統督する同上第百三十四條 正教員は兒童の教育を擔任し且之に屬する事務を掌る同上第百三十五條 准教員は本科正教員の職務を助くる同上第百三十六條 市町村立小學校長及教員は當該學校所在の市町村に居住すること但監督官廳の認可を受けたものは此の限でない學校長及教員は擅に其の職務を離れ又は職務上居住すへき地を離るゝことを許さない同上第百三十七條 學校長及教員は營利を目的とする會社の業務執行社員取締役監査役と爲り又給料を受けて他の事務を行ふことを得ない但府縣知事の認



可を受けたるときは此の限でない。學校長及教員は府縣知事の認可を受くるでなければ營利を目的とする業務を爲すことが出来ない。又本縣小學校令施行細則に左の通り規定した。

第六十七條 學校長ハ所屬教員教授ノ擔任及事務ノ分掌ヲ定ムヘシ

第六十八條 學校長事故アルトキハ次席教員其事務ヲ代理スヘシ

第六十九條 學校長教員昇校シタルトキハ出勤簿ニ捺印スヘシ

第七十條 學校長轉任退職又ハ休職ノトキハ七日以内ニ其ノ事務ヲ後任者ヘ引繼双方連署ノ上授受ヲ了リタルコトヲ監督官廳又ハ設立者ニ届出ツヘシ但シ後任者着任セサル場合ニ在リテハ次席教員ニ引繼キ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

前項事務引繼ニ關スル概目左ノ如シ

一 御眞影、勅語贄本、圖書、器械標本、模型及其ノ他ノ備品並目錄

二 卒業証書、修業証書又ハ學習証書授與者名簿、學籍簿、出席簿、出勤簿及其ノ他學業成績表等

三 教授細目、學校沿革史、日誌其ノ他ノ簿冊等

四 事務引繼ニ關スル演述書

第七十一條 町村立小學校長教員新任又ハ轉任ノトキハ辭令書受領ノ日ヨリ七日以内ニ任地ニ着シ監督官廳ニ届出ツヘシ但シ七日以内ニ着任シ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ヲ受クヘシ

第七十二條 町村立小學校長公務ノ爲出張シ又ハ所屬教員ヲ出張セシメントスルトキハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三條 學校長教員事故又ハ疾病ノ爲昇校シ難キトキハ監督官廳又ハ設立者ニ届出テ旅行セントスルトキハ其ノ許可ヲ受クヘシ

疾病又ハ父母ノ看護ノ爲昇校シ難キコト一週間以上ニ亘ルモノ又ハ轉地療養ノ爲旅行セントスルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後一週間ヲ過クル毎ニ之ヲ添付シ届出ツヘシ

本條ニ於テ事故ト稱スルハ服忌、父母ノ看護又ハ祭事、官公署ノ召喚、傳染病豫防法ニ依ル交通遮斷、兵役其ノ他公ノ義務ヲ果ス場合ヲ云フ

第七十四條 學校長教員學校休業中旅行セントスルトキハ其ノ日數及旅行先ヲ記シ監督官廳又ハ設立者ニ届出ツヘシ

第七十五條 休職者ニシテ轉居若ハ旅行セントスルトキハ監督官廳ニ届出ツヘシ

第七十六條 學校長ハ校務整理ニ關スル規定ヲ定ムルコトヲ得

第七十六條 教員ヨリ差出スヘキ届書願書等ハ總テ學校長ヲ經由スヘシ

服裝に關する訓令 服裝の整否は其の威嚴の上にも執務の上にも至大の關係を有するものなるに時に放縱の服裝をなして恬として顧みないものがあつたので漸く制服の必要を感ぜしむるに至つた。縣はこれを矯正する爲左の訓令を發した。

訓令第二十一號(明治三十年三月十二日)

郡役所 町村役場 町村立小學校

動作ノ敏捷ナルト否トハ衣服ノ便否ヲ有スルコト尠ナカラス小學校教員ハ日々生徒ニ接シ其訓育ヲ掌リ其發達ヲ助クルモノナレハ身躬ラ之カ模範ヲ示シ其動作ヲ活潑敏捷ナラシメ以テ之ヲ誘導感化スルコトヲ務メサルヘカラス然ルニ今ヤ男生徒ハ一般ニ洋服又ハ筒袖ノ和服ヲ用ユルニ方リ之カ教員タルモノ反テ不便ノ服裝ヲ爲スカ如キハ常ニ動作敏捷ヲ缺キ教授上妨ケアルノミナラス教育ノ旨趣ニ反スルコトナシトセサレハ追テ一般ニ服制ヲ定ムルマテ當



分ノ内學校ニアリテハ疾病等ノ場合ヲ除クノ外男教員ハ適宜ノ洋服又ハ筒袖ノ和服ヲ着用スヘシ  
 小學校男正教員服制 明治三十一年七月四日男正教員服制を縣訓令甲第六十二號を以て制定  
 した左の通り

千葉縣訓令甲第六十二號(明治三十一年七月四日)

郡役所 町村役場 町村立小學校

町村立小學校男正教員服制

第一條 町村立小學校正教員ノ服裝ハ左表ニ據ルベシ

名稱	色	形	狀
衣	黒又ハ紺無地トス但夏ハ白又ハ鼠色ヲ用フルコトヲ得	圖ノ如シ	
袴	衣ニ同ジ	圖ノ如シ	
帽	黒又ハ紺夏ハ白ノ日覆ヲ附スベシ	海軍形一條ノ黒帶ヲ纏フ圖ノ如シ	
帽章	文字、紐、總ハ黄金色、鏡面ハ銀色	形狀并ニ大サ圖ノ如シ	
鈕釦	衣ニ準ス		

第二條 町村立小學校正教員新任ノトキハ六ヶ月以内前條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三條 疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ制服ヲ着用スルコト能サルトキハ其旨學校へ届出ツヘシ

第四條 町村立小學校准教員及小學校ニ類スル各種學校教員ハ本制服ヲ着用スルコトヲ得

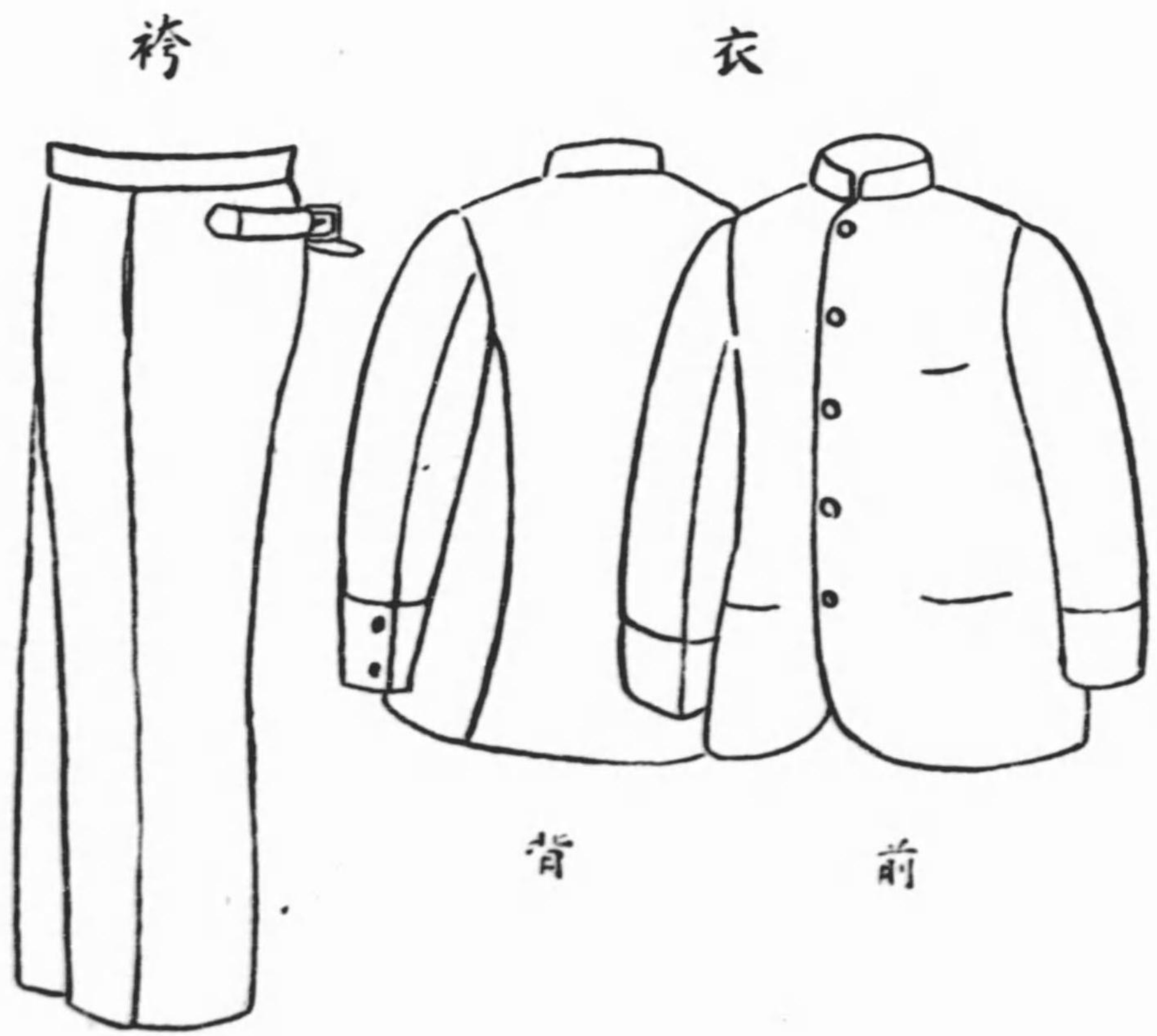
第五條 從來所持ノ洋服ハ當分ノ内郡長ノ許可ヲ得テ制服ニ代用スルコトヲ得

本訓令施行ノ期日迄ニ制服ヲ調製シ能ハサル事情アル者ハ其ノ期限ヲ定メ郡長ノ許可ヲ得テ延期スルコトヲ得  
 明治三十一年九月縣訓令甲第九十八號ヲ以テ本條第二項追加



帽

徽章



袴

衣

背

前



懲戒處分業務停止及免許狀褫奪 三十三年八月改正の小學校令に據れば市町村立小學校長及教員職務上の義務に違背し若は職務を怠りたるとき又は職務の内外を問はず體面を汚辱する行為ありたるときは府縣知事は懲戒處分を行ふ其の處分は譴責、減俸及免職の三とした。私立小學校長及教員で前に準すへき所爲あつたときは府縣知事は其の業務を停止す小學校令第四十八條。小學校教員免許狀を有する者左の各號の一に該當したるときは免許狀は其の効力を失ふこととなる。(一)禁錮以上の刑に處せられたるとき(二)信用若は風俗を害する罪を犯して罰金の刑に處せられ又は監視に付せられたるとき(三)破産若は家資分散の宣告を受けたるとき、小學校教員免許狀を有する者不正の所爲其の他教員たるべき體面を汚辱する所爲ありて其の情狀重しと認めたるときは文部大臣又は府縣知事に於て其の免許狀を褫奪する同上第四十九條。府縣知事に於て行つた免職若は業務停止又は免許狀褫奪の處分に不服ある者文部大臣に訴願することが出来る。小學校令施行規則によれば

第三百二十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハムトスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第四百十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第四百十四條 第三百二十九條乃至第四百十一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第四百十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

小學校教員俸給に關する規程 日清戰役以後各般の事業勃興と共に就學兒童の數頗に激増し學級數は年々増加するも正當の資格ある教員は未だ其の半に達せざる状態であつた。當時戰後諸般の膨脹に伴ひ物價は暴騰して生活の脅威を感じしめたるに、獨教員の俸給のみは依然として高まらず、これが爲全國多數の缺員あれども志望者少く、現職者は去つて他に轉職せんとする者あるに至つた。政府は大に憂ふる所あり、明治二十九年十二月二十九日翌三十年一月四日官報發布勅令第二號を以て小學校教員俸給に對する市町村の支出義務額を定めこれを優遇するの途を開き、小學校教員をして永く其の位置に安んじて其の職を盡さしめんとしたるものである。左に其の全文を掲ぐ

勅令第二號 (明治二十九年十二月二十九日)

市町村立小學校教員俸給ニ關スル規程

第一條 市町村町村學校組合及其區ハ第三條ノ月俸平均額ニ基キ小學校ノ教員定數ニ應スル金額ヲ支出スルノ義務アリ



但シ市町村村學校組合及其區ハ土地ノ情況ニ依リ本項ノ義務額ヲ超エタル金額ノ支出スルコトヲ得

第二條 地方長官ハ前條ノ金額以內ニ於テ各本科正教員ノ俸給額ヲ定ムヘシ  
地方長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ市町村村學校組合及其區ノ同意ヲ得テ前條ノ義務額ヲ超エ各本科正教員ノ俸給額ヲ定ムルコトヲ得但シ區ニ區會若クハ區總會ノ設ナキトキハ其ノ經費ヲ議決スル市町村又ハ町村學校組合ノ同意ヲ得ヘシ

義務額ヲ超エテ俸給ヲ支出スル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルニアラサレハ其ノ俸給額ヲ減スルヲ得ス

第三條 市町村立尋常小學校本科正教員月俸ノ平均額ハ人口十万以上ノ市ニアリテハ十六圓其他ノ市ニアリテハ十四圓トシ町村ニアリテハ十二圓トス

市町村立高等小學校本科正教員月俸ノ平均額ハ人口十万以上ノ市ニアリテハ二十圓其他ノ市ニ在リテハ十八圓トシ町村ニアリテハ十六圓トス

第四條 本科正教員ニ代リ一時教授スル准教員ノ俸給額ニ關シテハ第二條ヲ適用ス

第五條 專科教員及補助教授スル准教員ノ俸給額ハ地方長官ニ於テ市參事會町村長町村學校組合長ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ但シ本條ニ依リ一旦定リタル俸給額以內ニ於テ任用スル教員ノ俸給額ニ關シテハ市參事會町村長町村學校組合長ノ意見ヲ聞クノ限ニアラス

第六條 小學校本科教員ノ月俸ハ左表ノ金額ヲ下スコトヲ得ス

	正 教 員		准 教 員	
高等小學校	男 十 圓	女 八 圓	男 七 圓	女 五 圓
尋常小學校	男 八 圓	女 六 圓	男 五 圓	女 四 圓

第七條 本令施行ノ際既ニ義務額ヲ超エテ教員俸給ヲ支出スル場合ニ於テハ第二條ノ手續ヲ經タルモノト同視ス

第八條 本令中町村村學校組合及其區ニ關スル規定ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小學校ノ設置區域ニ適用シ

町村長ニ關スル規定ハ島司郡區長戸長又ハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

本令中市及市參事會ニ關スル規定ニシテ特ニ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ適用スルノ必要アルトキハ文部大臣之ヲ定ム此場合ニ於テ市參事會ノ職務ハ區長戸長又ハ之ニ準スヘキモノ之ヲ行フ

附 則

第九條 本令ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第十條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第六十條第二項ハ本令施行ノ日ヨリ削除ス

右勅令第二號發布ノ理由として發表されたるものを見れば當時ノ狀況を審にすることを得る依て左に録す

小學校教員ハ俸給菲薄ニシテ其位置ニ安ンシ其職責ヲ盡スコト能ハス爲ニ全國多數ノ缺員アリト雖志望者少ク且現職者ト雖去テ他ノ業ニ就ク者アリ頃者我國百事業務ノ膨脹ニ伴ヒテ人ヲ要スルコト多ク又物價騰貴シテ一般ニ生活ノ度ヲ高メタレバ此慘勢ハ益其極ニ達セントス故ニ政府ハ曩ニ年功加俸ノ法ヲ設ケテ教員優遇ノ意ヲ示シ又市町村ニ於テモ近來漸ク教員ヲ優遇スルノ傾ナキニアラスト雖未タ以テ足レリトスベカラズ教員ノ缺員ヲ感ズルコト益々甚シキ今日ニ方リ更ニ優遇ノ方策ヲ講シ以テ現職者ヲ鼓舞スルハ勿論汎ク有爲ノ材アル者ヲシテ奮テ教員ノ職ニ從事セシメサルベカラズ是レ本案ヲ發布セル所以ナリ以テ本案各條ノ趣旨ヲ摘記スルコト左ノ如シ

一 現行法令ノ下ニ於テハ市又ハ町村、又ハ町村學校組合ノ區ヲ以テ小學校設置區域トナシトアリ是レ第一條ニ於テ「市町村村學校組合及其區ハ」云々ト規定シタル所以ナリ又同條ニ於ケル「小學校ノ教員定數」トハ小學校



令ニ依リ文部大臣ノ定メタル省令(明治二十四年省令第十二號學級編制等ニ關スル規則)ニ依テ定マリ居ルナリ  
第一條但書ヲ設ケタルハ市町村等ニ於テ其資力ノ如何ニヨリ本條ノ義務額ヲ超エタル金額ヲ支出セントスルコト  
ハ教員優遇上最喜フベキコトナレハナリ

一 義務額ヲ超エテ支給ヲ支出スル場合ト雖市町村等ノ隨意ニ依リ一旦定メタル俸額ヲ濫リニ減少シ爲ニ教員ヲシ  
テ轉任セシムル如キコトアラバ甚不都合ナレバ第二條第三項ニ於テ必地方長官ノ許可ヲ受ケシムル様之カ取締ヲ  
設ケタリ

一 市町村等土地ノ情況ニ依リ或ハ第一條ノ義務額ヲ超エテ支給ヲ支出セシムルコトノ必要ヲ地方長官認ムルニ於  
テハ市町村等ノ同意ヲ得テ之ヲ支出セシムルコト隨意タルベシ但「同意ヲ得テ」トアル以上ハ同意ヲ得ズシテ絶  
テ實行セシムルコトヲ得サルハ勿論ナリ

一 第二條ニ於テ市町村トニ依リ平均額ノ規定ヲ異ニシタルハ現今事實上ノ調査ニ照シ又ハ生計ノ難易及經濟ノ  
事情等ヲ酌量シタルモノナリ又市ヲ別チテ人口十萬以上ノ市ト其他ノ市トハ固ヨリ同一視スベカラサレバナリ

一 本規則ハ教員ノ優遇ヲ期スルカ爲ニ規定シタルモノナリト雖市町村等ヲシテ急速ニ義務額マテ金額ヲ悉皆支出  
セシメントスルカ如キハ固ヨリ實際ノ事情ニ通セサルモノナレバ土地ノ資力生活及其他ノ情況ニ應シ教員ノ能否  
動意ヲ察シ漸次一般教員ノ待遇ヲ厚クスルヲ要ス故ニ第二條第一項ニ依リ俸額ヲ定ムルニ當テハ熟慮精思務メテ  
其宜シキヲ制セザルベカラズ

一 本科正教員ニ代リ一時教授スル准教員ハ全ク正教員ト同一ノ職務ヲ執ルベキモノナレバ其俸給ノ如キモ全ク本  
科正教員ト同一ノ手續ニヨリ定ムルヲ至當トス

一 専科教員ナルモノハ裁縫、唱歌、英語ノ如キ某科ニ限リテ教授ヲ擔當スルモノナレバ其受持時間數ノ如キ區々

ニシテ爲ニ一定ノ俸給ヲ定ムベキニアラス補助教授スル本科准教員ノ如キモ其職務ノ性質他ヲ補助スルニ止リ獨  
立ニシテ教授ヲ擔當セサルモノナレハ法令ノ規定ヲ以テ俸額ヲ一定スルノ必要ヲ見ス故ニ是等ハ地方長官ニ於テ  
市參事會町村長ノ意見ヲ聞キ適宜俸額ヲ定ムルヲ可トス然レトス本條ノ趣旨タル其人ニ就テ意見ヲ聞クニアラス  
シテ其市町村長ノ資力如何ヲ聞カシムルニ過キサレハ一旦決定シタル俸給額以內ニ於テ新任用スル教員ノ俸給  
額ヲ定ムル場合ニハ別ニ市參事會町村ノ意見ヲ聞クヲ要セサルモノトス(第五條)

一 第六條ニ於テ本科正准教員ノ最低俸額ヲ定メタリ是レ教員ノ體面上又ハ優遇上ニ已ムヲ得サルニ出ツルナリ最  
低額未滿ノ俸額ヲ受ケ居ル教員ノ俸給ハ本令施行ト同時ニ増額スヘキハ勿論トス今此増額ヲ見積ルニ全國ニ於テ  
年額凡八十萬圓ニ過キササルナリ

一 本規則施行ノ際第一條ノ義務額ヲ超エテ教員俸給ヲ支出スル場合ハ第二條ノ手續ヲ經タルモノト同一視スルヲ  
以テ地方長官ノ許可ヲ受クルニアラサレハ其額ヲ減スルコトヲ許サ、ルナリ(第七條)

一 北海道ノ札幌函館等ノ如キハ諸般ノ事情ニ於テ市制町村制ヲ施行シタル地方ノ市ニ該當スルモノナレハ或ハ本  
規則ニ關シ市ト同一ニ取扱フノ必要アルベシ是レ第八條第二項ノ規定アル所以ナリ

一 本規則施行ノ上ハ地方長官ニ於テ教員ノ俸給ヲ定ムルニ當リ一々市參事會町村長ノ意見ヲ聞カサルベカラザル  
ノ規定ハ之ヲ廢止スルヲ要ス尙其旅費ニ就テハ從來ノ實況ニ徴シ斯ル規定ノ必要ヲ認メス是レ小學校令第六十條  
第二項ヲ削除スル所以ナリ

市町村立小學校教員俸給に關する件施行手續

教員俸給義務額支出に關し明治三十年一月  
勅令第二號を公布するや本縣では即時斷行の方針を以て同年三月十九日訓令第二十九號を以て  
左の通り定めた。



- 一 町村立小學校本科正教員及其代理准訓導ノ俸給ハ勅令第二號第三條ノ平均額ニ依リ専科教員及補助教授スル准  
教員ノ俸給ハ同令第六條ノ金額以上ニ於テ豫算ヲ調製セシムヘシ
- 一 町村立小學校中本科正教員及其代理准訓導ノ俸給平均額ニ充タサルモノハ來四月二十日限り各本人相當ノ増給  
ヲ具申スヘシ

教員の俸給は從來餘りに菲薄で安んじて其の職務に従事するを得ないので往々他の業務に轉向するものがあつた政府はこれを憂へ三十年一月勅令第二號を發布して教員優遇の途を開きたるを以て本縣では政府の旨趣を一日も早く實行せんとし同年三月訓令第二十九號を以て同年四月よりこれを勵行する旨嚴達する處ありしに町村に在りては土地の事情により其の俸給の幾部分を寄附金又は内渡金等の名義を設けて其の支給額を低減するもの等ありて内實其の方針を不能ならしむるが如き事あるを以て縣は左の訓令を發して嚴重にこれが取締をなした。

訓令第八十五號

郡 役 所

町 村 役 場

町村立小學校

小學校教員ハ國民訓育ノ重任ニ居ルニモ拘ラズ從前其ノ待遇充分ナラザリシ處客年法律第十四號年加俸給與及本年勅令第二號俸給改正等ニ依リ稍其給料額ノ程度ヲ高ムルニ至リ教員優待ノ實相顯レ熱心其職務ニ從事スルノ時機ニ際會セシ今日尙寄附金又ハ内渡金等ノ名義ヲ設ケ其支給額ヲ低減スルコトアリテハ國家教員ヲ優待スルノ旨趣ニ戻リ不都合尠ナカラズ且法律第十四號第八條ノ規定ニ違背スル儀ニ付校舎建築費等教員ノ特志ニ出テ臨時寄附スルモノハ町村ニ於テ郡長ノ許否ヲ經テ處分シ其他ハ何等ノ名義ニ依ルモ支給額低減ノ義一切不相成候條心得違無之様留意スヘシ

明治三十年九月一日

千葉縣知事

柏 田 盛 文

教員俸給支給上の弊害

本縣小學校教員の俸給支給上種々の弊害が行はれたそれは辭令面の金額と實際の支給額と相違したことである。例せば十二圓の辭令面で實際は十圓甚しきは八圓位しか支給しない所がある。世俗では教員の俸給には風袋と正味とがあると評した。風袋は辭令面の金額を指し正味は實際支給額を指すのである。かゝる弊害は何時頃より起つたかと考ふるに其の原因は甚古く既に學制時代より來りしものゝ如く、當時小學校教員の任免は縣知事にあつたが其の任用の手續をせざる前、本人と町村當事者との間に雇傭の契約を成したる上でなければ任用方を具申することが出来なかつた。而して其の契約の際兩當事者間に起る問題は俸給の金額であつた。町村當事者は成るべく支給額を少くせんとし教員は少しでも多くせんとす。ソコで兩者の一致妥協の點は等級相當の給料を支給せざるもせめて表面即ち辭令面だけは飾らんとするのである。其の弊が延て後には一般に公然の秘密となり誰一人怪しむものもなかつた。

其の後明治二十一年第一回尋常師範學校卒業生が出るやうになり、これ等の卒業生に限り縣で俸給を定めて町村へ差向けるのでこの弊は免れたが他の教員は因襲の久しき容易に矯正されなかつた。然るに明治二十九年勅令を以て教員俸給に關し町村の義務額を定めて増俸を斷行し、一面にはこれ等の弊害を除去せんと督勵したるが爲、積年の弊害も漸く其の根源を絶つに至つたものである。

小學校教員給料標準

明治二十五年三月縣令第二十四號町村立小學校教員給料額標準は同三十年勅令第二號公布に依り其の第二條乃至第六條の規定に依り從前の標準額以内に於て給與する、但一級上俸を受ける本科正教員にして其の成績著しきものは漸時六十圓まで特に増給する



ことあるべしと改正し、其の後三十三年八月小学校令施行規則を發布しこれを廢した。

小学校教員給料額標準

級別	上俸	下俸
一級	四十圓	三十五圓
二級	三十圓	二十六圓
三級	二十三圓	二十圓
四級	十八圓	十六圓
五級	十五圓	十四圓
六級	十三圓	十二圓
七級	十一圓	十圓
八級	九圓	八圓
九級	七圓	六圓
十級	五圓	四圓

俸給旅費及諸給與準則

明治三十三年八月發布した小学校令施行規則に據れば、教員の月俸額は左表によつてこれを定む。但土地の情況に依り本科正教員及准教員の俸給額は明治三十年勅令第二號第六條の金額まで減ずることを得るとした。

職名	別區	
	上	下
本科正教員	七十五圓	六十五圓
	六十圓	五十五圓
專科正教員	四十圓	三十五圓
	三十圓	二十五圓
准教員	二十圓	十五圓
	十圓	七圓

職名	別區	
	上	下
本科正教員	二十圓	十八圓
	十圓	八圓

本縣では又この本科正教員にして一級上俸を受け特に功勞ある者には漸次百圓まで増すことを得る。施行規則第四十九條 專科正教員の俸給は其の教授時數に應じ等級相當の俸給額を減ずることを得る。同上第百條 教員の俸給は其の意に反して之を減ずることを得ずとした。本縣ではこの準則に據り小学校令施行規則に其の俸給額を前表の通り定めた。代用教員の俸給は本縣では左表の通り定めた。

級別	別區	
	上	下
一級	十五圓	十四圓
二級	十三圓	十二圓
三級	十一圓	十圓
四級	九圓	八圓
五級	七圓	六圓
六級	五圓	四圓

其他小学校施行規則には教員一週三十時を起え教授を擔任する者には手當を給す。施行規則第百五十九條 學校長又は教員特に勤勞ある者には慰勞金を給することを得る。同上第百六十條 教員宿直するものには賄料を給する。同上第百六十一條 學校長又は教員職務の爲傷痍を受け若は疾病に罹りたる者には療治料を給す。同上第百六十二條 教員には土地の情況に依り住宅料を給す。同上第百六十三條 以上規定あるものを除く外俸給及



旅費の支給方法は判任文官の例に準じ地方の状況を量り之を定むと規定した。又代用教員の俸給旅費其の他諸給與に關する規程は府縣知事之を定むとした。本縣小學校令施行細則には學校長又は教員に手當若は慰勞金を支給するを必要と認めたるときは郡長は其の金額に關する管理者の意見書を添へて上申することになし施行細則第九十條。教員には住宅料を支給す但教員住宅の備あるものは自宅より通勤するものは此の限に同上第九十一條。學校長又は教員に支給すべき賄料療治料住宅料の金額は管理者之を定め知事に報告すべしとあり、又旅費は左表に従ひ順路に依り之を支給す。

區別	汽車賃(一哩ニ付)	船賃(一海里ニ付)	車馬賃(一里ニ付)	宿泊料(一夜ニ付)	日當(一日ニ付)
正教員	四 錢	四 錢	十五 錢	縣内外 八十 錢	同 同 四十 錢
准教員	三 錢	三 錢	十 錢	縣内外 七十 錢	同 同 三十 錢

代用教員に支給すへき手當若は慰勞金の額は郡長管理者の意見を聞きて之を定め賄料療治料及住宅料の金額は管理者之を定め監督官廳に報告することにして居る同條第百十一條。代用教員の旅費は左表に従ひ順路に依り之を支給するものとす。

汽車賃(一哩ニ付)	船賃(一海里ニ付)	車馬賃(一里ニ付)	宿泊料(一夜ニ付)	日當(一日ニ付)
三 錢	三 錢	十 錢	七十 錢	三十 錢

年功加俸 我が國小學校教員の俸給は甚だ薄くこれが爲永く其の職に止まらないうで動もすれば他に其の職を轉ぜんとする傾向があるので政府は遂に明治二十三年退隱料の制を設けたが二十九年三月には法律第十四號を以て年功加俸國庫補助法を定めて發布し益々教員優遇の途を開いた。左の通り。

市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法

- 第一條 市町村立尋常小學校及高等小學校ノ正教員及准教員ニシテ五ヶ年以上同一學校ニ勤続スル者ニハ國庫ヨリ年功加俸ヲ給ス
- 第二條 年功加俸ハ五ヶ年勤続シタル者ニ本俸ノ百分ノ十五ヲ給シ後五ヶ年ヲ加フル毎ニ更ニ百分ノ十ヲ加ヘ百分ノ三十五ニ至リテ止ム
- 第三條 此法律施行前ヨリ勤続スル者ニ對シテハ明治二十三年勅令第二百十五號小學校令發布後ニ於ケル勤務ノ月ヨリ其勤続年數ヲ起算ス
- 第四條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令施行前又ハ同令ヲ施行セサル地方ニ於ケル訓導及訓導ノ資格アル學校長ハ此法律ニ於ケル正教員トシ其授業生及授業生ノ資格アル學校長ハ此法律ニ於ケル准教員トス
- 第五條 學校ノ廢止若クハ學校編制ノ變更ニ依リ他ノ學校ニ轉任シ又ハ同一ノ事由ニ因リ退職シタル後六十日以内ニ他學校ニ就職シタルモノハ仍勤続ノ例ニ依ル
- 第六條 兵役ニ服スル爲其職ヲ去リタル者兵役ヲ終リタル後九十日以内ニ更ニ就職シタルトキハ前後ノ在職年數ヲ勤続年數ニ通算ス
- 第七條 年功加俸ハ明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ規定シタル諸給與及納



金ノ關係ニ於テ本俸ニ加算ス

第八條 市町村學校組合及區ハ寄付又ハ其他ノ名義ヲ用ヒ實際支給額ヲ本俸額ヨリ低減スルコトヲ得ス但勅令又ハ省令ノ規定ニ依ルモノハ此限ニ在ラス

第九條 此法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第十條 此法律ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

理 由

國家ノ昌運ハ未來ノ國民タル兒童ノ教育如何ニ關レリ列國競進ノ大局ニ處セントスルニ當リ何レノ國モ教育ノ効果ヲ外ニシテ他ノ未來ノ隆昌ヲ期スルコト能ハザルベシ

今日ノ制ハ小學教育ノ費用ヲ舉ケテ之ヲ市町村ニ委ネタリ思フニ方今市町村ニ於テ負擔スル諸般ノ費用ハ既ニ輕シトセズ而シテ其ノ教育ノ爲メニ費ス所明治二十五年ニ於テ市ニ在リテハ百分ノ二十九町村ニ在テハ百分ノ三十四ニ上リ多數ノ町村ハ既ニ餘力ナキモノ、如シ其結果トシテ正教員ノ俸給ハ全國平均九圓ニ過ギズ而シテ准教員ニ在テハ僅々五圓ニ充タズ教員タル者素養ノ學問アリ教授ニ孜々トシテ勤勞多年ヲ經ルモ俸ヲ増スニ望ナク一身落莫ノ現況ニアリテ終ラントス

夫レ教員ハ教育ノ主腦ナリ而シテ教員ニ尙フ所ノモノハ師弟ノ情父子ノ如ク兒童ヲ親愛シ其ノ成育ヲ視ルヲ樂ミ終生孜々トシテ其ノ志他ニ移ラザルニアリ故ニ一面ニ於テ善良ナル教員ヲ養成スルト共ニ一面ニ於テハ法ヲ設ケテ既ニ教員ノ職ニアル者ヲシテ専心力ヲ盡スノ人タルコトヲ得セシメサルベカラス今ハ教員ノ待遇其ノ宜キヲ得ザルガ爲既ニ教職ニアル者其志ヲ一ニスル能ハザルノミナラス新ニ教員ノ不足ヲ補充セントスルモ之ヲ志望スル者多カラ

ズ種々ノ方法ニ依リ之ヲ養成スルモ隨テ養成スレハ隨テ轉職シ現ニ五萬六千ノ正教員中二萬人ノ不足ヲ見ルニ至レリ斯ノ如クシテ教育ノ普及シ又其結果ノ良好ナランコトハ誰人モ望ム能ハザルベシ

現在國庫補助ノ方法トシテ教員ノ俸給ヲ舉ゲテ之ヲ支辨スルコトハ經濟狀況ノ許サマル所ナレバ今姑ク教員年功加俸ノ法ヲ設ケテ國庫支給トシ一ハ以テ優遇獎勵ノ意ヲ示シ一ハ以テ其地位ヲ繫持シ以テ教育ノ良果ヲ將來ニ期セントス

然るに當時の二大政黨憲政黨、憲政本黨後は政府の提案を待たずして各独自の立場より小學校教育費國庫補助法を衆議院に提出した。衆議院はこの二法案を一括して議に付し委員會は憲政黨案を採用して可決し貴族院に回附した。同院にても審議の末異議なく可決したるを以ていよく成立した。文部省と大藏省の交渉の爲荏苒日子を重ね同年十月十九日法律第百七號を以て漸く其の發布を見るに至つた。左の如し

小學校教育費國庫補助法

第一條 小學校教育費ヲ補助セムガ爲ニ國庫ヨリ毎年補助金ヲ市町村ニ交附ス

第二條 補助金ハ市町村ノ學齡兒童數及就學兒童數ニ比例シテ之ヲ配付ス

第三條 補助金額ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第五條 此ノ法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

この補助金は如何なる教育費に使用すべきか其の用途が明瞭でないので結局市町村の適宜に







り寡きときは同一學校に勤務する間は其の差額を加給する。

又改正前の法律と本令とを比較すると従來は同一學校勤務とあるを同一府縣内の小學校に勤務と改め従來は五年以上同一學校の勤務者には當然加俸を支給する規定であつたが成績佳なる者に限られ従來は俸給の百分の十五であつたのが正教員は年額二十四圓准教員は年額十八圓と均一にされ尙新に單級學校僻地の多級學校に勤務する者に特別加俸を給することが加へられた。

加俸給與細則 本縣では市町村立小學校教員加俸令第九條に依り同年六月縣令第四十一號

町村立小學校教員加俸給與細則を定めた。左に抄録す

第一條 加俸ハ病氣其ノ他ノ事故ニ依リ缺勤スルモ全額ヲ支給ス

第二條 加俸ハ其ノ金額ヲ二分シ毎年三月九月ノ二回ニ之ヲ支給ス但休職退職ヲ命セラレ又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ

加俸ヲ罷メラレタルトキハ其ノ際之ヲ支給ス

第三條 加俸ノ支給増額減額ハ總テ發令ノ翌月ヨリ計算ス

加俸ヲ罷メラレタルトキハ年額ヲ月割計算トシ當月分マテノ金額ヲ支給ス

第四條 特別加俸ヲ受クルモノニシテ他ノ學校ニ轉任スルトキハ別ニ辭令ヲ用キスシテ其ノ加俸ヲ失フモノトス

第六條 小學校本科正教員准教員ノ勤務年數ハ相互通算ス(下略)

其の後三十七年二月縣令第十二號を以て町村立小學校教員加俸給與細則を改正した。左の如し

町村立小學校教員加俸給與細則

第一條 加俸ハ病氣其ノ他ノ事故ニ依リ缺勤スルモ減給スルコトナシ

第二條 加俸ハ其ノ年額ヲ二分シ左ノ區別ニ依リ之ヲ給ス但シ休職退職ヲ命セラレ又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ加俸ヲ罷メラレタル者ニハ其ノ際之ヲ給ス

前半期 四月ヨリ 十月三十一日限後半期 三月ヨリ 四月三十日限

第三條 加俸ノ支給増額減額ハ總テ發令ノ翌月ヨリ計算ス

加俸ヲ罷メラレタルトキハ年額ヲ日割計算トシ當月分マテノ金額ヲ支給ス

第四條 市町村立小學校教員加俸令第七條前段ニ依リ特別加俸ヲ受クルモノハ學級編制ノ變更若クハ他ノ學校ニ轉

任シタルトキ其ノ後段ニ依リ特別加俸ヲ受クルモノハ他ノ學校ニ轉任シタルトキ辭令ヲ用キスシテ其ノ加俸ヲ失

フモノトス

第五條 郡長ニ於テ市町村立小學校教員加俸令第三條及第七條ニ該當スルモノアリト認ムルトキハ其ノ事由及關係

事項ヲ詳具シ知事ニ申告スヘシ

第六條 市町村立小學校教員加俸令第三條若クハ第七條ニ依リ加俸ヲ受クヘキ小學校教員ニハ第一號又ハ第二號若

クハ第三號書式ノ加俸證書ヲ與ヘ第六條ニ依リ加俸ノ支給ヲ止ムルモノニハ第四號書式ノ辭令書ヲ交付ス

本縣では府縣制第六十八條第二號に依り縣參事會の議決を経て町村立小學校教員加俸資金管

理規程を設定し三十三年六月十八日縣訓令第三十九號に依り發布した。これに擊れば國庫補助金

は町村立小學校教員加俸資金とし縣經濟中の特別會計として管理す

額加俸資金に超過する場合は縣費より補充することあり

資金に編入す

退隱料及遺族扶助料 明治二十三年十月法律九十號同年同月法律第九十一號は其の後小學



校に類する徒弟學校及實業補習學校中學校に類する高等女學校、專門學校、技藝學校、其の他の公立學校新設されたるも、これ等の學校を含まざるを以て甚だ不備なる法律となりたるを以て同二十九年三月二十三日法律第十三號を以て此等學校職員の退隱料等に關し補足した。左の通り

公立學校職員退隱料ニ關スル件

第一條 明治二十三年法律第九十號ハ第十五條ヲ除キ市町村ノ徒弟學校及實業補習學校ノ教員ニ適用シ同年法律第九十一號ハ第一條及第二十條ヲ除キ公立ノ高等女學校專門學校技藝學校及其ノ他ノ公立學校長及教員ニ適用ス

第二條 明治二十三年法律第九十號第二條及同年法律第九十一號第三條ハ非職休職滿期ニ依リ退職シ及校務ノ伸縮ニ依リ退職ヲ命シタル場合ニモ適用ス

退隱料ハ本職最終ノ俸額ニ依リ之ヲ算定ス

第三條 明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退隱料等ヲ受クヘキ學校長正教員ノ在職年月數ハ各公立學校ノ間ニ於テハ之ヲ通算ス

第四條 府縣立師範學校長タリシ者他ノ文官ト爲リ若シ他ノ文官タリシ者府縣立師範學校長ト爲リタルトキハ其ノ在官年月數ハ明治二十三年法律第九十一號及官吏恩給法ニ於テハ各其ノ規定スル所ニ依リ其ノ在官年數若クハ在職年數中ニ通算スヘキモノトス

法律第九十號改正 明治二十三年十月公布市町村立小學校退隱料及遺族扶助料法中同三十二年三月法律第八十九號を以て改正したる主なる條項は左の通り。

第四條中官吏恩給法第十二條第一項を加へた(其の第十二條第一項は「恩給ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ恩給ヲ剝奪ス」といふのである。)

第五條中第一項を削り第二項を「退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間「退隱料ヲ受クルコトヲ得ス」とあるを「退隱料ノ支給ヲ停止ス」と改め「一、公務ニ就キ退職現時ノ給料額ト同額以上ノ給料ヲ受クルトキ」「二、三箇年以上受領ヲ怠リタルトキ」「三、三箇年」を「五箇年」に改め「三、公權ヲ停止セラレタルトキ」とした。

第八條第一項は從來「在職滿五年以上十一年未滿ニシテ退職シタル市町村立小學校教員ハ退職現時ノ給料二箇月分ニ當ル金員ヲ給シ其滿十一年以上十五年未滿ニシテ退職シタル者ハ給料三箇月分ニ當ル金員ヲ給ス」とありしを在職滿一年以上ニシテ退職シタル市町村立小學校教員ニハ退職現時ノ給料半箇月分ヲ以テ在職年數ノ一箇年ニ當テ其ノ年數ニ應スル金員ヲ一時給與ス但休職滿期ニ依リ退職シタル者ハ其ノ本職最終ノ給料額ニ依リ之ヲ給與ス」と改め、第三項ハ「自己ノ便宜ニ依リ本條第一項ノ給與ヲ受ケサル者他日市町村立小學校教員ノ職ニ就クトキハ前ノ在職年數ヲ以テ退隱料等ノ給與上ニ關スル在職年數ニ算入スヘキモノトス但其ノ給與ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後三箇月内ニ之ヲ受ケサルコトヲ申立テサル者ハ本文ノ限ニ在ラス」とありしを「本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者他日市町村立小學校正教員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ其ノ再任ノ月ヨリ起算ス」と改めた。

第十二條第二項中「前項ノ扶助金ハ在職三年未滿ニシテ在職最終ノ給料一箇月分ニ當ル金員トシ三年以後滿一年毎ニ給料年額百分ノ二ニ當ル金員ヲ加フ」とありしを「前項ノ扶助金ハ在職三年未滿ノ者ニ在テハ本職最終ノ給料一箇月分ニ當ル金員ヲ給シ二年以後滿一年毎ニ給料年額百分ノ二ニ當ル金員ヲ加フ」とした。

第十四條中第三項「市町村立小學校教員ハ其ノ給料額百分ノ一ニ當ル金員ヲ毎年其ノ府縣ニ納ムヘキモノトス」とあるを削除し小學校教員ノ納金は廢止となつた。又第六項「本條第二項及第三項ニ依リ各府縣ニ於テ收入シタル納金額四分ノ一ニ當ル金員ヲ收入年度ノ翌々年度毎ニ國庫ヨリ府縣ニ給與スルモノトス」とありしを「及第三項」を削り「四分の一」を「二分の一」に改めた。



退職料及遺族扶助料支給規則中改正 明治二十五年文部省令第二號市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中明治三十二年五月省令第二十八號により第二條第二號及第八條第一項の内市町村長ノ證明シタル戶籍調査とあるを「戶籍吏ノ作りタル戶籍謄本」と改め第六條第三項(市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第八條第三項ニ依リ給與金ヲ受ケタルコトヲ申立ツル者市町村長ヲ經テ府縣知事ノ承認ヲ受クベシ)を削除し第十三條を左の通り改正した。

- 一 重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其ノ失ヒタル日ヲ以テ支給ヲ終ル
  - 二 公務ニ就キ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ給料ヲ受クルトキハ其ノ給料ノ支給ヲ始ムル日ノ前日ヲ以テ支給ヲ停メ其ノ給料ノ支給ヲ終リタル日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス
  - 三 五箇年以上受領ヲ怠リタルトキ受領ヲ怠リタル支給期月ノ翌日ヨリ起算シ其ノ怠リタル期ノ支給ヲ廢ス
  - 四 公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラルヘキ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期満限ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス
- 三十五年五月省令第十二號を以て第七條中「親族二名親族ナキトキハ近隣ノ戶主二名運署シ」を削除した。
- 次で三十七年十二月省令第二十一號に依リ第十三條第一號第四號及第十四條第一號第二號中「確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日」とあるを「裁判確定ノ日」と改めた。
- 退職料支給上在職年數算定方 第二十五年勅令第十八號(市町村立小學校教員退職料等ノ支

給上ニ關スル在職年數算定方)中三十二年五月勅令第九十七號を以て第三條中第一號及第二號を削除し第二號を左の通改正した。

- 二 自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若ハ失職ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數
- 又削除したる第三條中第一號及第三號は左の通りであつた。
- 一 男子年齢二十年未滿女子年齢十八年未滿ノ在職年數及月數
  - 三 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第八條第一項ノ給與ヲ受ケタル者又ハ同條第三項但書ノ申立ナクシテ之ヲ受ケサリシ者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數

八、經費

授業料 明治三十年十一月勅令第四百七號を以て市町村立小學校授業料に關する件を定め左の通り

- 第一條 市町村立尋常小學校授業料ハ一箇月金三十錢以内トシ土地ノ情況ヲ量リ地方長官之ヲ定ム
- 第二條 高等小學校ノ授業料ハ地方長官之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 特別ノ規定アルモノ、外小學校授業料ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第四條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第四十四條第六項本令施行ノ日ヨリ削除ス



翌三十一年三月勅令第六十六號を昨年公布したる勅令第四百七號中第四條第一項を左の通り改め其の施行期限を延期した。

本令施行ノ期限ハ文部大臣之ヲ定ム

授業料は從來の小學校令の規定ではこれを徴收するを本體として唯各個人に就てのみ減免の方法を執つたが前期に於て明治二十六年勅令第三十四號を以て學校基本財産等の收入あるときは府縣知事の許可を受けて尋常小學校にてはこれを徴收せざるもよきことにした。然るに其の後時勢の進歩に伴ひ且義務教育の性質に考ふれば尋常小學校に在りてはこれを徴收しないことを本體と定めるが當然の事なるを以て改正小學校令は特別の事情ありて府縣知事の認可を受けて徴收する場合のみ尋常小學校ではこれを徴收を得ずと規定した。然し俄に徴收を廢するときは町村經濟上に影響を及ぼすこと大なるものがあるが故に土地の狀況を察し府縣知事の認可を受けて尋常小學校は市に在りては一箇月二十錢以下町村に在りては一箇月十錢以下の授業料を徴收するを得せしめ、高等小學校は市に在りては一箇月六十錢以下、町村に在りては一箇月三十錢以下に於て其の金額を定め監督官廳の認可を受くべしと定め、又特別の事情ある市町村は文部大臣の認可を受け期限を定めて前項の制限を超えたる授業料を徴收することを得るとした。

**學校基本財産設置方獎勵** 小學校の維持を鞏固にし益々之を發達振興せしめて國民教育の効果を完ふせしめんには學校基本財産を設置するの必要ありとし縣は郡役所町村役場に對し左の通り訓令を發した。

千葉縣訓令甲第六十二號 (明治三十五年七月十八日)

町村立小學校ノ維持ヲ鞏固ニシ益々之ヲ發達セシメ國民教育ノ効果ヲ完フセンニハ學校基本財産ヲ設置スルヲ以テ必要ナリトス

今ヤ學齡兒童ノ就學ハ年ヲ逐フテ増加スルト共ニ教員ノ配置校舍器具ノ設備等ニ關シ益々多額ノ資ヲ要スヘキハ明カナリ之ヲ常ニ町村住民ノ負擔ニ待ツカ如キハ策ノ得タルモノニアラス町村ニ於テハ今日ニ方リ豫メ百年ノ大計ヲ定メテ之ニ應セサル可ラス宜シク相當ノ方法ヲ設ケ數學校ヲ通シ若ハ一學校毎ニ學校基本財産蓄積ノ計畫ヲ立ツヘシ而シテ其方法ノ如キハ概ネ左ノ事項ニ依ルヲ適當ナリト認ムルヲ以テ土地ノ狀況ニ應シ斟酌採擇シ之カ實行ヲ期スヘシ

- 一 授業料(尋常小學校ヲ除ク)ノ全部若ハ幾部ヲ蓄積スルコト
  - 二 授業料以外ニ於テ學校ニ關スル雜收入ノ全部若ハ幾部ヲ蓄積スルコト
  - 三 教育費歳出ノ殘餘ヲ蓄積スルコト
  - 四 特ニ歳入ノ幾部ヲ増加シ之ヲ蓄積スルコト
  - 五 國有土地森林原野ノ拂下ヲ受ケテ學校基本財産トシ之ヨリ生スル收入ヲ蓄積スルコト
  - 六 國有林野ニ部分林ヲ設定シ其ノ收益ヲ蓄積スルコト
  - 七 國有林野委託ニ依ル收益ヲ蓄積スルコト
  - 八 左記物件ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ之ヲ蓄積スルコト
- 慶事吉例等ノ場合ニ於テ可成其費用ヲ節約シ之ニ由テ生スル金穀  
共同樹栽及宅地樹栽ノ方法ヲ設ケ之ヨリ生スル收益  
適宜ノ講法ヲ設ケ之ヨリ生スル收入ノ幾部



區有財産及其財産ヨリ生スル收入ノ全部若ハ一部

九 兒童教育委託料ヲ蓄積スルコト

基本財産は本縣では明治五年學制を頒布し各小學區に小學校設置された當時にありては、其の維持法の如き未だ確立せず、多くは各學區の協議費と、篤志家の寄附金等によつて維持されたが、年を経るに従ひ經費多端となり、各學區に於ては資金積立の必要を感じ、篤志家の寄附を仰ぎ、之が積立をなすに至つた。されど爾後法規の改廢に伴ひ、屢小學校の離合を見るに至り、是等の資金は、或は部落有財産となり、或は村有財産に變じ、或は他に支出して小學校基本財産として殘存するもの極めて少ない。されば現在の基本財産は、自治制施行により、町村の基礎確立せし後蓄積したるもので、毎年度教育費より生ずる決算剩餘金若は有志の寄附金等を積立たるものなれども、條例及規約等を設け、地方學事通則第九條によつて蓄積をなすやうになつたのは、近來の事である。

町村立小學校樹栽規程

小學校兒童をして樹木を愛護し兼て學校經濟の獨立を圖らしめん

が爲文部省は樹栽を獎勵した。本縣では明治三十三年三月訓令第二十二號を以て町村立小學校樹栽規程を定めてこれが實施に努めた。左の通り

第一 生徒ヲシテ實業ヲ愛重スルノ常習ヲ與ヘ植物學上ノ知識ヲ養成セシメ及學校ノ經濟ヲ圖ランカ爲小學校ニ於テハ生徒ヲシテ樹木ヲ栽培セシムヘシ

第二 樹栽日ハ諸祭日若クハ特ニ學校ニ縁故アル日ヲ撰定スヘシ

第三 樹木ヲ栽培スヘキ場所ハ校內敷地又ハ町村有地ヲ以テ之ニ充ツヘシ若シ適當ノ土地ヲ有セサル場合ニハ他ノ土地ヲ借入之ニ充ツヘシ

第四 栽培スヘキ樹木ノ種類ハ松杉檜樟樺白楊樅等ノ森林樹ニシテ其ノ土地ニ適當スルモノヲ擇ミ梅桃梨等ノ果樹ノ類ハ之ヲ避クルヲ要ス但土地ノ情況ニ依リテハ桐桑楮三種茶等ヲ栽培スルモ妨ケナシ

第五 樹栽ノ當日ハ學校長ハ豫メ樹木栽培ノ必要ナル理由栽培ノ方法及森林ト國土トノ關係等ニ付特ニ注意スヘキ要領ヲ生徒ニ懇示スヘシ

第六 樹栽ノ當日ハ町村長學務委員等ハ成ルヘク學校ニ參會シ及樹栽ノ場所ニ立會フヘシ

第七 栽培及伐採ノ方法ハ町村長及學校長ニ於テ之ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

第八 樹木栽培地ニ關スル除草施肥害蟲驅除枯損樹ノ補填等ニ就テハ學校長ハ生徒ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ町村長學務委員ト協議シ適宜ノ方法ヲ設ケテ植栽ヲ爲スヘシ

第九 栽培樹木ヨリ生スル收益ハ總テ學校基本財産ニ編入スヘシ

第十 樹木栽培ニ關スル費用ハ町村費ヲ以テ支辨スヘシ

第十一 町村長ハ樹木栽培ノ都度左ノ事項ヲ知事ニ開申スヘシ

- 一 學校名
- 二 樹栽日

三 樹栽地名、樹栽反別、樹栽樹木名及其ノ員數

四 樹木ヲ栽培シタル生徒員數 男女及學年別

小學校樹栽に關する獎勵

學校樹栽に關しては明治三十年來屢々訓令を發して督勵する所

があつたが、これを實施する學校は少きを以て、文部省は三十七八年戰役に際し記念事業として學林設置方を獎勵した。即ち



文部省訓令第七號 (明治三十七年八月六日)

北海道廳 府

縣

學校樹栽ノ事タル教育上幾多ノ裨益アルノミナラス學校基本財産造成ノ一法タリ故ニ文部省ハ從來之ヲ獎勵シ地方當局者亦之ニ熱心ナル者アリシヲ以テ近年之レガ實施ヲナスモノ漸ク多キヲ加フルノ傾向アリ又時局ニ際シ二三ノ地方ニ於テ紀念學林ヲ設クルノ計畫ヲ立テタルカ如キ甚タ喜フヘキモノアリ然リト雖モ顧ミテ統計ニ徴スルニ現ニ之ヲ實施セル市町村立小學校ハ尙二千餘校ニ過キス其ノ發達ノ遲々タルハ遺憾トスル所ナリ地方長官ハ宜シク管内學校ノ狀況ヲ調査シ既ニ樹栽ニ着手セルモノハ益々之ヲ獎勵シ其ノ未タ着手セサルモノニハ樹栽地ノ廣狹ニ拘ハラ

ス樹數ノ多少ヲ問ハス實施ヲ督勵シ以テ其ノ效果ヲ收メンコトヲ努ムヘシ  
本縣では文部大臣の訓令に基き小學校樹栽實施方を内務部長より各郡長に通牒を發した左の如し

小學校兒童ヲシテ實業ヲ愛重シ兼テ學校經濟ノ獨立ヲ圖ランカ爲メ去ル明治三十年三月本縣訓令第二十二號ヲ以テ小學校樹栽規定ヲ定メラレタリ爾來七年ヲ經ルノ今日尙未タ廣ク實際ニ行ハル、ニ至ラスシテ成績ノ顯著ナラサルハ遺憾トスル所ナリ

然ルニ今般文部大臣ニ於テハ訓令第七號ヲ以テ其ノ實施ヲ督勵セラレタリ仍テ此際郡長ハ以上訓令ノ旨趣ニ從ヒ學校兒童ノ樹栽ヲ督勵シ一ハ教育ノ爲メ他年獨立ノ財産ヲ作り一ハ戰時ノ記念トシテ有益ノ事業ヲ永遠ニ貽スコトヲ努メ町村ヲ懇諭シ左記事項ヲ參酌シ適宜ノ方法ヲ設ケ以テ栽培スルコトヲ期セラルヘシ  
右依命通牒ス

明治三十七年八月廿五日

内務部長書記官

植 脇 盛 苗

郡 長 殿

記

- 一 今回ノ樹栽ハ一面戰時ノ記念トスヘキモノニ付各學校毎ニ必ス施行スルモノトス
- 二 樹栽地ニハ「何々學校記念樹栽地」ト記シタル標木ヲ樹ツルコト
- 三 樹栽ヲ了シ規定第十一條ノ開申ヲ爲ストキハ從前ノ樹栽地及樹木數ト今回ノ分ト其ノ反別及本數トモ區別スルコト

四 樹栽地ハ内一特第二二七號照會ニヨリ國有林野拂下ヲ受ケ之ニ充ツルコト但シ拂下ノ許可ヲ得サルモノハ國有地ノ貸下又ハ部分林ノ方法ニ依ルモ妨ナシ

五 前項ニ依ル能ハサルトキハ町村有部落若クハ個人有等適宜ノ土地ニ就キテ之ヲ供給スルコト

六 總テ樹栽地ハ可成學校近傍ニ於テ選定スルコト

七 他ニ適當ノ土地ナキトキハ學校敷地ノ一部若クハ生徒父兄ノ田畝間ニ便宜栽植スルコト

八 樹栽ハ學校兒童ニ爲サシムルヲ本旨トスルモ別ニ人夫ヲ使用スルモ妨ケナシ

九 樹栽地ハ至急選定ニ着手シ來年春期ヨリ之ヲ實行スルコト

十 樹栽ニ關スル開申書ハ郡長ニ於テ取纏メ別ニ郡計ヲ作り提出スルコト

十一 多町村ノ樹栽ヲナスタメニ土地ノ選定樹種ノ適否等技師上ノ調査ヲ要スルモノハ特ニ技師官ヲ派遣セシムルコトアルヘキカ故ニ本年中ニ理由ヲ具シテ請求スヘキコト

小學校費府縣郡費補助 市町村立小學校費は小學兒童の増加物價の暴騰とに依り漸次膨脹し加ふるに教員の俸給義務額支出を定められたる爲市町村の負擔は益々増大し市町村の資力薄弱なる所では其の負擔に堪へざるものあるに至つたので文部省は明治二十年二月十六日府縣郡



費補助方を北海道廳、府縣に對し訓令注意した。左の如し

尋常小學校ノ設置上市町村ノ資力其負擔ニ堪ヘスト認定スルトキハ府縣郡ヨリ補助ヲ與フヘキコトハ小學校令第四十六條乃至第四十九條ノ規定スル所ナルヲ以テ必要ニ應ジ之ヲ適用スルコトヲ怠ラサルヘキハ勿論ナリト雖モ殊ニ今般勅令第二號ヲ以テ市町村立小學校教員俸給ニ關スル件ヲ發布セラレタルニ付テハ此規定ニ基キ負擔スヘキ適當ノ俸給額ヲ支出スルニ堪ヘスト認定スルトキハ右小學校令ノ規定ニ依リ相當ノ補助ヲ與フルコトヲ勉ムヘシ

### 九、教育基金

教育基金 明治二十七八年戰役に於て我が國が清國に勝ち大に國威を輝かしたるは其の原  
因一二にして止らないが國民教育の普及發達が確に其の有力な原因であつたことは朝野舉げて  
認むる所となつたので、教育はこれより益々隆盛の氣運に向つた。先づ第九帝國議會明治二十  
八年に於  
て貴衆兩院より恰も符節を合せたる如く清國から得た償金の十分の一を割いて普通教育の振興  
の資に充てることを建議したが、兩院共に殆ど滿場一致で可決し、次の議會に於ても同じく建議案  
が提出され、これ亦兩院可決されたのである。左に貴族院提出の建議案を掲ぐ。

征清ノ役 皇軍連戰連勝終ニ清國和ヲ請ヒ我レニ前後二億三千萬兩ヲ納ムルニ至ル令ヤ戰後ノ財政ヲ議スルト共ニ  
償金ノ使途ヲ定ムルハ刻下ノ急務タリ蓋シ其ノ方法一ニシテ足ラズト雖モ要スルニ富國強兵文武ノ兩途ニ外ナラス  
故ニ償金ノ幾分ヲ割イテ軍備費ニ充ツルト同時ニ又其ノ十分一以内ヲ割キ國民智徳ノ苗場タル市町村立小學校ノ基  
本金トシテ之ヲ學齡兒童ノ多寡ニ應ジテ各市町村ニ分賦シ且ツ相當ノ方法ヲ設ケテ地方官ヲシテ之ガ監督ノ任ニ當  
ラシメ以テ今後益々忠勇信義ノ國民ヲ養成スルト共ニ永久戰捷ノ光榮ヲ記念ニ有セシメラレムコトヲ望ム

右建議ス

### 理由

夫レ文武ハ猶軍ノ兩輪ノ如シ其一ヲ缺クベカラズ國防如何ニ完備スルモ軍器軍艦如何ニ銳利ナルモ國民ニシテ無識  
昏昧ナルニ於テハ堅艦利器モ遂ニ其用ヲ爲サスシテ了ラン征清ノ役皇軍連戰連捷セシ素因一ニシテ足ラズト雖モ之  
ヲ要スルニ教育アリ精神アルノ軍隊ヲ以テ無識固陋ノ軍隊ヲ破リタルニ外ナラズ教育ノ普及智識ノ進修豈ニ忽諸ニ  
附スベキノ問題ナランヤ況ンヤ産業ノ發達國力ノ増殖モ亦教育ノ力ニ依ラザル可ラザルニ於テヤ今本員等ガ清國  
償金ノ總額十分一ヲ割イテ普通教育ノ基本金ニ充テラレンコトヲ希フ所以ハ獨リ智徳ノ進修教育ノ普及ノミナラス  
又以テ國民ガ道般ノ戰ニ上下一致義勇公ニ奉ジタルノ志ニ酬ヒ而シテ戰勝ノ光榮ヲ最モ永久ニ記憶セシメントノ微  
意ニアリテ存ス其償金額ハ授受了ルノ後ニアラザレバ確定シ難キモ今假リニ其金額ヲ我カ通貨ニ積算スレバ三億千  
九百六十六萬六千八百十四圓強トナル此十分一即チ三千百九十六萬六千六百八十一圓強ナリ之ヲ全國學齡兒童ノ數  
七百三十二萬零百九十一人(明治廿七年十二月ノ調査)ニ割リ當ツレバ一人ニ付金四圓三十六錢餘トナル全國小學  
校ノ數ハ市町村ノ數ト大差ナク約一萬五六千ナリ之ニ割當ツレバ一校ニ付約二千圓トス而シテ右金額ハ兒童ノ數ニ  
應ジテ各市町村ニ分賦スルニ當リ其方法ハ當局者ニ一任スベシト雖モ市町村ニ於テモ併セテ學校基本金ヲ積立テシ  
メ又ハ不就學兒童ヲ勸誘シテ必ズ就學セシムルガ如キ方法ヲ設ケテ地方官ヲシテ之ガ監督ノ任ニ當ラシメ以テ我國民  
ハ兒童タル時ヨリ其腦漿ヲ素養シ氣質ヲ鍛鍊シ益々文明ノ域ニ進マンコトヲ切ニ希望ス政府ハ須ララ此ノ議ヲ入レ  
速カニ必要ノ方案ヲ議會ニ提出セラレンコトヲ望ム

政府亦茲に見る所あつて明治三十二年三月法律を以て教育基金特別會計法を設定され償金の  
内千萬圓を教育基金に充て其の利子を基金に編入し其の元資金千萬圓は費消せしめず其の利子



を以て普通教育費を補助することゝなし勅令を以て教育基金令を定め毎年豫算に於て定まつた金額を學齡兒童數に應じて北海道廳及各府縣に配當し市町村立尋常小學校校地校舎の設備費に充て其の他市町村立小學校教育の獎勵及普通教育に關する費用として府縣は毎年配當を受けたる金額十分の三以内を之に使用するを得ることゝした。明治三十二年十二月二十一日 勅令第四百三十五號 小學校國庫補助金の事は明治五年の學制中に規定し翌六年より實施して十四年度前半期まで八年半に及びし其の金額は通計四百萬圓にして十四年の如きは僅に十萬圓を配附したるに過ぎない。それも全く一時的のもので其目的は校舎新築設備の整頓の爲であつた。其の後明治十五年以來十八年間に絶したのを日清戰爭の餘澤によりて復活され教育の振興を圖ることゝなりたるは慶すべきことである。

**教育資金使用規則** 縣は教育基金令第九條に基き教育資金使用に關する規則を三十三年七月一日縣令第四十六號に依り左の通り定めた。

教育資金使用規則

- 第一條 教育基金令第五條ニ依り教育資金ヲ貸付スルニハ校地校舎ノ設備ノ最不完全ニシテ新築、改築、増築等ヲ急要ト認ムルモノヲ先ニシ之ニ次クモノヲ後ニス但シ災害ニ罹リ復舊ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 左ノ諸號ニ該當スルトキハ教育資金ノ貸付ヲ許可セス
  - 一 町村ノ資力學校設備ノ費用ヲ支出スルニ堪フルト認ムルトキ
  - 二 小學校教育ニ關スル經常費支出額其町村ノ經常費歳出總額ノ二分ノ一以内ナルトキ
- 第三條 尋常高等小學校ノ設備ノ爲教育資金ヲ貸付スルトキハ其總費額ノ五分ノ三ヲ以テ尋常小學校ノ設備ノ費用

ト看做シ之ニ對シ貸付金額ヲ定ム

第四條

教育資金ノ貸付ヲ受ケントスルトキハ町村ハ左ノ諸號ヲ具シ郡長ヲ經由シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 町村經濟ノ情況
  - 二 關係町村名及町村組合名學校組合名等
  - 三 小學校教育ニ屬スル經常費支出額及町村ノ經常費歳出總額
  - 四 工事ニ要スル金額順序及完成期限
  - 五 貸付金額及使用ノ目的方法
  - 六 償還期限及償還ノ方法
  - 七 校地校舎ニ關スル圖面坪數及設備品ノ個數等
- 第五條 區ノ負擔ニ屬スル設備ノ費用ニ付其町村等ヨリ貸付ヲ申請シタルトキハ其町村等ニ於テ設備スルモノト同視シ之ヲ處理ス

第六條 町村組合町村學校組合ニツキテハ一町村ト同視シ之ヲ處理ス

第七條 償還期限ヲ變更セントスル場合ニハ其事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 貸付金額ハ五拾圓ヲ以テ單位ト定ム

第九條 貸付金ニ對スル年賦償還ノ元金及利子ハ毎年度一回三月ニ於テ之徴收ス

但利子ハ貸付ノ翌月ヨリ返納ノ月迄ヲ付セシム 三十五年九月縣令第五十三號ヲ以テ改正

第十條 教育資金總金額ノ十分ノ二以内ヲ以テ町村立小學校教員町村吏員及教育篤志者町村及町村學校組合及町村立小學校及町村立小學兒童ノ獎勵費ニ充ツルコトアルヘシ 三十六年九月縣令第四十八號三十八年十二月縣令第七十號ヲ以テ改正



縣は教育基金令に基き縣會の決議を経て明治三十四年二月縣令第八號に依り教育資金管理規程を設定した。次の如し。

第一條 教育基金令第三條第一項ニ依り下付セラレタル金額ハ教育資金トシテ縣經濟中ノ特別會計トシテ之ヲ管理ス

第二條 前條ノ資金ハ利付預ケトシ其利殖金ハ之ヲ資金ニ編入ス

第三條 資金ノ管理ニ關シ本規程ニ規定スルモノ、外ハ總テ縣有財産管理規則ニ依ル

第四條 本規程ハ明治三十三年度ヨリ施行ス

教育資金設定以來校舎の建築改造に器具器械の設備に教育功績者の獎勵に、如何程裨益を與へられたるか其の効果は實に莫大で、これが爲普通教育を進歩發展せしめたること蓋し鮮少でなかつた。然るに三十七八年戰役起るや非常特別準備金の性質上直に軍事費に繰入れられた。戦後は財政の都合之を填補すること出來ず數年間は其の元資に對する相當の利子のみを年々豫算に繰入れ府縣に配當されたが、其の後戰後財政困難を理由としてこの由緒ある教育基金も遂に填補することを得ずして廢止の止むなきに至つた。されど當時縣に配當されたる資金の一部は縣の教育資金管理規程に依つて保管され従前通り校地校舎の設備費の貸付及普通教育獎勵費の資源として今尙ほ僅に存置し實施されつゝある。

### 一〇、獎勵賞與

普通教育獎勵規程

教育基金令第八條に依り縣に於て普通教育獎勵規程を定め明治三十四

年十一月縣令第八十號を以て發布した。左の通り

第一條 普通教育獎勵ノ爲左ノ各號ニ該當スル者ハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス但シ他ニ缺點アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

#### 第一 町村立小學校教員

- 一 品行方正教授熟練管理周到ニシテ能ク其ノ職務ヲ盡シ成績顯著ナル者
- 二 圖書器械器具ノ著作發明工夫等ヲナシ數育上裨益ヲ與ヘタル者
- 三 多年一校ニ在職シ専心職務ニ從事シ町村民ニ信用篤キ者
- 四 其ノ他教員ノ模範ト爲スニ足ルヘキ顯著ノ成績アル者

#### 第二 町村吏員

- 一 多年數育事務ニ執掌シ精勵拔群ナル者
- 二 兒童ノ就學ヲ獎勵勸誘シ特ニ其ノ歩合ヲ増加シタル者
- 三 小學校ノ設備ニ關シ力ヲ盡シ成績顯著ナル者

#### 第三 教育篤志者

- 一 學校基本財産ノ蓄積其ノ他教育ニ關スル寄附金等ニ就キ特ニ效勞アル者
- 二 自己ノ資財ヲ費シ教育上有益ナル施設ヲナシタルモノ
- 三 其ノ他教育事業ニ關シ成績顯著ナル者

#### 第四 町村立小學校

- 一 校舎、校地、校具等ノ設備完全ニシテ學級編制教員ノ待遇其ノ宜シキヲ得タルモノ



- 二 基本財産ヲ所有シ其ノ保管宜シキヲ得テ學校維持ノ方法確實ナルモノ
- 三 教授及管理ニ關シ注意周到兒童ノ成績優等ニシテ他ノ模範タルヘキモノ
- 四 學齡兒童就學歩合九分以上ニシテ出席兒童數在籍兒童數ノ九分以上ニ達セルモノ（毎年四月末日調査ニ據ル）

第五 町立小學校兒童

- 一 品行方正學力優等ニシテ他ノ模範タルヘキ者
- 二 特ニ善行アリテ他ノ模範トナスニ足ル者

第二條 前條ニ依リ表彰スヘキ者ニハ其ノ成績ニ應シ左ノ種類及等級ニ依リ獎勵金品ヲ授與ス

第一種

- 一等 金 牌
- 二等 銀 牌
- 三等 銅 牌

第二種

- 一等 五拾圓以下
- 二等 貳拾圓以下
- 三等 拾圓以下

（以下省略）

次で三十六年九月縣令第四十九號を以て改正し其の第一條を町立小學校教員町村吏員及教育篤志者町村及町村學級組合及町村立小學校の四種に分ち小學校兒童を削除した。三十八年十二

縣令第七十一號を以て更に第一條に町立小學校兒童を加へた。

優良小學校 普通教育獎勵規程に依り優良小學校として表彰されたものは左の如し。

- 銀 牌 東葛飾郡船橋高等小學校 銀 牌 香取郡府馬尋常高等小學校
- 銅 牌 海上郡興野尋常小學校 銅 牌 印旛郡成田高等小學校

本縣小學校中優良ナルモノト認ム依テ本縣普通教育獎勵規程第一條第四項ニヨリ之ヲ表彰シ茲ニ銀牌（銅牌）ヲ授與ス（明治三十五年三月三十一日表彰）

- 銅 牌 長生郡一宮尋常高等小學校 銅 牌 長生郡鶴枝尋常高等小學校
- 銅 牌 印旛郡木下尋常高等小學校 銅 牌 市原郡富山尋常高等小學校
- 銅 牌 市原郡養老尋常高等小學校 銅 牌 夷隅郡郁文尋常小學校
- 銅 牌 香取郡小見川尋常高等小學校 銅 牌 安房郡山本尋常高等小學校
- 銅 牌 安房郡九重尋常高等小學校 銅 牌 山武郡東金尋常小學校
- 銅 牌 東葛飾郡浦安尋常高等小學校 銅 牌 東葛飾郡富勢尋常高等小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認ム依テ本縣普通教育獎勵規程第一條第四項ニ依リ之ヲ表彰シ茲ニ銅牌壹個ヲ授與ス（明治三十六年三月三十一日表彰）

- 銀 牌 東葛飾郡九日尋常小學校 銀 牌 香取郡中和尋常高等小學校
- 銅 牌 香取郡日吉尋常高等小學校 銅 牌 長生郡帆丘尋常高等小學校
- 銅 牌 夷隅郡國吉尋常高等小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認ム依リテ本縣普通教育獎勵規程第一條第四項ニ依リ之ヲ表彰シ茲ニ銀牌（銅牌）



壹個ヲ授與ス(明治三十七年三月三十一日)

銀牌 山武郡大綱尋常小學校

夙ニ教授管理ノ改善ヲ圖リ其ノ成績顯著ナルモノト認ム依リテ普通教育獎勵規程第一條第四項ニ依リ頭書ノ賞牌之授與セリ(明治三十七年三月三十一日表彰)

銀牌 香取郡萬歲尋常高等小學校

銀牌 印旛郡本郷尋常高等小學校

銀牌 匝瑳郡米倉尋常小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育獎勵規程第一條第四項ニ依リ頭書ノ賞牌ヲ授與セリ(明治三十八年三月三十一日表彰)

優良町村 普通教育の成績顯著なるを以て普通教育獎勵規程により優良町村として表彰されたるもの左の如し

賞旗 東葛飾郡野田町 賞旗 香取郡府馬村

賞旗 香取郡萬歲村 賞旗 匝瑳郡福岡村

賞旗 長生郡帆丘町 賞旗 安房郡船形町

普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育獎勵規程第一條第三項ニ依リ之ヲ表彰シ茲ニ賞旗壹旒ヲ授與ス(明治三十七年三月三十一日表彰)

賞旗 香取郡日吉村 賞旗 海上郡銚子町

賞旗 夷隅郡瑞澤村 賞旗 安房郡健田村

右ハ普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育獎勵規程第一條第三項ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞旗ヲ授與セリ

(明治三十八年三月三十一日表彰)

賞狀 東葛飾郡野田町 賞狀 印旛郡佐倉町

賞狀 印旛郡豊住村 賞狀 同郡八生村

本縣ニ於テ學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スルニ當リ善ク其ノ趣旨ヲ體シ督勵ノ結果就學及出席歩合著シク増進シ其ノ成績顯著ナルモノト認ム依リテ本縣普通教育獎勵規程第一條第三項ニ依リ之ヲ表彰ス(明治三十七年三月三十一日表彰)

賞狀 君津郡中川村 賞狀 君津郡八重原村

右ハ本縣ニ於テ學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スルニ當リ善ク其ノ趣旨ヲ體シ督勵ノ結果就學及出席歩合著シク増進シ其ノ成績顯著ナルモノト認メ本縣普通教育獎勵規程第一條第三項ニ依リ之ヲ表彰セリ(明治三十八年三月三十一日表彰)

(教員、町村吏員篤志者の功勞表彰者は第十三章中教育功勞者の部に掲載す)

小學校教育成績規程 政府は茲に教育基金令を設定して小學校の内容實質を改善し大に其の向上進展を期圖して教員、町村吏員篤志者の表彰獎勵の途を講じたるが更に三十八年六月省令第十一號を以て小學校教育成績規程を發布し特に審査委員を設けて府縣知事より推薦したる成績者に就きて詳細慎重に調査の上文部大臣之を選獎することにした。左の通り

小學校教育成績規程

第一條 小學校教員ニシテ其ノ成績顯著ナル者ハ文部大臣之ヲ選獎ス

市町村長、町村學校組合長其ノ他市町村若ハ之ニ準スヘキモノ、吏員又ハ學務委員ニシテ小學校ノ教育ニ關シ成績顯著ナル者ハ亦之ヲ選獎スルコトアルヘシ

第二條 前條ノ選獎ハ教育成績狀ヲ授與シテ之ヲ行ヒ官報ヲ以テ之ヲ公示ス



第三條 小學校教員ニシテ小學校令第四十九條ニ依リ其ノ有スル免許狀効力ヲ失ヒ若ハ免許狀ヲ褫奪セラレタルト

キハ教育效績狀ヲ返納セシメ官報ヲ以テ之ヲ公示ス其ノ他ノ者ニシテ公權ヲ剝奪セラレタルトキ亦同シ

第四條 第一條ノ效績ヲ審査スル爲文部省内ニ委員ヲ置ク

第一回の選奨は三十八年の十一月三日天長節の嘉辰をトシて多年小學教育に従事し勵精懇篤克く其の任を盡くし、或は徳望衆に秀て、感化の功著しく、或は教授訓練宜しきを得て其の效果顯はれ、共に多衆の模範となすに足るべきもの三十餘名を選びてこれを行つた。本縣では香取郡暢發尋常高等小學校長安藤定一其の撰に列つた(詳細は第十二章教育功勞者の部に出す)

### 第二節 幼稚園

幼稚園に關する諸規程 幼稚園に關しては前期に於て明治二十三年十月勅令第二百十五號

小學校令第四十二條に基き同二十四年十一月文部省令第十八號を以て規定したるが本期に入り三十二年六月省令第三十二號により幼稚園保育及設備規程を定めた其の概要を擧ぐれば

- 一 幼稚園は滿三年より小學校に就學するまでの幼兒を保育する所とし第一條
- 二 保育の時數食事時間を含む 一日五時以内とす第二條
- 三 保母一人の保育する幼兒の數は四十人以上とし第三條
- 四 一幼稚園の幼兒數は百人以内とし特別の事情ある場合百五十人まで増加し得る第四條
- 五 保育の要旨として
  - 1 幼兒を保育するには其の心身をして健全なる發育を遂げ善良なる習慣を造り家庭教育を補ふこと
  - 2 保育

の方法は幼兒の心身發育の度に適應せしめて業を課する 3 常に幼兒の心性行儀に注意して正しからしめる

4 幼兒は極めて模倣を好むものなれば常に善良なる事例を示すことに注意する第五條

六 幼兒保育の項目は遊戯、唱歌、談話及手技の四つとする第六條

七 幼稚園の設備は

(イ)建物は平屋造とし保育室、遊嬉室、職員室其他須要なる諸室を備へる (ロ)保育室の大きさは幼兒四人に就き一坪を限度とする (ハ)遊園は幼兒一人につき一坪以上とする (ニ)恩物、繪畫、遊嬉道具、樂器、黑板、机

腰掛、時計、寒暖計、煖房器其他須要なる器品を備ふ (ホ)敷地、飲料水及採光窓は小學校の例に依る第七條

翌明治三十三年八月小學校令の改正に依り幼稚園法規も其の中に收められ其の設置廢止は小學校令を準用し同月發布した。小學校令施行規則中には其の第九章に詳細に定めてある。大要左の通り。

#### 小學校令施行規則(抄)

第九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマデノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハシ

トヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得

ス  
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ  
第九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戯、唱歌談話及手技トス



第九十八條 遊戲ハ分テ隨意遊戲及共同遊戲トス

隨意遊戲ハ幼兒ヲシテ各自ニ運動セシメ共同遊戲ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲ爲サシメ心情ヲ快活ニシ身體ヲ健全ナラシメンコトヲ要ス

第九十九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱ハシメ聽器、發聲器及呼吸器ヲ練習シテ其ノ發音ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ兼テ徳性ノ涵養ニ資セシメンコトヲ要ス

第一百條 談話ハ有益ニシテ興味アル事實及寓言、通常ノ天然物及加工品等ニ就キテ之ヲ爲シ徳性ヲ涵養シ觀察注意ノ力ヲ養ヒ兼テ發音ヲ正シクシ言語ヲ練習セシメンコトヲ要ス

第一百一條 手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意ノ發育ニ資セシメンコトヲ要ス

第一百二條 保育ノ時數ハ一日五時以下トス  
前項ノ時數ニハ食事時間ヲ包含ス

第一百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得  
第一百四條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保母トス

保母ハ女子ニシテ尋常小學校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ  
第二百五條 幼稚園長及保母ノ採用解職ハ市町村立幼稚園ニ在リテハ府縣知事之ヲ行ヒ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ百五十人マデニ増スコトヲ得  
第二百七條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ四十人以下トス

第二百八條 設備は前の保育及設備規程と略ぼ同じに依り省略することにした。唯保育室の廣さは設備規程には幼兒四人に一坪の割合であつたのを五人に一坪とし狭くした。

本縣では同年十二月縣令第九號小學校令施行細則第九十八條中に私立幼稚園長及保母の採用解職に關して規定し更に同三十五年縣令第四十一號本規程の改正中第九十八條の次へ左の各條を追加し保母の免許狀及試驗檢定を定めた。

第九十九條 幼稚園保母ノ免許ヲ與フルニハ認定若ハ試驗ニ依ル認定ハ隨時之ヲ行ヒ試驗ハ其ノ都度之ヲ公布ス

第一百條 保母ノ認定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第九十一條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

- 一 他ノ府縣ニ於テ授與シタル小學校若ハ尋常小學校本科正教員又ハ准教員免許狀ヲ有スル者
- 二 他ノ府縣ニ於テ授與サレタル幼稚園保母免許狀ヲ有スル者
- 三 高等女學校ヲ卒業シタル者
- 四 其ノ他知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

第九十一條 保母ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ

修身 道德ノ要旨

教育 保育法ノ大要

國語 普通文ノ講讀及作文

算術 整數ノ加減乘除

圖畫 簡易ナル自在畫

音樂 單音唱歌及樂器用法ノ大要



第二百二十二條 保婦ノ免許ヲ得ント欲スル者ハ履歷書ヲ添付シ知事ニ願出ツヘシ（以下省略）

### 各幼稚園状況

**千葉幼稚園** 千葉縣教育會の事業として設置したる千葉幼稚園は明治三十六年六月十二日開園した。千葉町に於て明治二十四五年頃幼稚園を経営したる者ありしが園主の都合に依り僅に兩三年で閉鎖したので、其の以後千葉町には廳下として一の幼稚園なきを遺憾とし縣教育會が經營することになつた。園舎は舊女子師範學校の建物を縣より借用して之に充て、内部の設備を整へ園兒六十名を收容した。主任保婦には東京女子高等師範學校保婦練習科を卒業したる協谷しげを聘し其の下に二名の保婦を置き保育に従事した。園舎其の他の設備は不充分なりしも内容の充實に努めたる爲成績は漸次良好に赴いた。

**私立成田幼稚園** 成田山五大事業の一である同園は明治八年五月の創立で保育を開始したるは其の月二十四日であつた。開園式は六月一日成田尋常小學校假園舎にて行ひ當初入園幼兒約六十名であつた。假園舎の狹隘なるに幼兒入園の申込は月毎に増加するを以てこの年十月地を相して新築工事に着手し翌年六月三日竣工した。位置は成田小字向臺の地にあつて町の東南に位し四方の眺望絶佳なる高地である。現在園兒の數九十六名あり、主任保婦は山口政子其の下に保婦三人ありて保育に従事す。

**大多喜小學校附屬幼稚園** 同幼稚園は明治二十年の設立に係り町立大多喜尋常小學校の附屬として幼兒保育の任に當りたるが明治三十年園兒の増加に伴ひ狹隘を告げたるを以て更に保育室一棟を建設し其の竣功式を同年四月十五日郡教育會總會を機として盛んなる開園式を舉行了た。

**佐原小學校附屬幼稚園** はじめ同町松浦千里が經營したる私立幼稚園であつたが明治三十四年六月三十日佐原小學校附屬幼稚園として同町に於て經營することになり設立認可を得同年九月一日より開園した。

**私立木更津幼稚園** 同園は明治二十六年の創立に係り木更津小學校前の一小寺院を假用して開園す。園主は高野かね子で兼て保婦を兼任して居る。明治三十一年の如きは園兒大に増加し四十有餘名に上つた。將來設備を整へ諸般の施設完成に至らば有望な教育機關となるであらう。

## 第四章 中等教育

### 第一節 中學校

#### 一、概要

**中學校令の改正** 明治二十七八年戰役以後國運の隆昌に伴ひ教育振興の熱頓に高まるに應じて政府は明治三十二年二月六日勅令第三十八號を以て「中學校令」を改正した。この改正で從來の尋常小學校の名稱を改めて中學校とし其の目的を定めて男子に須要なる高等普通教育を授ける



にありとし、高等中學校に關する事項は全然削除した。而して北海道及府縣は必ず一箇以上の中學校を設置すべきものとし、尙ほ必要を認められた場合には文部大臣は府縣に其の増設を命ずることあるべく、其の他郡市町村北海道及沖繩縣の區を含む又は町村學校組合は其の區内の小學校教育の施設上妨なき限り土地の必要に應じてこれを設置するを得べく、私人もこの規則に依りこれを設置することを得るものとした。

改正中學校令の特色とする所は尋常中學校を單に中學校と改め高等中學校を其の範圍より除かれたこと、これは明治二十七年六月高等學校令が公布されて高等中學校が廢止された爲である。公立中學校は一府縣一校に限られてあつたのを二十七八年戰役以後中學校を希望する者激増したる結果其等の希望者の要求を充たすため各府縣一箇以上の中學校を設立すべしと命じたことである。又一箇年以内の補習科を設け上級學校へ入學する者の便宜を圖られたものである。

**中學校令施行規則** 中學校令に基き文部大臣が定むべき數多の省令を總括整理して施行規則の名稱の下に織込み發布したものである。それによると第一章より第八章までとし、即ち第一章學科及其の程度、第二章學年教授日數及式日、第三章編制、第四章設備、第五章設置及廢止、第六章入學在學、退學及懲戒、第七章補則、第八章附則に分つてすべてを網羅して居るが、新に規定した處は少ない。中學校の學科目は修身、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、圖畫、唱歌、體操とし、外國語は英語獨語又は佛語の中を課し、法制及經濟、唱歌は當分これを缺くことを得るとした。法制及經濟は多年教育社會の問題となつて居つたので新に加へたのである。各學年に於ける各學科日毎週教授時間は左表に依る。

學科目	學年				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	一	一
國語及漢文	七	七	七	六	六
外國語	七	七	七	七	六
歴史				三	三
地理	三	三	三		
數學	三	三	五	五	四
博物	二	二	二		
物理及化學				四	四
法制及經濟					三
圖畫	一	一	一	一	
唱歌	一	一	一		



計	二八	二八	三〇	三〇	三〇
體操	三	三	三	三	三

法制及經濟を缺いた學校では其の毎週教授時數は外國語、歴史、地理に唱歌を缺いた學校では其の毎週教授時數は圖畫に配當する。

中學校の生徒數は一學校四百人以下とし特別の事情ある場合は六百日まで増すことを得る。分校の生徒數は三百人以下とした。補習科の生徒數は前學年に當該學校を卒業したる者の數より超過するを許さず。又補習科の生徒數は前項の生徒數に算入しない。又分校には第四學年以上の生徒を置くことを得ない。學級は同學年の生徒を以てこれを編制し一學級の生徒數は五十人以下と限定した。

教員の數は五學級以下の學校では一學級毎に二人以上とし五學級以上一學級を加ふる毎に一人半以上の割合を以てこれを増し又一學級毎に一人は他の職を兼ね又は他の職より兼ねしめな

いことを要す。中學校及其の分校では文部大臣の認可を受けて寄宿舎を備へざるもよし又土地の情況に依りては學校長舎監及教員の住宅をも設けらるべし。

第一學年に入學志願者中等小學校第二學年の課程を卒らざる者に就ては試験に依り其の學力を檢定す。該課程を卒りたる者は其の他の志願者に先ちて入學を許すことを得。但し其の數入學

を許すべき人員に超過するときは試験に依りて入學者選抜するものとす。

學期試験及學年試験は國語、外國語、數學、圖畫、唱歌體操に就てはこれを行はざることを得る。其の他學則認可の手續を廢して繁文を省略し實際の取扱に考へて設置變更等の手續を明確にした。

又本令施行の際現に在學する生徒に課すべき學科目及其の程度に關しては其の生徒の卒業するまで仍従前の例に依ることを得る。實科は本令施行の際既に在學する生徒の卒業するまでは仍従前の例に依ると規定した。

二、設 備

建築準則 學校衛生の進歩に伴ひ學校の校地、校舎の施設建築より机腰掛に至るまで大に衛生上に顧慮するやうになつた。其の結果設備規則に定めてあるに拘らず文部省は明治三十二年四月特に師範學校、中學校、高等女學校建築準則を定め、校舎、寄宿舎等を建築せんとするときは特別の事情ある場合を除く外必ず之に依らしめ、又既設の校舎、寄宿舎等でこの準則に抵觸するものは成るべくこの準則に依り改修を爲さしむる様嚴重訓令を發した。其の主なるもので概略を擧ぐれば

校地 有毒なる瓦斯、煤煙、塵埃等を發生する工場、瘴氣を發生する炭ある沼地、喧噪なる工場、貸座敷、劇場、寄席、火葬場に接近するときは道徳上並に衛生上有害なるを以て成るべく遠く隔離することを要す。面積は成るべく廣潤なるを要し殊に日當り好く排水の便あり乾燥にして健康に適する



土地を選ぶこと校地内に於ける體操場の位置は成るべく校舎の南方、西南方、東南方若くは西方を要す。校地を選択するに方り排水装置を備へた水道に依りて善良なる水を供給することの出来る場合を除く外、豫め其の地の水を分析し飲料に適するや否を檢し尙ほ其の水量の多寡を計り務めて善良なる飲料水及雑用水の供給に注意すること、井には堅牢な井筒を設けて汚水の浸入を防ぎ又井蓋を備へること、井流しは土管の如き不浸水物を以て造り且排水に注意すること、井は便所下水芥棄場等に接近せしめないこと、校地の周圍には樹木を植ゑ且柵欄等を設けること、樹木を植ゑるときは採光通風を妨げない又敷地を陰鬱ならしめない様注意し落葉樹、常綠樹を交へて栽植し有毒植物又は果樹の類は之を避けること、其他建築物に付ては教室は勿論講堂、寄宿舎其の他必要なる諸室、物置、便所、生徒用机腰掛の寸法に至るまで其の構造位置すべての装置に亘りて詳細に規定し且注意する所があつた。これまでの設備及建築の準則中これほど完備充足したものはない。なかつた。本規程發布以後校舎及其の他の設備面目を一新するに至つたものが多かつた。文部省は其の後五年を経て何故か本訓令を廢止する旨三十七年二月訓令を發した。

**教育上障害ある建築物築造取締方** 明治三十三年十二月二十八日付を以て内務、文部兩大臣より北海道廳、警視廳、府縣に對して師範學校、中學校及高等女學校に接近する土地に於て明治三十二年文部省訓令第四號第一項の趣旨を貫徹せしむる爲教育上故障ありと認むべき營業を許可し又は建物を築造せしめざる様取計ふべしと訓令した。

(參照) 文部省訓令第四號師範學校中學校高等女學校建築準則(明治三十二年四月六日)抄録

校地ニシテ有害ナル瓦斯、煤煙、塵埃ヲ發生スル工場、瘴氣ヲ發生スル虞アル池沼喧噪ナル工場、貸座敷、劇場、客席、火葬場ニ接近スルトキハ道徳上並衛生上有害ナルヲ以テ成ルヘク遠ク隔離スルコトヲ要ス止ムヲ得サル場合ニ於テモ其種類ニ從ヒ少クトモ二町以上ノ距離ヲ存スヘシ

三、設置廢止

本縣の縣立中學校は千葉中學校が明治十一年以來唯一校のみにて、これすら時に其の存廢を論議さるゝこと屢々ありしが、日清戰爭以後國民の向學心高まるに従ひ漸く其の不足を感ずるに至り、明治三十二年二月私立佐倉尋常中學校を縣立に移管し同年四月一日より開校し翌三十三年二月佐原中學校外二校木更津分校外一分校合せて三校二分校を俄に増設し、其の翌三十四年四月安房中學校を設置し、同時に木更津、成東の二分校を本校に引直し更に東葛飾郡松戸町に千葉中學校松戸分校を設置し、孰れも同年四月一日より開校することになつた。左に其の變遷を示す。

學 校 名	所 在 地	設 置 年 月 日	組 織 變 更 年 月 日	名 稱 變 更 年 月 日
千葉縣立千葉中學校	千葉郡千葉町	明治十一年八月創立千葉中學校ト稱ス		明治十九年千葉縣尋常中學校ト改メ三十二年四月一日千葉縣千葉中學校ト稱シ三十四年五月十七日千葉縣立千葉中學校ト改稱ス
千葉縣立佐倉中學校	印旛郡佐倉町		明治三十二年二月十七日公立佐倉尋常中學校ヲ縣立ニ變更	明治三十四年五月十七日千葉縣立佐倉中學校ト改ム
千葉縣立佐原中學校	香取郡佐原町	明治三十三年二月二日設置千葉縣佐原中學校ト稱ス		同年月日千葉縣立佐原中學校ト改ム



千葉縣立銚子中學校	海上郡銚子町	同上年月日設置千葉縣中學校ト稱ス	同年月日千葉縣立銚子中學校ト改ム
千葉縣立大多喜中學校	夷隅郡大多喜町	同上年月日設置千葉縣大多喜中學校ト稱ス	同年月日千葉縣立大多喜中學校ト改ム
千葉縣立木更津中學校	君津郡木更津町	明治三十二年一月二十日千葉縣中學校ト稱ス	同年月日千葉縣立木更津中學校ト改ム
千葉縣立成東中學校	山武郡成東町	同上年月日千葉縣佐倉中學校成東分校設置	同年月日千葉縣立成東中學校ト改ム
千葉縣立安房中學校	安房北條町	明治三十三年五月二十日設置千葉縣安房中學校ト稱ス	同年月日千葉縣立安房中學校ト改ム
千葉縣立千葉中學校松戸分校	東葛飾郡松戸町	明治三十四年四月十三日設置千葉縣千葉中學校松戸分校ト稱ス	同年月日千葉縣立千葉中學校松戸分校ト改ム

四、縣立中學校學則及其他の規程

公立中學校學則

縣はこれまで縣立中學校としては千葉中學校のみであつたのを、明治三十二年四月一日より私立佐倉中學校を縣立に移管されたので、同年五月二十日縣令第三十九號を以て共通したる千葉縣公立中學校學則を制定した。然るに其の翌三十三年三月五日文部省令第三號を以て中學校令施行規則が發布せられたので、縣はこれを受けて改正する所あり、殊に休學規程の如きこの當時より始めて設けられたものである。又同年四月一日より佐原銚子大多喜の三中學校成東、木更津の二分校が設置せられ開校されたので、學則改正の必要を生じ、三十二年五月縣令第三

十九號に依る學則は廢止して更に三十四年五月二十八日縣令第六十一號を以て千葉縣立中學校學則を制定し實施せしめた。左にこれを抄録することとする。

千葉縣立中學校學則(抄)

第二章 學科課程、教授時數 補習科

第三條 學科課程及每週教授時數は左表ノ如シ

學科目	第一 年		第二 年		第三 年		第四 年		第五 年	
	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
修身	一	人倫道德ノ要旨	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上
國語	七	講讀、文法、作文、習字	七	同上	七	同上	六	講讀、文法、作文	六	講讀、文法、作文、國文學史
(外國語)	七	讀方、譯解、書取、習字	七	讀方、譯解、會話、作文	七	同上	七	譯解、文法、作文	六	同上
歴史及地理	三	日本歴史、日本地理	三	外國地理上	三	外國歴史上	三	政治地理上	三	日本歴史、外國歴史、地文
數學	三	算術	三	算術	五	代数幾何	五	同上	四	同上
博物	二	植物、動物	二	同上	二	礦物、生理				
物理及化學							四	物理、化學	四	同上







圖畫	二自在畫	二自在畫	二自在畫	二自在畫
體操	五普通體操 兵武體操	三同上	三同上	三同上
計	二八	二八	二九	三〇
				三〇

三十七年一月縣令第十號を以て三十四年五月第六十一號本學則第二十三條中授業料金一圓二十錢とあるを一圓四十錢と改正し同年四月一日より施行した。又同年三月同上學則中休業日夏季休業を七月二十一日より九月十日に至ると改正し第二十三條の次に左の一條を即ち第二十三條ノ二學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得ト追加した。

**補習科設置** 中學校を卒業し他の高等學校又は専門學校に入學を志望する者に對して補習科を設け既修の學術を温め兼て入學試験に應ずるの準備をなすは刻下の急務であつたので本縣千葉中學校にては明治三十三年四月よりこれを設置することとなり告示第百二號を以て學則を定めて發表し同時に同年度卒業生中より其の志望者を入學せしめた。(補習科は千葉中學校に限る)

補習科ノ學科課程

學科	每週教授時數	程	度
國語及漢文	三時	漢字交り文及漢文ノ講讀	

外國語(英語)	四	譯讀、文法、會話、作文	
歴史及地理	二	日本及外國歴史、地文及政治地理	
數學	四	代數(釋義、整數、四則、分數、一次方程式、自乘、開平、開立、指數、根數、二次方程式、準二次方程式、比例、等差、級數、等比級數、調和級數、順列組合、二項法、幾何(定義、公理、直線、直線形、圓積、平面、立體角、角錐、角錐、球、圓錐、圓球)三角法(角、度、三角法、比對表用法、三角形、距離等ノ測法)	
物理及化學	二	物理上緊要ナル現象及定律、普通化學上ノ現象、緊要ナル元素及無機化合物ノ性質	

當時の生徒はいづれも同年度の卒業生にて其の志望學校及現在の狀況等は左の如し。

氏名	志望學校	現在狀況	氏名	志望學校	現在狀況
中村辰之助	第二高等學校	醫學博士 東京市澁橋區柏木ニ開業	林喜作	第二高等學校	醫學博士 京都市中京區麩屋町御池上ル
柳敬助	第二高等學校	死	小倉文彦	第四高等學校	醫學士 山武郡東金町田間ニ開業
内田邦彦	第四高等學校	醫學士 長生郡二宮本郷村ニ開業	大和與四郎	第四高等學校	醫學士 長生郡關村ニ開業
金子松之助	商船學校	死亡	中山幸之助	商船學校	實業(東京)



水野 藤吉	高等商業學校	實業 千葉市今井町	若森 久幹	高等學校工科	死亡
柴沼 榮作	第四高等學校	法學士 辯護士 臺南市明治町	藤崎 藤三郎	高等學校 大學 葦科	工學士 野田 醬油釀造 試驗所長
小島 達三	第三高等學校	醫學士 金澤市山田病 院副院長	黒川 宗七郎	未定	池田ト改姓 役場吏員 千葉市作草部町
酒井佐平治	未定	朽方ト改姓 小學校長 夷隅郡千町村			

計 十五名 (修了生は主として千葉中學校卒業生である)

翌三十四年五月二十八日前年制定の補習科に關する學則を廢正する旨告示し更に同月三十一日補習科を設置し其の學科課程毎週教授時數を定めて告示した左の如し

學科	教授時數	課程	學科	教授時數	課程
國語及漢文	三	本科ニ準ス	外國語(英語)	六	本科ニ準ス
歴史及地理	二	同上	數學	五	同上
博物	二	同上	物理化學	二	同上
計	二〇				

縣立學校基本財産積立方法 學校の増設するに従ひ教育費年一年と増加し將來維持の方法を確實鞏固にするには今より其の計畫を立て一定の金額に達するまでこれを積立蓄積せねばならぬとの見地より當時の當局はこれが造成の方法を講じ縣會の議決を経て内務大臣の許可を得て左の通り定めた。

千葉縣立學校基本財産積立方法 明治三十六年二月十三日 千葉縣令第十四號

第一條 千葉縣立學校基本財産設置ノ爲縣ハ毎月其ノ生徒授業料ノ半額及農産物ノ收入金ヲ別途積立利殖ス但明治三十六年度ハ四分ノ一ヲ積立ツルモノトス

千葉中學校ノ資本金ハ此ノ積立方法施行ト同時ニ之ヲ積立金ト爲ス

第二條 積立金ノ額四百萬圓ニ達シタルトキハ其ノ翌年度ヨリ積立ヲ止メ之ヲ各學校ノ基本財産ト爲ス但千葉中學校ノ資本金タリシ元資及之ヨリ生シタル利子ハ特ニ同校ノ基本財産ト爲シ其ノ他學校ヲ指定シ基本財産ト爲ス目的ヲ以テ寄附スルモノアルトキハ其ノ利子ヲ併セ特ニ其ノ學校ノ基本財産ト爲ス

第三條 縣立學校基本財産設置ノ年ヨリ縣立學校ノ經濟ハ縣ノ特別會計ト爲ス

附 則

第四條 此ノ方法ハ明治三十六年度ヨリ施行ス

第五條 明治二十三年三月千葉縣令第五十二號千葉中學校資本金管理法ハ此ノ方法施行ノ日ヨリ廢止ス

翌三十七年一月縣は通常縣會の議決を経て内務大臣及文部大臣の許可を得て三十六年二月千葉縣令第十四號縣立學校財産積立方法中改正し同年度より施行した其の改正の要項は次の通り  
第一條 千葉縣立學校基本財産設置ノ爲縣ハ毎月其ノ授業料ノ半額及農産物ノ收入金ヲ積立特別會計トシテ之ヲ利



殖ス

然るに時恰も三十七八年度の戦時に際し縣經濟上の運用上戦時中は兩年度に限り其の積立を停止するの止むなきに至つた。

基本財産積立金管理規程 三十六年二月縣立學校基本財産設置に付ては其の管理規程を定め内務、大藏兩大臣の許可を得てこれを公布した次の通り

千葉縣立學校基本財産管理規程

第一條 千葉縣立學校基本財産積立金ハ利付預ケ若クハ公債證書トナシ利殖ヲ圖リ其ノ利殖金ハ之ヲ積立金ニ編入ス

第二條 積立金ヲ銀行ニ預ケ入ル、トキハ其ノ預ケ金額以上ニ相當スル有價證券ヲ擔保トシテ提供セシム

前項有價證券種類及其ノ擔保價格ハ明治三十五年三月千葉縣告示第五十四號ニ依ル

第三條 前二條ノ外千葉縣有財産管理規則ニ依ル

中學校高等女學校教科用圖書選擇方

明治廿六年三月十二日 内務部長ヨリ中學校長及高等女學校長へ  
教科用圖書ノ新定變更ニ付キテハ慎重ヲ要シ万止ムヲ得サルモノ、外成ルヘク從來ノモノヲ襲用スヘキ旨向ニ縣立學校長會議ノ節知事ヨリ指示相成候處今般別記ノ通り文部總務長官ヨリ通牒有之候條尙一層御注意後來不都合ナキコトヲ期セラルヘク依命右通牒ス

(別記) 明治廿六年二月廿七日 文部總務長官ヨリ知事へ

圖甲第一五七號  
近來中學校高等女學校等教科書ノ發行日ニ増加スルノ勢アリ是中等教育發達上固ヨリ喜フヘキ現象ニ有之候得共若シ之カ爲ニ濫ニ教科書ヲ變更スルノ結果萬一小學校教科書ニ於ケルカ如キ弊害ノ伴隨スルコトアラハ教育上不都合

ノ次第二有之候條此等ノ點ニ關シ平素學校職員ヲ戒諭シテ教科書ノ選擇ヲ慎重ナラシメ之カ認可ノ際ニハ十分御注意相成度候將又同一管内ニ中學校高等女學校等各數校アル場合ニ於テ往々各校ヲシテ強テ教科書ヲ畫一ナラシメントスルノ申合等ヲナスモノアルヤニ相聞エ候處此如キハ却テ書肆ニ乘スヘキ機會ヲ與フルノ虞有之候ニ付寧ろ各校ノ創意ニ依テ教科書ノ選擇ヲ爲サシメ以テ教授上各自特有ノ進歩ヲ爲サシムルニ如カスト存候依テ自今斯ル申合セ等ヲ爲サシメサル様御監督相成度候過般地方長官會議ニテ文部大臣ヨリ中學校等ノ教科書ニ關シテ演說相成候次第モ有之候得共尙爲念此段及通牒候也

校舍及體操場公開報告方

明治廿六年十一月十三日 内務部長ヨリ縣立學校長へ  
縣立學校ニ於テハ自今教育上障害ヲ來スノ虞ナキ場合ニ於テ公衆體育ノ爲メ體操場ヲ公開シ又ハ公ノ集會ニ校舍ヲ使用セシムル等ハ差支無之候ニ付相當取締ノ下ニ便宜認可ヲ與ヘラレ可然候最右ノ場合ニ於テハ五日以內ニ其使用者又ハ集會名稱目的ヲ記シ知事へ御報告相成度依命右通牒ス

追テ本文使用ヲ認可セラル、場合ニハ使用爲校舍校地等ニ損害ヲ生シタル場合ニハ原形修補又ハ賠償等ヲ爲サシムルハ勿論ノコトニ有之候爲念申添候也

中學校教授要目

明治三十五年二月文部省は訓令を以て中學校教授要目を定めて發布した教授要目は各學科に亘り各學年に於ける教授事項の標準を示し且實施上の注意を與へて居る。本縣では學校長は宜しく該要目に準據し縣下の實情に鑑みて適切なる教授細目を編成し各學科目教授の内容を充實し克く中學教育の本旨を貫徹せしめんことを期すと訓令した。



五、各學校狀況

1 千葉中學校

我が縣の中等教育殊に中學教育は多年萎靡不振の狀態であつて、時にはこれが存廢を縣會議場に上ること一再に止まらなかつた。これが爲校舎の如きも舊女子師範學校の古びたる建物を借用すること十餘年に及び學生は年に増加して狹隘を告ぐるも顧れず、殆ど朽廢に屬した。於是時の知事阿部浩は赴任匆々これが改築に着手し、二十九年の縣會に提案した。其の説明に曰く

先般臨時縣會の際諸君に告ぐるに本官は赴任日淺く本縣々治上の經驗乏しきを以て百事調査の時代に屬し未だ實際の問題を指して之が意見を述ぶる能はざるを以てせり。爾來僅に三十餘日を經過するに過ぎざるを以て今日尙調査時代にあるも我が國現時の形勢に鑑み本縣目下の現狀に考へ正に實行せざるべからざる二三重要な事業は漸く調査結了せるを以て豫算案に編入せり。

中等學校の新築簡易農學校の創設水産及其他の實業は實に長足の進歩を圖らざるべからざるは既に輿論の向ふ所たるを信ず、これが爲少しく地方負擔を重からしむる虞なきにあらざるも我が國現下の形勢に於て本案を提出するに躊躇せざるなり、公明なる諸君深く思を此に致されんことを(下略)

戰後縣會の體面一變して議員の教育思想年毎に進歩し漸く教育事業に注目するの好機に際會したので縣會も亦翕然として之に和した。

かくて建築に要する經費は四萬八千六百六十九圓八十一錢三厘で、これを三十年三十一年の兩年度に亘りて繼續事業として、三十年度に九千六百五十四圓十七錢三厘、三十一年度に三萬九千六百四

圓六十四錢を要求し敷地は適當なる場所を選ぶことにした。然るに當時の縣會は多年の慣例として原案其の儘を可決することなく必ずや多少に拘はらず理事者の提案を修正するのが議員の職能のやうに思つて居つた。されどこの案に限り殆ど原案に近き些少の修正を加へて滿場一致で可決し、この計畫を翼賛したるは縣會として近來の美事であつた。其の修正額は左の通り

内 譯

總 額

金七千六百八十圓七十一錢六厘

三十年度支出

金三萬九千三百六十二圓七十九錢九厘

三十一年度支出

因に工事に着手して後其の經費は不足を告げ結局其の工費を増加し總額五萬九千七百十七圓五十五錢を費して竣工したのである。

其の翌三十年地を千葉町字南猪鼻西猪鼻及千葉寺字天神臺辨天臺の各字に亘りて撰定した。其の地たる前面遠く海を隔て、富嶽を望み近く袖ヶ浦の白帆點々たるを眺め、鹿山鋸峯亦一眸の中に在つて北は醫學專門學校、師範學校に隣接し、四邊亦熱鬧の煩累なく、土地高燥で衛生に適し學生の攻學上最好の位置である 現在本校所在地

新築校舎落成式は同年十一月一日舉行した。來賓には奥田文部次官をはじめ農商務省商工局長木内重四郎、阿部知事以下官民多數が參列し盛會裡に式を終つた。當日はあやにく前夜來の豪雨降り續いたので本校職員及生徒等が數日來苦心焦慮して折角盛觀を添へんとした計畫も半ばは水泡に歸したるは甚遺憾であつた。本校では爾來この日を以て紀念日と定めた。



明治三十三年縣内に多數の中學校が一時に増設され、本校も亦逐年擴張盛運に赴き、木更津に分校を置きしが、僅に一年にして翌三十四年本校に引直され、木更津中學校として獨立し、同時に東葛飾郡松戸町に分校を置かれた。三十二年の新築校舍落成の當時に比すれば、職員の数三十有餘名となり、而も精選充實されて面目を一新したる觀がある。其の氏名及擔任學科は左の通り

職名	擔任學科	氏名	職名	擔任學科	氏名
學校長	修身、歴史	由比 質	教諭	英語、地文	田中西 熊
教諭	法制、經濟、英語	寒河保 吉	教諭	物理、代數、幾何	櫛引 純二郎
教諭	算術、幾何、代數、三角	宇佐美 武次郎	教諭	漢文	山本 廉
教諭	國語	吉岡 九八郎	教諭	博物	高橋 巳之吉
教諭	漢文	高於 苑三	教諭	漢文、英語	新田 義彦
教諭	國語	渡邊 弘之助	助教諭	體操	糸久 龜次郎
助教諭	體操	山中文 器	助教諭	習字	柴田 斗機
囑託教師	英語	飯田 萬治	囑託教師	英語	小倉 四郎次

松戸分校

囑託教師	體操	江川 盛章	囑託教師	歴史、地理、代數	菅又 熊之助
囑託教師	圖畫	堀江 正章	囑託教師	算術、代數、幾何	阿部 要藏
囑託教師	歴史、地理	池田 淳	囑託教師	國語、歴史	生田 長浩
囑託教師	英語、算術	宗 昌雄	囑託教師	體操	手島 大喜
囑託教師	化學	平野 一貫	書記	會計	上原 保俊
書記	庶務	河野 勝宜	書記	庶務	戸村 惣三郎

職名	擔任學科	氏名	職名	擔任學科	氏名
教諭主事	修身、國語、習字	伊藤 平章	教諭	漢文、地理、歴史、作文	西田 長左衛門
囑託教師	英語	柴田 正	囑託教師	數學、博物、圖畫	英 善四郎
囑託教師兼書記	體操	小出 恒三郎	書記		洞下 武太郎

生徒は本校五百三十二人、これを十四學級に編制し、分校九十五人、孰れも一年生で二學級に編制



した。訓練上各學級に一人の主任教員を置き、生徒内外に關する一切の取締に任せしめ、校長は全校の修身學科を擔任し、其の教授したる事項は成るべく日々の行爲に實踐せしむるを主眼としたので、教授は講堂に於てし、其の級の主任教員と體操教員をして必立會はしめ、而して此等の教員は學校内は勿論、校外に於ける生徒の行爲に關し果してこれを實踐し得るや否やにつき監視し時々通學生徒の下宿所を見廻り、學生生活の状態を調査し、これに由りて賞すべきは賞し、訓戒すべきものは訓戒し、獎勵すべきものは獎勵した。學校長も亦時としては巡視することもあり、斯る取締法を設けてから學生生活の状態を知ることを得るので、大に訓育上の便宜となり、一面に職員生徒間の親密を圖る利益を得て、其の結果同校生徒の風儀大に改まるに至つた。又體育獎勵の爲、端艇を備へて隨意に使用せしめ、柔道、擊劍は斯道に堪能なるものを囑託して教師となし、日々練習せしめた。冬季極寒の際にはこれ等の寒稽古を行ひ、凜烈なる寒氣も物ともせず、日々午前四時頃より來校する者百餘名に上り、中には一里以上の所より通ふ者もあつた。其の他日曜、土曜等の休業日には職員は生徒を引率して遠足を試みることも屢であつた。學業の成績も一般に進歩の状態、現に卒業生中高等學校をはじめ、其の他の専門學校又は陸海軍の學校等に入學したるもの、成績に就きて見るとも、其の良好なるを證明するに足るであらう。寄宿舎には百六名の生徒を收容し、多くは一年生なれども、二年生以上のものも本人の志望によりては入舎を許したる者も少くない。舎監が一切を取締り成るべく、家族的な生活の方針を取り、生徒の學資の如きは舎監が保管し、入用の都度生徒に交付するを以て、濫費の恐がない。これを實行してから父兄は生徒に直接に金を送らぬので、従前に比して頗る費用を節するやうになり、安心して學校に依頼するに至つた。食料は一ヶ月五圓有餘にて足るの

で生徒の取締上よりいふも、又經濟上より言ふも、寄宿舎に入らする方頗る便利な所より、父兄其の他の監督者なき者は成るべく入舎させる方針であつた。松戸分校は未だ寄宿舎の備へなきゆゑ、各教員これを監督して安全な家を選んでこれに託し、止宿せしめて居る。又生徒の志氣を作興し、親和を厚うし、健全なる校風を養成する爲、全校の生徒を以て校友會を組織せしめた。校友會は左の各部を置き、會員には各其の好む所の部員とすることに定めた。

擊劍部	一三五名	柔術部	二六八名	遠足部	未詳
野球部	九四名	端艇部	四二三名	陸上運動部	全員
弓術部	未詳				

擊劍部では伊東景教を柔術部では林定吉を各其の教師として、聘し日々練習を怠らない。端艇部では同窓會の寄附金三百九十五圓及校友會の支出金四百圓を以て、新に三隻の端艇を製造し、三十年十月二十五日石川島造船所より回航した。校友會は又會員の文學思想を涵養する爲、雜誌發行を計畫し、三十二年十二月其の初號を發刊することになつた。

現時中等教育社界の通弊は何れの府縣でも職員の変更が頗る頻繁なことである。然るに本校に至つてはこの弊漸く減じて、一ケ年間に僅に二名の更迭があつたのみ。これは内部の整理が行届き職員が各其の職務に忠實なる一端を知るに足るであらう。生徒の半途退學者多きも亦現今中等教育の通弊であるが、本校には漸くこの弊も免れ、一ケ年間僅に三四十名の異動を見るに過ぎない。以上

明治三十五年一月現在

三十七八年戰役に際し時局に適應する爲、本校が執りたる訓練上其の他施設したる事項は概ね



左の通りであつた。

日露戦役起るや本校は學校一致軍國の營府たるに背かぬやう先づ修身科を中心とし他の學科に於ても務めて機会を逸しないでこの點に留意し或は生徒の軍事思想を鼓吹する爲特別教授を行ひ或は恤兵部を組織し或は出征軍隊を見送り或は戦死將兵の葬儀に参列し聖旨を奉戴する上に於て寸毫も遺算なきやうに務めた。更に項を別けて之を記せば

一、修身科 各生徒に戦時記念帖を備へさせ之を恢弘録と名づけ宣戦の大詔戦局の經過文部及本縣の訓令其他軍國青年の心得となるべき事項を記入させ時々之を講讀せしめる。

二、恤兵部 本校々友會の一部として設けたもので其の概要を述べれば

(イ) 恤兵部の開始 明治三十七年五月

(ロ) 贖金の方法 生徒は毎月金貳錢職員は其の俸給五百分の一以上を贖金すこの割合は戦局の前途と共に將來向上的に増加する見込である。

但特待生及準特待生は其の特志によりて免せられた授業料の十分の一を寄附する。

陸上運動會、端艇競漕會、同級會、同郷會等は其の會費の幾部を節して恤兵部に寄附する。

三、戦争に關する詔勅の奉讀 宣戦の詔勅渙發せらるゝや本校は直に生徒を講堂に參集せしめ嚴肅な儀式を行ひて之を奉讀し以て生徒をして 聖旨の存する處を知らしめ十一月一日本校紀念式日には十月十日の勅諭 内閣總理大臣に賜りたる勅諭 を奉讀し其他天長節祝賀式及十一月二十日野外演習の解散の際には宣戦の詔勅及十月十日の勅諭を奉讀して生徒を感奮興起せしむるに務めた。

四、恤兵學藝大會 時漸く寒冷に向ひて遠征將兵の困苦想ふに餘りあるの時十一月三日を卜して臨時恤兵學藝大會

を開き生徒の製作物を公衆の觀覽に供し内には學藝を獎勵し又入場券を發賣して其の收入を以て恤兵の微衷を表せんと企てしが幸に公衆の同情を得て來會者校外を通じて三千餘名收入八十一圓六十八錢 職員生徒の多きに及んだ。この收入金は當日の費用を控除したる後これを千葉町恤兵會、愛國婦人會、千葉町有志團體、千葉軍人遺家族慰問協會へ平分に寄附した。

其の他特別教授として歸還將校其の他豫備將校の實戰談を乞ひて軍事思想を鼓吹するに務め千葉町出征戦死者の葬儀には授業に妨げなき限り戦時教育の目的を達する爲本校に關係の親疎及將兵の階級等に由りて生徒に會葬せしむる程度を定め例へば本校出身者には其の階級を問はず職員生徒一同參列し然らざる場合には將校には各學年より一組づゝ都合五組、下士卒に在りては各級長若くは副級長を總代として參列せしめる等因に本校職員で召集されたる者三名内一名病氣除隊喇叭手二名本校卒業生で從軍したる者約六十名内六名は名譽の戦死を遂げた。此等殉死者の葬儀には學校長本校を代表して參列し其の肖像は永く本校に保存して名譽の記念とし兼て後進生徒の模範となさんとした 明治三十七年中實施の概況抄録

校旗の制定 從來本縣の師範學校中學校には校旗の制定はなかつたが三十年柏田知事の時代これを制定し同年十一月二日同知事よりこれを授與した。當日午後二時職員生徒隊伍を整へ縣廳に至れば知事玄關に出で校旗授與式を擧ぐる旨を述べ更に語を續きて曰く。

抑校旗の學校に於けるは猶軍旗の軍隊に於けるが如く一團隊の骨髓とも見るべきものなれば其の校に在る者は常によく學を磨き徳を修めてこの校旗の體面を汚さざる事を努めざるべからず、元より學生が其の徳を修め學を研くべきは校旗の有無に關するが如きものにあらざれどもこの校旗の授與と共に一層の奮勵を以て善良なる校風を作り後



來世の中堅人物として耻ぢざる其礎を養ふべし、即ちこの校旗の文は鏡にして正に人の龜鑑たるべきの意を寓せり云々

校旗を菊池校長に授けらる。校長は之を受けて旗手に渡し、恭しく答辭を述べて式を終へ、それより校旗を保護し肅々として學校に歸つた。これより學校の重要な行事は校旗の下に行ふを常とした。

學校長 梅若誠太郎は明治二十六年二月前校長本間六郎の後を承けて來任以來篤實温厚の資を以て一に學校の進歩發達を期圖した。生徒を教養するに専ら訓育に意を用ゐたるが當時本縣の中等教育は萎靡沈滞の状態で惠まれず在職滿四年の後三十年二月不幸にして遂に退職することになつた。後任には岡山縣津山中學校長菊池謙二郎擢でられ本校長に用ゐられた。氏は舊水戸藩の出身にて夙に本邦歴史を専攻し中學校長として令名があつた。赴任匆々銳意内容の改善に盡力し忽にして綱紀を肅正し、校風を改めた。生徒を遇するに嚴格の裡に慈愛を含み一言一行皆誠意熱情より出でざるはなかつたので、生徒の信頼頗る厚く父兄亦良師を得たるを喜んだ。當時本縣の中等教育は擴張の時機に際會したので、氏の手腕に期待するもの頗る多かつた。然るに在職僅に一年を滿たないのに生徒の敬禮問題に就き教權確立の爲に長官と意見を異にし三十一年四月七日遂に休職の止むなきに至つたのは氏の爲に惜み又本縣教育の爲に頗る遺憾であつた。同校の生徒等深く其の恩義に感じ欽慕の餘り特に銀盃を贈り永く謝恩の意を表したといふことである。其の後を繼ぎたる黒川雲登は同年六月二日山梨縣甲府中學校長より來任したるがこれ亦在職半歳に足らないで十一月五日再び休職の命に接した。學校長の斯く頻繁に更迭するは内部に如何なる事情

が伏在するにもせよ教育上害あつて益なく本校の不幸これより大なるはなかつた。其の後任は當局も其の選任を慎重したらしく俸給も一躍千五百圓從前千二百圓に昇せて豫算を變更した。當時全國中學校長中これ以上の高給者はなかつたといふ。かくて嚴密に銓衡の上同年十二月第二高等學校教授溝淵進馬を擧用した。氏は高知縣の人二十八歳東京帝國大學文學部の哲學科を専攻したる者で就任以來眞摯着實に其の職務に服し風紀大に革り成績見るべきものありて良校長として内外共に稱揚し期待する所多かつたが其の期待も東の間で三十二年七月文部省より海外留學生を命ぜられ東京高等師範學校教授として在職の儘教育學取調の爲獨佛へ派遣さるゝこととなり遂に其の職を去らるゝに至つたのは同氏の爲に祝福するも本縣としては惜むべき人であつた。こゝに於て本校長は三十一年四月以來僅に一年有餘を経過せざるに菊池去り、黒川去り、更に溝淵が去り、前後三校長が更迭した。次に來るべき校長は何人が其の選に當るかは最も注目に値したのである。されは當局は慎重を重ねて銓衡の結果後任は同年八月溝淵氏と同縣人で山口高等學校教授兼舎監として令聞のあつた由比質が選任された。同氏着任以來一意専心校務に盡瘁したので内外の信用頗る加はり學校の基礎漸く確立し四十年一月熊本第五高等學校教授に轉任するまで在職七年有半の間其の經營規畫する所頗る多く、校運隆々として振興した。

## 2 佐倉中學校

本校は元佐倉藩費成徳館の後を承けて佐倉集成學校と稱し向之福これが校長となり廣く佐倉の子弟を教育した。明治三十年四月更に組織を新にし私立佐倉中學校と稱し山路一遊これが校長となつた。三十一年三月山路校長愛知縣師範學校長に任ぜられ金井啓一其の後を繼いで校長とな



り同六月二十九日文武大臣より特別認可を與へられ徴兵猶豫の特典を得た。三十二年四月一日其の敷地、校舎及他の總ての財産を本縣に提供して縣立に移管し千葉縣佐倉中學校と改稱した。當時千葉中學校長溝淵進馬其の創立に際し臨時本校々長兼務を命ぜられ、其の他の職員もそれ〴〵任命された。同四月十四日新潟縣北蒲原中學校教諭深田藤治本校々長兼教諭に任せられ、尋で千葉中學校長溝淵進馬の臨時本校長兼務を解かれた。深田校長着任以來銳意改善に力を用ゐられ、其の結果忽にして舊來の面目を一新し訓育設備共に着々と整頓し大に見るべきものあるに至つた。殊に未だ創設の事として生徒も比較的少なければ監督もよく行届き随つて生徒の風紀頗るよかつた。職員は校長一名、教諭三名、助教諭一名、囑託教師五名、書記一名、都合十一名であつた。其の氏名と擔任學科とは左の通り

職名	擔任學科	氏名	職名	擔任學科	氏名
校長兼教諭	倫理、英語	深田藤治	教諭	地理、歴史	吉本千代造
教諭	國語	橋詰孝一郎	教諭	數學、物理	藤卷卯三郎
助教諭	體操	稻垣元次郎	囑託教師	博物、英語	和田太吉
囑託教師	英語	三浦明	囑託教師	數學、化學	中根松次郎
囑託教師	漢文	小泉發	囑託教師	圖畫、習字	藤崎阿曾吉

書記	富山彌
----	-----

前記の外歩兵第二聯隊附陸軍歩兵軍曹一名に體操科の教授の一部を囑託して居る。又三十三年四月より分校を山武郡成東町に設置する筈にて首席教諭として田中玄黄をはじめ二三の職員任命せられ、其の他の職員も略ぼ内定し既に假事務所を開始して事務を執つて居る。本校も同四月以降は學級増加するので英語科教員一人、國語科教員一人、増員の見込である。

生徒は現在五年生八名、四年生十名、三年生二十一名、二年生四十七名、一年生七十二名、合計百五十八名ありてこれを六學級に編制した。

生徒の訓育上に就きて校長以下職員の意を用ゐること最周到で多數生徒の下宿する所には職員も共に下宿して其の監督をなし、又各教員は區域を定めて家庭を訪問し且父兄の請によつては教員の自宅に生徒を宿泊させるなど種々の方法を用ゐて取締に務めて居る。斯く職員は訓育上に重きを置くにも拘はらず未だ一の寄宿舎の設備がないのは本校にとりて生徒訓育上最遺憾とする所なるが、近く堀田伯爵の寄附によつて寄宿舎造營の計畫ありといへばこの缺陷を補ふことであらう。又生徒の學資は子弟の修學上最關係するものなれば、この點に就ても大に注意し生徒には成るべく節約を旨とせしめ父兄にも其の意を通じて學生の浪費を防いで居る。同校より父兄の許に通知したる報告に依れば、一ヶ月に要する通常費は生徒一人に付下宿料五圓六十錢、授業料一圓二十錢、校友會費十錢、理髮及洗濯料二十錢、入浴料三十錢、筆紙墨等の學用品費四十錢、竹刀其の他附屬品費二十錢、靴下、手拭、商磨等の日用品費五十錢、合計八圓四十錢である。其の他臨時費として書籍



代一學年間凡金三圓單靴代(入學の初年五月調製金二圓三十錢、夏服一組代(同上)金一圓五十錢、外套一組代(同上)金五圓三十錢、冬服一組代(入學初年十月調製金五圓五拾錢、麻脚代金五十錢合計金十八圓十錢、但夏服、冬服、外套は身體發育の狀況によつては年々改造を要するものもあるであらうが最初新調の際少しく寛大にすれば修業五ヶ年間夏冬衣共に各二組づゝにて充分であらう、靴は修理を加ふるも年々一足を要すべく麻脚代は各自の隨意なれども之を用ゐれば雨雪の際など通學には大に便利であるといふ。三十三年二月現在状況

同校縣立學校移管以來第一回の卒業證書授與式は同年四月四日舉行され知事代理森正隆書記官の式辭深田校長の諭告粕谷佐倉町長の祝詞卒業生總代兼坂貞造の答辭があつた。卒業生の氏名は左の通り

兼坂貞造 篠原一郎 大森秀輔 小野義雄 水谷清  
中村和三郎 吉原盛式

其の後逐年盛運に赴き、三十五年小永井解太郎校長となるに及んで生徒も次第に増加し職員も随つて増員し設備内容共に整頓した。當時職員の名及擔任學科は次の通り

職名	擔任學科	氏名	職名	擔任學科	氏名
校長	英語、修身	小永井解太郎	教諭	英語、修身	芝崎謙平
教諭	地理、歴史	石井周藏	教諭	幾何、代數、三角法	澤金一郎

教諭	算術、代數、物理化學	安部正教	助教諭	修身、漢文、算術、習字	關口源太郎
助教諭	體操	常味千穎	助教諭	體操	松田勝己
囑託教師	英語、法制、經濟	山崎正矩	囑託教師	英語、鑛物、生理、動物、地文	和田太吉
囑託教師	英語	三浦明	囑託教師	國語、漢文、作文	寺本善一郎
囑託教師	國語、漢文、作文	三幣寅藏	囑託教師	圖畫	石田益敏
囑託教師	國語、漢文、作文、地理、歴史	都築石太郎	書記		松沼小房
書記		佐治峻介			

現在生徒二百三十七名之を八學級に編成し、五年級一組二十名、四年級一組二十六名、三年級甲組二十三名、乙組二十二名、二年級甲組三十二名、乙組三十一名、一年級甲組四十二名、乙組四十一名であつた。校友會は談話雜誌、擊劍、野球等の數部門に區分した。中にも擊劍、野球の兩部は非常に盛んであつて毎日職員生徒は相交りて技を試みつゝあつた。又生徒は多く家庭より通學し二里以上の遠路を往復するものなどもありて概して體格は強健に見受けられた。而して毎年期を定めて兩部の大會を開催して技を競ひ勝を争ひ平素苦學の辯を散するが如く頗る盛んであつた。本校は藩費の後を承けたることゝ和漢の圖書蓄藏せられ加ふるに圖書も多く保存してある。



恐くは全國中學校中この種の圖書を多量に蔵するもの他に比類ないであらう。明治三十五年六月調査  
 學校長 明治三十二年四月縣立中學校として創設の際千葉中學校長溝淵進馬臨時本校々長兼務を命ぜられ創立の事務を處理した。同四月十五日新潟縣北蒲原中學校教諭深田藤治新に本校長に命ぜられ爾來同氏に依りて創業の功を全うした。三十三年八月長野縣長野中學校長に轉じ後任には同九月二十五日武井悌四郎任ぜらる。氏は在任中専ら内部の整理に心を傾け兼て寄宿舎講堂の建設を計畫された。在職一年有餘で三十五年三月新潟縣高田師範學校長に轉任し、同年四月九日同地出身の小永井解太郎其の後を襲うた。氏は有名な幕府の儒官小永井小舟翁の令嗣で東京帝國大學文科大學撰科を卒業し出で、静岡縣韮山中學校校長福井縣武生中學校長を歴任し中等教育には極めて經驗多く且定見を抱持し、在任中主として内容の充實を圖つた。三十八年本縣中學校の改廢問題起るや其の難局に當りて奔走盡力する所あり、堀田家を説きて其の維持資金を支出せしめて永遠に其の存続を全うした。

3 佐原中學校

北總香取の地は廣袤實に三十二方里餘、北に刀根の清流を控へて田野豁け戸口滋く、加ふるに交通の便逐次發達し土地肥え産業盛んで民力豊かである。其の子弟の教育に於ても亦注意の誠に厚きを見る。會々本縣に中學校を増設する計畫あるや、本郡の有志は奮つて巨額の財と土地とを提供し其の事業を翼けたので、多數の競争を排除して遂に本校の設置を見たので、本郡有志者の力に負ふこと亦頗る多きを見るのである。

本校は明治三十二年二月設置を公布され翌三十三年二月九日生徒を募集し同月十四日栃木縣

師範學校教諭海鹽錦衛學校長に任ぜられ、三十三年四月法界寺を假校舍に充て授業を開始した。此より先本校敷地として佐原町八日市場區前原にトし工事に着手し同年八月新築校舍功を竣へて移轉した。同年十月三十日 兩陛下の御眞影を拜戴し、尋て校舍の増築、寄宿舎の設置、敷地の擴張作業實習地の開始等皆其の緒に就いた。同年十二月二日開校式を舉行した。當日は來賓として文部省より大臣代理官房長重岡薫五郎縣より知事代理書記官吉見輝はじめ警部長、視學官、參事官等臨席し、朝野の名士無慮百餘名に及び盛大裡に式を了つた。  
 組織變遷 創立以來三十八年度まで七箇年に亘りて職員生徒數學級數及經費豫算の變遷等は左の如し

年 度	經 費 豫 算	學 級 數	生 徒 數	職 員 數	備 考
明治三十二年度	一、九五一・七五八	一	九三	四	書記 學校醫ヲ加フ
同 三十三年度	三、八九七・〇〇〇	二	一六七	六	生徒定員二五〇人
同 三十四年度	七、五五四・〇〇〇	四	二二二	一〇	
同 三十五年度	一一、四七〇・〇〇〇	六	二五〇	一八	
同 三十六年度	一一、八九〇・〇〇〇	八	二八〇	一九	
同 三十七年度	一一、五八二・〇〇〇	八	二七四	一九	
同 三十八年度	一一、八二六・〇〇〇	八			

校地校舍の變遷

校舍は明治三十三年八月新築落成し建坪四百十坪有餘であつた。其の翌三十